The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	臨床と対話，第5回対話シンポシウム
Author(s)	稲葉，一人；家高，洋
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12991
rights	(c) 大阪大学21世紀COEプログラム インターフェイスの人文学 / Interface Humanities
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

Osaka University
The 21st Century COE Program
Interface Humanities
Research Activities

臨床と対話

2006年度報告書

第5回対話シンポジウム

Osaka University
The 21st Century COE Program
Interface Humanities
Research Activities

臨床と対話

2006年度報告書
第5回対話シンポジウム

目　次

まえがき

中岡成文（大阪大学教授／大阪大学コミュニケーションデザイン・センター長）‥‥ 4

対話シンポジウム（第１回〜第５回）　総括報告

稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）‥‥ 5

第５回対話シンポジウム
「地域からの対話促進の発信　―対話の多様性と可能性」 ‥‥ 9

開催要項 ‥‥ 10

第５回対話シンポジウムの開催にあたって

中岡成文（大阪大学教授／大阪大学コミュニケーションデザイン・センター長）‥‥ 12

教育現場における対話促進によるもめ事解決策
―メディエーション教育への夢を語り合おう！―

ＮＰＯ法人 シヴィル・プロネット関西 ‥‥ 19

講演　米国オハイオ州のピア・メディエーション視察報告

竹村登茂子（読売新聞大阪本社編集局文化部次長）‥‥ 20

講演　日本におけるメディエーション教育の課題とその可能性

水野修次郎（麗澤大学教授））‥‥ 34

パネルディスカッション　メディエーション教育への夢を語り合おう！

コーディネーター：津田尚廣（代表理事）‥‥ 49

メディエーションを広く社会に普及する方法

長崎伝習所メディエーション研究塾 ‥‥ 69

ＡＤＲ　日本の原点を訪ねて

―「村の寄り合い」とＡＤＲ―

愛媛和解支援センター ‥‥ 95

哲学カフェは対話文化のなかでどのような役割を果たすのか

カフェフィロ（Café Philo）‥‥125

哲学カフェ探求

本間直樹（代表）、高梨綾、松川絵里、樫本直樹 ‥‥126

裁判員評議における人間関係を考える

―市民のための評議トレーニング―

ＮＰＯ法人 日本メディエーションセンター ‥‥165

国民が主体的に参加できる裁判員制度とは

田中圭子（代表理事）‥‥ 166

裁判員制度の評議のためのグループワーク

稲村厚（常任理事）‥‥169

資料：第１回～第４回対話シンポジウム開催要項 ‥‥173

ま え が き

第１回対話シンポジウムが開催されたのは、2003年２月のことだった。かなり寒い中、大阪大学豊中キャンパスの共通教育イ号館に多数の方が各界から参集してくださったことを思い出す。テーマは、「対話を促進する方策と、場の構築のための連携」であった。それからもう４年が経過する。

対話シンポジウムは21世紀ＣＯＥプログラム「インターフェイスの人文学」（拠点リーダー：鷲田清一）事業の一環として位置づけられてきたが、そのＣＯＥは本年度をもって終了する。その代わりというわけではないが、昨年度から共催の一角に加わった大阪大学コミュニケーションデザイン・センター（ＣＳＣＤ）は今後とも存続し、さらに発展すると期待している。専門家と一般市民との双方向型コミュニケーションを謳うこのセンターが発足できたことには、すでに何度も述べてきたのだが、この対話シンポジウムの下地とそこで培われたネットワークが少なからず貢献している。対話シンポジウムがＣＳＣＤと連携しつつさらなる歴史を紡ぎ出されることを願っている。

ＣＯＥプログラム内外のみなさまのご協力に、またとくに対話シンポジウムの生みの親であるとともに全回の総合コーディネーターとして中心的な役割を果たしてくださった稲葉一人さんのご尽力に、厚く感謝を申し上げる。

「臨床と対話」研究グループ代表者
大阪大学大学院文学研究科教授
中岡　成文

対話シンポジウム（第１回～第５回）総括報告

対話シンポジウム 総合コーディネーター
科学技術文明研究所 特別研究員
稲葉　一人

1　はじめに

大阪大学21世紀ＣＯＥプログラム「インターフェイスの人文学」プロジェクト「臨床と対話」研究グループによる、対話シンポジウムも今回で５回を数え、ＣＯＥ事業が年次終了となることで、総括をすることとする。

この対話シンポジウムは、本ＣＯＥプログラムと文部科学省科学技術振興調整費・科学技術政策提言「臨床コミュニケーションのモデル開発と実践」研究班（大阪大学）が主催したものであり、第４回からは、大阪大学に新しくできた、大阪大学コミュニケーションデザイン・センターとも共催となった。それらの総合コーディネーターをさせていただいた。いずれのプロジェクト・研究班・センターの皆さんにも、多くのご協力をいただいた。この紙面を借りて、お礼を申し上げます。

2　各対話シンポジウムのプログラム

第１回から第５回までのプログラムを下記に示そう〔詳しくは巻末の資料を参照〕。

開催日	場　所	主　題	内　容
第1回 2003年2月23日	大阪大学豊中キャンパス	対話を促進する方策と、場の構築のための連携	**報告** ・NPO型ADR・対話の場構築の可能性と課題 ・科学技術問題における意見の違いを克服する場での第三者の役割 ・VOM（被害者加害者調停）の可能性 ・消費者問題を解決する手段としての相談とメディエーションの連携 ・紛争処理のケア・モデルと教育可能性 ・対話のグループ・ダイナミックス：ボランティア活動の現場より ・ソクラティック・ダイアローグ(SD)という対話実践 **シンポジウム** 「被害者・加害者調停」Role-Play

第2回 2004年 1月11日、12日	大阪大学吹田キャンパス	臨床現場での具体的な取り組みから、対話モデルを考える	**分科会** ・VOM（被害者加害者調停）による取り組み ・Medical Communication（医療における対話） ・様々な対話回復の取り組み－地域からのADRの発信 ・経済産業省・経済産業研究所ADRポリシープラットホーム「ADRを担う人材育成に関する研究会」の取り組み **基調講演Ⅰ** **基調講演Ⅱ** **シンポジウム**
第3回 2004年 12月1日、2日 （東京） 4日、5日 （大阪）	大阪大学 中ノ島センター 一部東京大学	Mediation（調停）のトレーニングを体験する	（東京） 医療紛争解決におけるMediationの可能性 「Mediation（調停）トレーニングを体験する」（同時通訳） （大阪） 「Mediation（調停）トレーニングを体験する」（同時通訳） 被害者と加害者にとっての語ることと聞かれることの意味 地域からのADRの発信
第4回 2005年 12月10日、11日	愛媛（ホテル奥道後）コンベンションホール	地域での、市民との連携の元での紛争解決とは	**基調講演** ・「対話を促進するということ －大阪大学コミュニケーションデザイン・センターの試み」 ・「ADRから対話促進へ」 **パネルディスカッション1** ・地域において紛争解決を支援する －地域連携 **パネルディスカッション2** ・市民と一緒の紛争を解決する －市民連携 **調停ワークショップ** －実際の調停を感じる
第5回 2006年 11月3日、4日	大阪大学吹田キャンパス	地域からの対話促進の発信－対話の多様性と可能性	・哲学カフェは対話文化のなかでどのような役割を果たすのか ・教育現場における対話促進によるもめ事解決策 －メディエーション教育への夢を語り合おう ・メディエーションを広く社会に普及する方法 ・ADR　日本の原点を訪ねて －「村の寄り合い」とADR ・裁判員評議における人間関係を考える －市民のための評議トレーニング

3　我々は何を目指したか

対話というコンセプトは、古くからある。しかし、この言葉に新しい息吹を持たせ、様々な実践をしなければいけない現状があった。それは、医療の場であったり、科学技術と社会との間であったり、紛争の現場であった。そこでは、対話の欠如ないし、ディスコミュニケーションという現状があった。口では、話し合い、対話が大事ということが言われても、これを行う場作りや、場を担う者（後述のファシリエーターやメディエーター）がいない、また、それらのそれぞれの実践を披露しあう場もなかった。そこで、対話シンポジウムは、それぞれの実践を披露して、相互に啓発しあう場として、企画されたものであるが、同時に、対話シンポジウムそのものが、対話活動そのものと考えられて構成・運営された。

当初は、総合コーディネーター自らが多くの企画をし、司会等もしたが、次第に、地方開催も可能となった（第４回・愛媛）ことや、第５回に至っては、いずれの企画も、公募提案型で行うことができた。このシンポジウムが地域におけるＡＤＲや対話活動の促進に大きく寄与してきたことが裏付けられる。

4　対話ということ

対話をするということは、目の前の、時には見知らぬ人、意見が異なる人、対立がある人と向き合うことが必要である。これはそう簡単ではない。抱える問題が深刻であれば深刻であるほど、人は違う人と対話をすることが難しくなる。しかし、深刻な問題を当事者がいないところや、当事者を巻き込まないで判断することには、限度があるし、また、弊害もある。だからこそ、難しい問題であればあるほど、対話が大切となるという、逆説的な関係に立つ。どうすればいいのか、これは我々が何度も考えたことである。答えは一様ではないし、問う活動のなかにしか、答えは見えてこないという性質のものである。あるいは、あたかも正義を問い続けるように、答えはないのかもしれない。

上記の対話シンポジウムで各団体が採り上げた問題意識は、時に地域特有の問題意識に由来することもあるが、それは、人が人として対話する際に必ず問題となる普遍的な問いでもある。

このような多くの問いに出会うと、あるいは、対話の現場での乗り越えることが難しいと思う場面に出会うと、人は途方にくれる。しかし、この対話シンポジウムを通

じて感じたことは、そのような終わりのない対話にも、一緒に知恵を出し合い、人を水平に見て、その人をまず無条件で「聴く」ことで、自分の力だけではない、多くの力が集結することが事実であることを確認できた。そして、この対話シンポジウムは毎回の報告書を出すことができ、シンポでの成果は、しっかりとした対話文化の道筋となったし、また、対話文化は地域において根付きつつあると自負している。

私自身についていえば、現在多くの法律家団体で、対話の橋渡しをするメディエーターのトレーニングをしているが、これには、経済産業省の委員会（私は座長を務めた）で作られた基礎編・中級編のプログラムを大いに利用している。最近では、法律家だけではなく、非法律家にも、日本人だけではなく、外国人（インドネシア、モンゴル）にも教えることがある。対話という人が人であるための、根幹的なマインドとスキルで、場所・時・人を超えて、これからも対話の橋渡し役を務め続けたいと考えている。

最後に、鷲田先生、中岡先生、紀平講師、屋良、家高両ＣＯＥ研究員さんらに支えられました。ありがとうございました。

第５回対話シンポジウム

地域からの対話促進の発信―対話の多様性と可能性

第５回対話シンポジウム　開催要項

主催：大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」
共催：大阪大学コミュニケーションデザイン・センター、カフェフィロ（Café Philo）、
ＮＰＯ法人 シヴィル・プロネット関西、長崎伝習所メディエーション研究塾、
愛媛和解支援センター、ＮＰＯ法人 日本メディエーションセンター
後援：読売新聞大阪本社
日時：平成18年11月３日（金）・４日（土）
場所：大阪大学吹田キャンパス銀杏会館
総合コーディネーター：稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）

プログラム
11月３日
10:00—10:30
第５回対話シンポジウムの開催にあたって
中岡成文（大阪大学教授／大阪大学コミュニケーションデザイン・センター長）

10:30—13:00
哲学カフェは対話文化のなかでどのような役割を果たすのか
カフェフィロ（Café Philo）
本間直樹（代表）、高梨綾、松川絵里、樫本直樹

14:00—18:00
教育現場における対話促進によるもめ事解決策
—メディエーション教育への夢を語り合おう！—
ＮＰＯ法人 シヴィル・プロネット関西
講演　米国オハイオ州のピアメディエーション視察報告
竹村登茂子（読売新聞大阪本社編集局文化部次長）
講演　日本におけるメディエーション教育の課題とその可能性
水野修次郎（麗澤大学教授）

パネルディスカッション　メディエーション教育への夢を語り合おう！

コーディネーター：津田尚廣（ＮＰＯ法人 シヴィル･プロネット関西 代表理事）

パネリスト：寺野雅之（大阪府立茨田高校 教諭）、峯本耕治（NPO法人TPC教育サポートセンター代表理事／弁護士）、山中祥匡（臨床心理士）、水野修次郎（麗澤大学教授）、竹村登茂子（読売新聞社編集局文化部次長）

11月4日

10:00―12:00

メディエーションを広く社会に普及する方法

長崎伝習所メディエーション研究塾

梅枝眞一郎（塾長）、今里佳重、加来真由美、高岡俊明、高西文利、野口千寿子

司会：稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）

13:00―15:30

ＡＤＲ　日本の原点を訪ねて

―「村の寄り合い」とＡＤＲ―

愛媛和解支援センター

松下純一（代表）、中野雄策、岡田直人、小南陽子、堀川ふぢこ

総合司会：稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）

15:30―17:30

裁判員評議における人間関係を考える

―市民のための評議トレーニング―

ＮＰＯ法人 日本メディエーションセンター

田中圭子（代表理事）、安藤信明（常任理事／事務局長）、稲村厚（常任理事）

17:30―18:00

総括

稲葉一人（対話シンポジウム総合コーディネーター：科学技術文明研究所 特別研究員）

第５回対話シンポジウムの開催にあたって

大阪大学大学院文学研究科教授
大阪大学コミュニケーションデザイン・センター長
中岡　成文

皆さん、おはようございます。中岡です。21世紀ＣＯＥプログラム「インターフェイスの人文学」の拠点リーダーは鷲田清一ですけれども、鷲田さんは今大阪大学副学長の職にあられまして、ご多忙のために私が代わってごあいさつ申し上げるということになります。私はこのＣＯＥプログラムの「臨床と対話」という研究グループの代表をやっております。対話シンポジウムは、今年で５年目になりますけれども、この「臨床と対話」グループが窓口になってやってきましたので、私のほうからごあいさつさせていただくわけです。

最初に本ＣＯＥプログラムの特徴、特に今申し上げました「臨床と対話」グループの特徴を簡単にご紹介いたします。お手元の資料に「媒介の専門性へ」と書いておきましたが、それはこういうことです。ＣＯＥというのは、昨年も愛媛で申し上げたように、英語でCenter of Excellence、世界的な研究の拠点という意味です。そしてほかのＣＯＥプログラムを見てみますと、世界的な拠点ということで有名な学者をそろえたり、非常に高度な研究論文を発表したり、研究の厚みとか、専門性の高さというのを誇っているわけです。それはもちろん大切ですけれども、他方では世界的な研究の高さ、レベルの高さを市民にどう伝えるのかということも、最近重視されている――これはご存じのとおりだと思います。今申し上げたようにふつうのＣＯＥプログラムですと、片方で非常に高度な専門的な研究の成果を積み重ねて、もう片方でそれを市民にわかりやすく説く、伝えるように努力するということをやってらっしゃる。その点このＣＯＥプログラム、特に「臨床と対話」グループの場合には、上から下へという方向は最初から考えていません。非常に高度な研究をやった大学とか学者たちがあまりそういうことを知らない市民に啓蒙的に教えるというのではなくて、もっと水平の関係を主張しています。水平的な知の伝達といいますか、あるいは媒介といいますか、このようなことに私たちは携わってきたのかなと、最近あらためて思います。

それからその次、「ＣＯＥからＣＳＣＤへ」というところでお話したいのは次のことです。ＣＳＣＤ、これまた英語で、ＣＯＥよりも文字の数も増えて４文字になってますけど、これはCenter of Study of Communication -Designという名称の省略形なんですね。このコミュニケーションデザイン・センターというのが、昨年の４月に発足しました。今細かいことを申し上げるわけにはいきませんけれども、このＣＯＥがなければＣＳＣＤもおそらく発足することがなかったと思われます。ＣＳＣＤの理念ないし目的というのは、専門家と非専門家の間のコミュニケーション、それから市民の中でも特に利害が対立している人たちの間のコミュニケーションの回路、ネットワークをつくり出すということです。デザインといいますと、ビジュアルなアートとかデザインとかいう、そのデザインのことをまず連想されるでしょう。そのような要素がまったくないわけではないのですが、このセンターの場合には、それよりもむしろ、構想するとか、設計するとか、そういう意味でのデザインという言葉がこの組織の名前に取り入れられ、専門家と非専門家の間のコミュニケーション、それからまた市民の間でも利害が対立している人々の間のコミュニケーションを促進することを目的にしています。細かいことはＣＳＣＤのホームページでご覧いただければ幸いです。

ここに書きましたように、当面は大きく４つぐらいの活動をしています。一つは「医療・福祉系」です。そこには医療ＡＤＲを含んでいます。それから２番目に「科学技術コミュニケーション」。コミュニケーションという言葉を特につけるのは、私たちのこのセンターには科学技術の直接の専門家はあまりいないからです。科学技術というものが今の社会でつくり出しているいい点がある反面、さまざまな問題点を引き起こしているのも事実ですので、それに関する専門家と市民の間のコミュニケーションを促進するということを、この科学技術コミュニケーションのセクションでは特にねらっています。昨年の愛媛でお世話になった第４回の対話シンポでもお話ししたんですけれども、この科学コミュニケーションにかかわるスタッフの中には、青森県の六ケ所村や宮城県の女川町で原子力関係の対話フォーラムをもう何年も続けてきて、その対話進行役を務めているメンバーもいます。六ケ所村や女川町の人々の中には、この原発関係の施設に関して賛成派も反対派もいるわけですが、両方の人々が集まってきて率直に対話のできるフォーラムを運営するグループにかかわっているのです。明日のプログラムでは、愛媛和解支援センターのメンバーが、村の寄り合いというコンセプトで日本のＡＤＲの原点を訪ねて、一つセッションをやられるそうですので、今ご

紹介した対話フォーラムとの関連で非常に楽しみにしております。それから３番目のＣＳＣＤの活動の方向としましては「減災」というのがあります。これは今までは防災と主として呼ばれてきたものですが、完全に災害というものを防ぎきることはできないので、被害をできる限り「減」じる、少なくするということで、最近は減災という言い方が主として使われるそうです。そのような減災、防災にかかわるスタッフもいます。それから４番目に、先ほど申し上げましたように、コミュニケーションデザイン・センターのデザインという言葉自体はコミュニケーション回路を設計するという意味で使われているんですけれども、普通の意味、狭い意味での「デザイン」あるいは「アート」に携わっているスタッフもおります。おおまかにそのようなかたちで４つほどに分かれて、コミュニケーションデザイン・センターは活動しております。

さて、これから、私の専門の哲学にやや近づけたお話を若干させていただきます。今回このようなお話をする気になったのは、昨年愛媛で全体の質疑応答があったときに非常に私として考えさせられる、刺激になるご発言があったからです。それは鷲田さんの「聴くことの力」に関連したお話でした。聴くことの力は、コミュニケーションにおいては大切だろう。しかしまた一方では、専門性を磨くのもやはり怠ってはいけないんではないか。専門性と、それから聴くこととのバランスといいますか、それが大切だというご発言があったと思います。それを非常に私としては注意して聞きまして、それ以後もしばしば考えさせられているわけです。

その質疑応答のときも申し上げたんですけれども、聴くことの力とか、聴く、傾聴するという気持ちが一方において大切であることはたしかです。しかし他方において、スキルとか専門知識とか、それからそれぞれの領域に関する非常に明確な枠組みであるとか、そのようなものもやはり大切であろう。その間のバランスがやはり大切なのかなと思いますし、それから行ったり来たりという表現がいいのかどうか分かりませんが、まずは傾聴する、耳を傾けるという姿勢からはじまり、しかしそれだけではまだ十分じゃない点があって、あらためて専門性を高める、さらに掘り下げるというふうに、その両方の間を往還する、行ったり来たりするっていうことが大切だろう。しかし何が一番最初に大切かというと、決まった枠組みの中に閉じこもらないこと、それがやはり出発点になるんだろうと思います。

それに関連してもう一つ、昨年の愛媛における参加者の方のご発言で、私の心に残

っていますのは、他者が変容し、自己が変容するという、この自己変容という言葉ですね。それを言っていただいて以来、ずっと私の頭の中に自己変容ということがあります。このことについてのちほど少しお話したいと思います。資料には臨床哲学の対話、対人コンセプトと書きましたが、これは臨床哲学というものに限ったことではありません。ＣＳＣＤもこの理念を受け継いでいると思いますし、のちほどプレゼンテーションをしていただく「カフェフィロ」のメンバーもこれに関連したことをたぶんお考えになっているんだと思います。鷲田さんの「聴くことの力」が、臨床哲学にとっても大切な出発点となる理念でしたし、先ほど申し上げましたように、昨年は愛媛においても鷲田さんの理念に関連したご発言がありましたので、その「聴くことの力」とか、それから鷲田さんが最近提唱している「待つということ」ですね、そのようなことに関して少し申し上げたいと思います。

対話は、何に向けてやられるのでしょうか。対話を交わすことによって参加者それぞれが元のままにとどまっているんであれば、対話の意味合いはないわけですよね。対話することで各人が変わっていくということが大切です。しかし、じゃあどうすれば変われるのか、これが一番ポイントなのかなというふうに思います。どうすれば変われるのか。しかしこれに答えるのは簡単ではないわけで、いろいろ調べてみますと、古来の哲学や宗教の中にいろんな知見、考え方が積み重ねられています。一つの考え方は、逆説的であるようですけど、こういうことなんですね。むしろ変わらない状態を持ちこたえることから、変容というものは生じるという考え方。あせるのではなくて、なかなか変わらないその状態をむしろ徹底的に持ちこたえていくということ、力をためるということになるのかもしれません。それを経ていくことによって、はじめて本当の意味で変わることができる、転換することができるということを言った人たちもいます。鷲田さんの「待つということ」について、今詳しくコメントするつもりはありませんけれども、もしかすると今申し上げた「変わらない状態を持ちこたえる」こと、それと関連するのではないかと思います。

もちろん、待つことですべてが解決するとは思われません。現に臨床哲学関係者の中でも、鷲田さんの「待つということ」という新しい言葉に対して、引きこもりの専門家の方なんですけれども、「引きこもりに対しては、ただ待つことは有効ではない。待つことが大切な時期、有効な時期もあるけれども、しかしいつでもただ待っていればいいというわけではない。もはや待つことが許されない時期もあるんだ」というふ

うなご指摘もあった。それにつけても、ただ聴いていればいいということもないし、ただ待っていればいいということもないという、このような性質をもつ事態の難しさ、奥深さを私としてはいろいろ考えさせられてきました。それで、自己変容ということがどのようにして可能なのかについて、もちろん答えには程遠く、とっかかりになるのかならないのかさえ不明ですけれども、いくつか私が考えていることお話して、ご一緒にお考えいただけたら幸いです。

「自己変容ということがどうして可能なのか」、そういうふうな問いを仮に立ててみますと、2つのそれに対する答え方、2つの典型があるような気がします。このことについては、コミュニケーションデザイン・センターの副センター長で科学技術コミュニケーション専門家の小林傳司さんがかつてやっていた講演、それを参考にさせていただいてます。小林さんはその講演の後の質疑応答で、「信念が違えば話し合っても無駄なんじゃないか」と問い掛けられた方に対して、私なりに整理すれば、基本的には2つの答えを返しました。一つは、信念というのは必ずしも強固なものとは限らないということなんです。強固なものとは限らないとは、自分自身に本当に由来したものとは限らない、もしくは自分の中で十分に咀嚼したものとは限らないという意味のようです。小林さんが出した例をご紹介しましょう。あるお母さんがアトピーの子どもをもっていた。その主治医が、こういうアトピーの子どもに対して、遺伝子食品なんかを食べさせるのはとんでもないことだというふうなかたちで、遺伝子食品のことを批判した。今遺伝子食品是か非かということはおいておきます。ともかく、その主治医がそういうふうに言ったことを、そのアトピーの子どもを持つお母さんは、そのまま受け止めたわけですね。医療専門家のメッセージをそのまま受け止めて、遺伝子食品は良くないんだというふうに思われた。繰り返しますけども、遺伝子食品が是か非かということは今問いません。ともかく医療の専門家が自分の子どもに密接に関連するある状態に関して、遺伝子食品は良くないという発言をした。それをストレートに、ご自分の信念としてそのお母さんは受け止められることになったという話を聞きました。それから2番目です。信念というのは必ずしも包括的なものとは限らないと小林さんは言います。これについて小林さんの出した例は、また遺伝子食品なんです。遺伝子食品が是か非かということは、これはいろんな立場があるわけですね。賛成の立場もあれば反対の立場もある。しかし小林さんが注目したのは、その一番根本のところではなかなか難しいかもしれないけれども、部分的なところで意見が変わること

はあるということです。例えば、ある農水省のお役人は、少なくとも遺伝子食品の表示に関してはもっとしっかりやっておくべきだったと言ったそうなんですね。これはお役人としてはある程度率直な発言と考えていい。そういうふうに遺伝子食品の推進派の人も、「少なくとも表示に関しては」などと、部分的には意見を変え、相手に譲るような発言をすることがある。それから、遺伝子食品には断固反対だという考え方の人たちに対して、「そこまでかたくなに反対するのは理解できない、あの人たちはちょっとおかしいんじゃないか」というふうな、厳しい意見を持った市民たちが、いろいろ聞いてみたあとで、「意見としてはあの人たちの言うことを理解できるようになった」と言い始めた。というふうに、対話というのは、何かをやはり生み出すことはできる。変容というものを生み出すことはできるんだと思います。そしてその前提としてとりあえず私が考えたのは、今の２つ。必ずしも信念というのは、強固な、自分自身に由来した、もしくは自分自身の中で十分に咀嚼したものとは限らないということが一つであり、また信念は包括的なものとは限らない、だから部分的に変わることは十分あるんだということ、そこら辺がポイントになるのかなと私は思いました。

最後のところでは、私は哲学をやっている人間ですので、自己変容がどこから起きるのかということを、人間論とか、存在論という角度から、皆さまと一緒に考えてみたいと思ったんですが、時間の問題もありますし、それからやはりこの辺に立ち入りますと、まるで大学の講義のようになるおそれもありますので、あまり詳しく語ることは避けておきます。一言ずつ申し上げます。

例えばキリスト教の中でも、ギリシャ教父という昔のキリスト教の神学・哲学の流れがあります。ほぼ同じ時期にラテン教父と呼ばれる人たちも活躍し、その中で有名なのは、アウグスティヌスだったりするわけです。対するギリシャ教父のほうには一般に有名な人はいませんけれども、なかなか注目すべき人材を輩出しています。このギリシャ教父たちの発想というのは、人間は自己完結していないということなんですね。人間というのは完結しているものではなくて、ある無限なものへ向けて開かれていく存在だということです。もちろんキリスト教信者ですから、何に向けて開かれているかというと、それは神へということに一応なるわけです。しかしその「神」を、必ずしも特定の信仰の対象ととる必要は、ギリシャ教父を読んでいると、ないんだなという気はします。この無限なるものに、特に名前はなくてもよい。むしろそれぞれの人間が自分の壁を打ち破る、それに影響を与えるある力、そういうふうに考えてもい

いのかなと考えます。そのようなギリシャ教父の主張も「変容」というテーマに関連して参考にできます。

それからもう一人、もう少し新しいところで思想家をご紹介しますと、ジョン・スチュアート・ミルという人がいます。思想史の中でも個人主義とか自由主義という立場を代表する人です。今「自己決定」という言葉がいろんな領域で盛んに使われていますけれども、その言葉は個人主義や自由主義を前提としています。その意味では自己決定という思想の大本をつくった一人と呼んでもいい。ただミルという人が独特なのは、単に自由主義、個人主義ではなくて、個性というものも同時に重視したところです。つまり、個人個人の違いをも重視した人なんです。ミルは、自分の性格を変えるということについて語っています。自分の性格を変えたいという願望は、我々がすでに持っていた性格の苦痛を伴う結果を経験することから出てくる。つまり、自分がこれまでの性格を持っているがために、このような困った結果になったということを経験する。そこから性格を変えたいという願望が生じると言っているそうです。これについて、じゃあそういう内的な願望だけで自己変容が生じるものなのか、内的な願望というもの自体、ある外からの影響が働かなければ生じないのではないのかなど、議論はいろいろできるでしょう。ともあれ、ミルのような個人主義の思想家もまた、内的な経験ということ、そして自己変容ということを言っていたのは注目に値します。

以上、自己変容というテーマについて、私が乏しくも考えたうちの１、２申し上げてみました。時間の関係もありますので、細かいお話はここまでとしまして、今年度は、先ほど稲葉さんもおっしゃっていましたように、21世紀ＣＯＥプログラムとしては５年目、最終年度になります。考えてみますと、ＣＯＥの５年という年と同じ回数だけ、この対話シンポジウムをやってこられた、５回目を迎えられたというのは、総合コーディネーターを１回目から一貫して務めていただいている稲葉さんの力によるところが大きいと思います。それから、１回目から協力していただき、特に今回は非常に尽力してくださった、ＣＯＥ研究員の家高さんにも大変お世話になりました。その他数々の皆さま方のご協力のおかげで、第５回目を迎えることができました。今日明日の対話シンポジウムで皆さまがいろいろ率直な議論を戦わされ、その中でコミュニケーションとか対話とかについて、少しでも多くの成果を持ち帰っていただくことができますようお祈りしております。どうもありがとうございました。（拍手）

教育現場における対話促進によるもめ事解決策

メディエーションへ教育への夢を語り合おう！

ＮＰＯ法人 シヴィル・プロネット関西

特定非営利活動法人シヴィル・プロネット関西では、これまで６年間をかけて日本における民間型ＡＤＲの試行実施とともに、広く地域社会に「対話促進によるもめごと解決」のシステムづくりに取り組んできた。そうした中で、縦社会、甘え依存の「日本の文化」は常に組織運営の課題とせざるを得ないものであった。ＡＤＲをわが国の草の根に根付いたものにするためには、より長期的視点をもって教育の場で広くメディエーション教育が行われることが必要と考え、今年は米国への視察調査、府立高校でのモデルシステム作りに取り組んでいる。全国で様々な取り組みも始まっている今日、試行実践の現場から課題や問題意識を持ち寄り、日本でのメディエーション教育の本格的実施を目指して、そのビジョンと方向付けを描き出す作業を行ってみたいと考えた。

この企画では、まず講演形式で、米国でのピア･メディエーションの実施状況の報告、日本でのメディエーション教育の試行的取り組みについての報告を聞いた。後、討議形式で、教育現場において対話促進型のもめごと解決に取組んでおられる方々により、メディエーション教育の可能性と課題、その効果などについての議論を行った。ピア・メディエーションの実施など、教育現場での新たなメディエーション教育の実践に向けて、そのビジョンと具体的方策について検討するものとなった。

パネル・ディスカッション「メディエーション教育への夢を語り合おう」では、討議テーマとして、「ピア・メディエーションは日本に根付くか（日本の精神風土や学校内の人間関係の現状からして可能と考えるか否か、各人の視点からみて克服すべき課題は何か）」、「トラブル解決力をどう育成できるか（もめごとを自分達の力で解決しようとする市民教育の可能性をどう考えるか、いつ頃からどのような内容の教育プログラムが効果的と考えられるか）」、「教育現場における「対話の場」づくりをどう進めていくべきか（教育現場の現状に対しどう効果的に対話型問題解決を進めるか、第三者としてのかかわり方の課題とその克服策について）」を設定し、討議を行った。

講演　米国オハイオ州のピア・メディエーション視察報告

読売新聞社編集局文化部次長
竹村　登茂子

ピア・メディエーションとは

私はこの春にオハイオ州に行って調査をしてきました。本日はそのことを中心にお話をさせていただきたいと思います。現地で見聞きしたものや、これまでに勉強してきたことを中心に、アメリカにおけるピア・メディエーションの概観のお話をして、それからその理念はどういうものなのか、その可能性はどういうものかということをお話させていただきたいと思っています。

「ピア・メディエーション」の定義としてはいろいろな言い方がなされており決まったものがあるわけではありません。「青少年白書」などには「紛争している両者が、合意できていないものに対して相互に満足できる目標を見つけ、解決に向けて話し合うために、中立の第三者が援助をする」とされているようですが、問題はその「ピア」が何かというところです。

「ピア」というのは、「全部、子どもどうしが行う」というところに特徴があると考えたらいいかと思います。ただしご存じのとおり、メディエーション自体は別にピアでなくてもいろいろできるものですので、ピア・メディエーションの解釈をもう少し広くして、ほかのところに応用するということも様々にみうけられます。学校の中で学校の子どもたちどうしでやるのをピア・メディエーションだと狭義に考えるのが基本ですけれども、少し幅広く考えるところもあるように思います。

ピア・メディエーションの歴史

調べてみると、50年、60年代の冷戦期にはじまった紛争回避の方法に端を発しているようです。それを教育的な場面で使うようになったのは、80年、90年代からアメリカで銃を使った非行が非常に増えたというようなこともあって、何らかのことをしないといけないと広まりました。もともとクェーカー教徒がはじめたという説もありますが、一応キリスト教の中の非暴力で問題を解決するという会派の中から生まれてき

たものが、自然発生的に教育の現場に持ち込まれたという説もあるようです。どこの誰かが考えだしたというものとは違うようですが、いずれにしても80年代、90年代にこういう暴力ではない形で、何らかの紛争を解決する方法を教育の現場にも持ち込まないといけないという動きが大きくなっていきました。

96年に「ナショナルスタンダード」というのができました。これによって例えばメディエーターになるためにどんな教育をするとか、どういうステップを踏んで話を聞いていくとか、そういう基準ができたのです。

どう実施されているか

では具体的にどういうことがピア・メディエーションかということですけれども、これは大きく分けて2つあります。1つは学校内の少数の子どもたちがメディエーターになって紛争解決にあたるもの。もう1つは学校全体の子どもたちがメディエーターとなる教育を受けて、全員がそれにあたるものということです。どちらがいいか、ちょっと考えると全体がやるほうがもちろんいいかと思うのですけれども、全体がやるほうがもちろん手間が掛かりますし、全体の効率が上がらないとか、さまざまな問題も逆にあります。どちらのほうが主流かといわれると、おそらくピア・メディエーションに関しては少数のほうが主流ではないか、と思われます。

ただし今はピア・メディエーションだけを単独でやるということは少ないようで、これとほかの何らかの紛争解決教育というものを組み合わせて授業を行うことが多いようですので、それとを組み合わせるという意味であれば全体でやっているという考え方も成り立つかと思います。

メディエーターの教育

この教育を受けてメディエーターになった子どもたちが、学校の中で子どもどうしの紛争があれば登場してくる、要するに仲裁に入るという形になります。ではどういう訓練、または教育をしているのかというのを、この春オハイオ州で見学をしてきたことをもとにお話します。

州立の教育機関を持っているというところは6州あり、この中の1つがオハイオ州です。そこで実際にメディエーターの訓練を見学したのですが、メディエーターになりたいという子ども（高校生）30人ぐらいの子がボランティアで「私がなりたい」と

手を挙げて講習を受けます。教師にあたる先生は3人で、いずれもその地域のピア・メディエーターのトレーニングセンターという施設の職員の人です。ただし全員アルバイト的な立場で、ほとんどの皆さんは何か別に本職を持っているようです。このトレーニングを18時間、およそ3日間訓練を受けるとメディエーターになれます。

メディエーターが扱うもののほとんどは、けんかです。いじめられたとか、ものを隠されたとか、壊されたとかいうことで、虐待とか、凶器を使うもの、それから殺人、薬物、その他刑事事件になるものは基本的に扱いません。そういうものを見たり、聞いたりしたら、このメディエーターたちは必ずスーパーバイザーの先生に言うことになっています。

そうやって18時間の訓練の後、メディエーターにふさわしいと思われた子が、学校の中で登録されます。その後は各学校によっていろいろのようですけれども、メディエーターの子が例えば「私はメディエーターです」というようなTシャツを着て昼休みに学校内を巡回したり、「じゃあ私に相談してちょうだい」というふうに目立つような形で見回るという方法もあれば、全く誰がメディエーターか分からなくして、問題が起こったときにはメディエーターの居る部屋に行って、そこで話をするという場合など、これは学校によっていろいろのようです。

進行例

そういう形で「メディエーションをしましょう」ということになったら、具体的にどういうことをやるかというと、まず最初にそのメディエーターは2人を前にして、「これは私たちの間のことで、絶対にほかの人には言いません」という確約をします。つまりメディエーターは第三者だということをはっきり言うんです。ここでは裁判のようにどっちがよくて、どっちが悪いということは決して言いません、これも明言します。裁判所ではなくて、皆さんで話し合いをして何らかの解決をする場ですよということは、はっきりと言います。

その次に双方の言い分について順番に、お互いに言いたいことを言わせます。「○○さんがこういうふうに言ったから、私はこう思ったんだ」という。そしてこっちの子がまたそれに対して、「私はこう思ってるからこうなんだ」ということをずっと言わせていくのです。そういう言い分をお互いに聞いた上で、今度は「お互い相手に対してどうしたいのですか」の話をさせます。それも相互に話をさせて、相手が考えて

いることを他方に理解をさせるという形を取ります。

それから「おのおの自分たちが解決をするためにはどういう道がありますか」という第3の道をそれぞれに考えてもらいます。このときに大事なのはメディエーターになっている子どもたちは、「こうしたらいいんじゃない？」とか、そういう指示は絶対にしない。「どう思いますか？」という、あくまで聞き役に徹して、答えは双方に出してもらうということです。

それでもし片一方で提案したことが、片一方のほうが「それは嫌だ」と言った場合は、それは合意事項になりません。基本的にそういう形で合意事項ができたら、それを文書にします。要するにメディエーター・アグリーメントという合意文書を最終的に作るのが目的です。これは日付と双方の名前が書いてあります。それからメディエーターの名前も書いてあります。

ここにある文例には7つの合意事項が出ています。例えば「何時から何時までは静かにする」とか、これはたぶん寮の中で同じ部屋にいる学生だと思いますが、相手の騒音が激しいとか、何とかでけんかが耐えないということで、メディエーターに話を持ってきたケースのようですが、この文例のように合意文書を書いて、「お互いにこれでいいですね、納得しましたね」となったら、双方がサインして、メディエーターもサインして、これをコピーをして、学校の場合は学校のメディエーターのセクションが1つ持ち、双方がコピーをしてお互いが持つことになっています。

ここまでやって次にメディエーターがやるのは、「来てくれてありがとう」。つまりここはボランティアに皆さんが来て紛争を解決したのであって、誰かが「紛争を解決しなさい」とか、学校が命じたものではないということを確認し、皆さんでやったことに対して「ありがとう」というふうに感謝の言葉を言う。

そして必ずフォローアップをしなさいといわれています。これは1週間後ぐらいに双方に接触して、その後どうなっているかということを、この場合は2人一緒ではなくてそれぞれということもあるようですが、「ちゃんとうまくいってるか」をフォローアップします。この場合はメディエーションを最初にやった教室だとかではなくて、ランチルームとか、コーヒーショップとか、そういうところでもいいというふうになっているようです。これが一連の流れで、こういう形でやっていくことをピア・メディエーションといいます。

幼少期からの取り組みも

オハイオ州のクリーブランドの近くの保育園をみせてもらいましたが、普通の保育園にしか私には見えませんでしたが、ここでも紛争解決をやっていますといって見せていただきました。一応あそこの壁のところにピースコーナーと書いてあって、保育所内でけんかになったらピースコーナーというところへ連れて行って、この場合はどうしても先生がメディエーターになりますけれども、お互いに言いたいことを言わせて、「このままずっとけんかをしていたらいけない、今後どういうふうにしたい？」ということを２人に言わせて解決を図ります、と先生が言っておられました。これはピア・メディエーションではありませんけれども、紛争解決への取り組みをアメリカでは相当に小さいときから意識してやらせていますという一つだと思います。

ピア・メディエーションは、小学校の３年生、４年生あたりから中学、高校まで行われているようですが、メディエーションに関しては大学でもかなり行われているようです。その実効性については疑問がありますけれども、小学校の１年、２年でも導入している例もあるようです。

ピア・メディエーションの広がり

アメリカの実態として、ピア・メディエーションを単体として何校がやっているとか、どういうことをやっているというデータはなく、コンフリクト・レゾルーション・エデュケーションという、いわゆる紛争解決教育の中の一つの手法としてカウントされているようです。紛争解決の中でも、アサーティブ・トレーニングとか、アクティブ・リスニングとか、外に向かった地域との活動とか、いろいろなものを織り交ぜてやっていくので、単体だけでやる学校というのはカウントしきれないのですが、ただピア・メディエーションをどのぐらい導入しているかというと、全部の学校の半分ぐらいといわれています。

世界でどのぐらいの広がりがあるかという話をすると、イスラエルにはＵＮＲＷＡ（国連パレスチナ難民救済事業機関）というところがあり、これはアメリカのＮＧＯを中心とする国連の機関で、1999年からイスラエルのガザ地区においてピア・メディエーションを導入しています。

これはガザのキャンプの小学校と中学校です。向こうは小中学校が一緒になっているようですけれども、そこの学校でピア・メディエーションを取り入れて、イスラエ

ル人の子どもたちとの紛争解決に活用しているということです。この事業自体は昨年度で国連の資金援助は終わったのですけれども、それは打ち切りになったというよりは、こういうメディエーターの手法をいったん子どもたちに教えると、その子たちが次の子に教えればいいわけですから、援助が終わったということはもう根付いたということだと考えたほうがいいのかと思います。おそらく紛争解決の教育の最前線の例の一つだろうと思います。

同じくイスラエルに平和の村という、これはエルサレムのある地域に試験的に作っている地域だそうですけども、ここにもユダヤ人とパレスチナのアラブ人が一緒に通う小学校ができていて、そこではピア・メディエーションとはいっていませんけれども、試験的に同じようなことを学ぶことをさせています。アメリカの紛争解決の手法が、アメリカのＮＧＯなどの手によって、中東のほうに運ばれている実態が今あるようです。

ピア・メディエーションの効果

ではこのピア・メディエーションには、どんな効果があるのかということですが、一番いわれているのは学校の雰囲気が変わります、これは当然だと思います。「○○ちゃんをいじめる」とか、「○○ちゃんを無視する」とかがあっても、例えばＴシャツを着て「私はメディエーターです」というふうに学校内を徘徊する子どもたちもいるので、何となくみんな「これはけんかをしたらいけないな」という雰囲気になり、当然学校全体の雰囲気がよくなるわけです。

次に学業成績が改善する。これは特に国語と算数の成績が上がるというのですが、これには幾つかの論文があり、学校の雰囲気が改善されて、子どもたちは自分のトラブルが減るので、学業に専念できるから当然成績が上がると書いてありまして、この結論付けは性急な気もしますが、現実に学業の成績が改善されているという報告がかなり多いです。

一番大きいのは自尊心が高まるということかと思います。まずメディエーターになった子どもたち、特に特定の少数がメディエーターになる場合に、「私がやりたい」という子もいれば、もしそういう希望者がいない場合は学校の先生が「君やってみたらどうだ？」ということで声を掛けるのです。声を掛けられたということ自体がかなり「私はそういうことがちゃんとできるというふうに認められたんだ」ということで自

尊心を高めることになるというわけです。

その後も紛争の解決を現実に行った場合、今までけんかばかりしていたAちゃんとBちゃんもお互いに自分たちで話し合いによって問題を解決できたということで両者とも自尊心も高まっていくという、長期的な効果があげられます。

それから、もう一つはアメリカの場合、一番最初に申し上げたとおり、銃を使った非行が非常に増えたこともあって導入されたものですので、当然ピア・メディエーションによって実際に非行だとか、犯罪の数がどうなったのか、は大変興味深いものがありますが、それに関する幾つかのデータがあります。

最も大きいのは今例えば刑務所にいる人たちが、小中学校のときにピア・メディエーションを含む紛争解決教育を受けたかどうかというデータを取ると、「受けてない」という人間が圧倒的に多いです。つまり「受けた」という人たちのほうが犯罪に走る傾向は低いということで、非行の防止になるというふうに考えられています。

こういう紛争解決の手法を身に付けた子どもたちは、これを学校の中だけで使うのではなくて、当然これは学校の外、つまり家庭とか、地域とかでも使うようになる。これも面白いデータがあって、ピア・メディエーターとして学校でよく紛争解決をする子どもたちというのは、家に帰ると親たちから「ちゃんと仲介に入ってほしい」と頼まれる傾向が高いというデータがあります。

それはしっかりしてくるということなのかもしれませんが、そういうメディエーターの教育を受けると、それをほかの場面でも使うようになる。それが家庭とか、地域とかにも拡充効果が出てくるという意味で、社会的な効果も出てくると考えられます。

ピア・メディエーションが導入される理由

以上が現実に起こっているピア・メディエーションのある意味での実際ですけれども、ただこれは当然アメリカの州によって極めて違いがあります。先ほど申し上げたとおり州の機関として持っているのは6州だけで、ほかの州はそれぞれのＮＧＯなどがやっているし、またピア・メディエーションではなく他の手法を採っている州もたくさんあります。

もちろんこれだけで万能であるということではありませんが、それでも80年代以降かなりの学校に増えてきて、今もやはり増え続けている理由はなんだろうかということですが、結局ピア・メディエーションが増えている理念に原因があり、その理念が

社会とうまく一致しているかどうかというところに掛かっているのではないかと思うのです。

ピア・メディエーションを導入する理由の一つは犯罪、非行を防止するということだったのですが、そもそも振り返ってみると、自分の力で問題を解決するところに非常に重きを置いた教育です。先ほど自尊心が高まるといいましたけれども、自分たちで自分の直面している問題を、自分たちの手で解決することによって、単に目の前にある紛争が解決するだけではなくて、人間的に成長していくのだと、そこの部分に非常に重きを置いているわけで、それが今日の普及をもたらしている要因ではないでしょうか。

ピア・メディエーションをなぜ学校に導入するか、普及させるかという議論がされるときに、大きな考え方として、学校はどういうところであるべきかという問題意識が根底にあります。ピア・メディエーションを導入するときのナショナルスタンダードの中に、特に学校の校長とか、教頭とか、教師たちにこの利点をきちんと説明しなさいという注意書きがあるのですけれども、そこでもし学校が「これはいいことだ」「これは悪いことだ」という善悪を教えるところだとすると、もし悪いことをしたらそれに対しての懲罰的なことを与える場が学校であるというふうになり、子どもというのは「悪いことは見つかりさえしなければいいんだ」と解釈する。だから学校はいいことと悪いことを教えることは必要だけれども、それだけでは駄目なのだと。

では何が必要かというと、自分たちの社会、つまり学校という社会の中で何がよくて、何が悪いのかということを自分たちで考えるという訓練をさせるべきではないかというのが、ナショナルスタンダードの中にうたわれているものです。つまりそこで人の意見を聞いて、自分たちが住んでいる社会のどんなルールを自分たちで作ればいいのか、それを考えさせ、そういう取り組みの姿勢を子どもたち自身の中に作らせるということが必要だと書かれています。

別な言い方もされていて、こういうことによって、誰かのことを気に掛けるという人間に育つ、とも表現されています。誰かのことを考えて、自分の住んでいる環境とか、社会を考えるという姿勢が身に付くということがピア・メディエーションの利点の一つに挙げられています。

それから最後に事実への対応の行動パターンを学ぶことができる利点が言われています。話し合いをするときには当然自分が思ってもいないことを相手が要求したり、

考えたり、または自分の言ったことに対して想像した以外のことを反論されることがあります。そういうことを聞くことによって、「人は自分と違うし、こういう意見があるんだ」ということを、聞いて学習することになる。そういう非常にいろいろなパターンがあるということが、対話の中から理解できるようになる。だからピア・メディエーションというのは意味があるのだと。こういう意味を理解することが学校の教育の中にも必要だし、ひいては子どもたちが学校を出て、社会人となって社会に出たときの社会を作るルールの一つになっていく。そういうのがピア・メディエーションの大きな理念の一つではないかと思います。

こうした教育を受けて大きくなった人間と、これを受けずに大きくなった人間と、比較することが現実にはできないので、なかなか効果のほどというのは計りかねるところがありますが、ＥＵでもイタリアとスペイン、それからイギリスにもかなり広がり、ピア・メディエーションは世界中でかなり導入されています。ピア・サポートという名前で少し変形した形ですけれども導入している国もかなりたくさんあります。日本でもいろいろと活動されていらっしゃる方がたくさんおられると聞いていますので、日本型のものもこれからどんどん発展をしていくだろうと思いますが、その根底にあるアメリカの理念というものを一度整理して、参考にしていただければと思います。（拍手）

質疑応答

司会　ご質問があれば受けますので、どうぞ出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

入江秀晃（東京大学）　メディエーションの研究をしている者ですけれども、ピア・メディエーションについても文献は幾つか読んだりしていて、あとワークショップ、日本で子ども向けのピア・メディエーション・ワークショップをしたことはあるのですが、実際にアメリカの事情というのを本格的に調査したことはなかったので、大変参考になりました。ありがとうございました。

私はピア・メディエーションではなくて、メディエーションについてアメリカで調

査したことがあって、非常に日常の中でアクティブ・リスニングというか、すごくそういう雰囲気を醸し出しているような方々にたくさん会うことができて、それで感銘を受けたということがあるのですけれども、そういった調査の中で、実際に現地で見られて、先生方であるとか、子どもたちであるとか、特に印象的だったものとか、どういう印象を持たれたのかという話を少し紹介いただけたらお願いします。

竹村　ありがとうございます。私はオハイオ州のコロンバスとクリーブランド、主にその2つの高校を中心に幾つか見てきたのですけれども、メディエーターになる子たちに「何でなりたいのか」と聞いたところ、ほとんどの子は「自分もけんかしたり、腹が立ったときにどうやって接していいか分からない。正直いうと、親に聞いたら『勝ってこい』といわれた。『けんかして勝ってこい』といわれるだけで、別に勝ってくるのはいいんだけど、それでいいのか」というような、正直いって子どもたちのほうに戸惑いがあるというのが印象的でした。

また私が見たところというのはほとんどが黒人のところです。黒人の地域と白人の地域でかなりはっきりと分かれています。黒人の地域のところは学校の入り口に金属探知機がごく普通にあります。ですから子どもたち自身が「誰が銃を持ってきていてもおかしくない。いつどこで撃たれてもおかしくない」と思っている。ただし自分はさすがに銃は持ちたくない、そのときにどうやって問題を解決したらいいのかというのは、正直学校でも、親からも教えられることがない。ある意味で対抗手段です。対抗手段としての方策を教えてもらいたいというので、メディエーターの訓練を受けているという子がわりと居ました。

全く白人だけの高校は正直いってこういうピース・アクティビティーというのですか、こういう活動をすると内申書がよくなって、いい大学に入れると思ってメディエーターの訓練を受けているような、いわゆるハイソサエティーの女の子たちというのもかなりいるようです。アメリカでのピア・メディエーションの位置付けというのも、地域によってかなり違うと思います。

質問者　「子どもはけんかしながら育っていくのだ」という学者の見解もあるし、だからけんかを早めに収めたほうが子どもの将来の発達に非常にいいんだというような考え方、あるいは学校の管理運営上コンフリクトがない学校にしたいという学校の管

理者の考え方。そういうものと、このメディエーション、あるいはピア・メディエーションというのは、どういう位置付けにあるのか。

つまりけんかを早めに収めてしまうということが本当に子どもにとっていいことなのかな、それはメディエーターという人がお互いの仲裁に入ってやっちゃうということがいいことなのかな、そこらへんで僕は非常に迷うわけです。僕自身はむしろ対話を推進するために研究しているものですから、対話に対して非常に好意的に考えながら、メディエーションについて好意的に考えながら、それをあたかも病気のモデルを考えて、病気は早めに手を打つ、早期発見すればそれほどいいという考え方で、コンフリクトを早めに発見して、早めにメディエーションしたほうがいいということは実証されているのか、どうなんだろうか。

そういう研究がアメリカで、つまりそれをやった結果が非常にいいというようなフォローアップが10年先ぐらいまで行われているのかどうか。そこらへんをお伺いしてみたいのですけど・・・。

竹村　早期介入とは何のためにということかと思うのですけれども・・・。

質問者　何のためかというよりも、当事者にとって将来の、子どもにとっての将来の発達に具合がいいことか、悪いことか。子どもはけんかしながら成長していくわけです。だからけんかゼロの社会にする、あるいはけんかゼロの環境にするということが子どもの発達にとって本当に幸福なことかどうかということなんですが・・・。

竹村　確かに学校が、学校運営のために導入をしていることはおそらくあると思うのです。広まった背景にはそこは大きいと思うのですが、ピア・メディエーションのフォローアップの研究調査からは、介入を早くしたほう、介入するすべを早く身に付けた子のほうが、その後のトラブルに巻き込まれる率が極端に低い。つまり自分でうまく対処しているそうですが、ただしそれが幸福かどうか分かりません。

ですから何が効果かというと、それはあくまで学校内とか、非行とか、または犯罪とかという、数に出てくるものでしかチェックできないので、それでいえば非行のトータルの数が下がるとか、ピア・メディエーションを受けた人のほうが犯罪者になる率が低いとか、そういう形のものはありますが、それがいわゆるよい人生を送るよう

な、よい人間になるのかどうかということは分からないです。

稲葉一人(科学技術文明研究所)　たぶん今の感じからいうと、けんかをゼロにする仕組みではないんです。けんかはすればいいのだけど、そのけんかをどうやってそこから修復していくのかということと、大きな回復できないようなけんかにしないような仕組みというふうに、僕はピア・メディエーションを考えていました。たぶんそれが一つの答えだと思うのですけど・・・。

僕がここで聞きたいのは3つあります。1つは以前勉強したときに、準備手法の中にティーンコートという、同じピアな、つまり同様である学生が裁判をするという仕組みの中で決めていくものと、こういうピア・メディエーションというものはどういう関係にあるのかということを一つお聞きしたい。

それからもう1つは教育現場というのは、基本的には先生が子どもに教えるという、上から下への垂直のコミュニケーションが非常に強く、それが日本の社会の教育の中にピア・メディエーションを入れるときに非常に障害になる。つまり「たいがいの問題は教師だ」という理論が昔からあるのです。こういう中で水平の理論がどんな意味を持つのかということ、コメントで結構ですからいただきたい。

それから3つ目はアメリカでは確かに非行というもの、つまり犯罪というものの防止ですけれども、日本でいうと犯罪防止のためにピア・メディエーションを入れると、非行防止のためにピア・メディエーションというよりも、もっと陰湿な子どもどうしのいじめであるとか、子どもどうしの本当に潜在のところにたどり着かないようなものが本当の問題なのではないかと思っている。こういうところにピア・メディエーションというのはどんな意味を持つのか。

つまり顕在化しない問題に対してピア・メディエーションというのはどういう意味を持つのかということ。かつてから僕自身も思っていた質問なものですから、答えは明確にはないかもしれませんけども、竹村さんのご意見を聞かせていただきたいと思います。

竹村　ありがとうございました。まずティーンコートは私の知る限りでは各地方の裁判所が行っており、ピア・メディエーションはそれぞれの学校長の裁量で行っている、日本でいうところの総合的学習のようなものです。ピア・メディエーションのときに

は、「これは裁判ではない」とはっきり言うように、メディエーターはあくまで中立の第三者であって、答えを出すのはあなたたちだから、もしそこでとんでもない結論が出て、例えば2人が「これから週に1回ずつけんかしようぜ」という合意ができても、文句は言わない。要するに善悪の判断をするわけではない。だからプロセスのほうを大事にしていくのだろうと考えます。

それでティーンコートというのは確か裁判所が、ＡＤＲのような形で行っていくものですよね。そこで出た結論に従わず、また必要だと判断されれば裁判所に戻されるということですから、ある意味では拘束力があるもの。ピア・メディエーションというのは別段拘束力はありません。あくまでも当事者たちがどう納得するか、そのプロセスに重きを置いているものというはずだと思います。

それから教育の場での水平理論、確かにここは非常に難しいのですが、おそらく日本であれば上から下のほうがある意味衝突を防いでやりやすいのでしょうけれども、アメリカで見てきた場合は、もしアメリカで上から下で学校の先生が何かを言うと、これはもう強制的にされたという、それだけで強制的、つまり考える権利を取られたとか、そこの部分を取られたと考えるので、この水平理論は非常に大事だと思われている。

日本にこれを持ってきた場合ですけども、私はアメリカの現場を見ている限りでは、お互いが話し合いをするというところから生まれることのほうがはるかに大きいのではないか、学校の先生に「こうすればいいんじゃないか」と言われるよりははるかにいい。それぞれの子どもたちのその後の問題の対処の仕方に非常に有益ではないのか。ただそれは学校の先生、または上級生でもいいですけども、上から言われることとどっちがいいかといわれると、まさにジャッジ、どっちがどうなのかでは、どう計るのかという問題があるので分かりません。

私は、同じ立場で、しかも例え間違った結論を出してもそれを受け入れられる、取りあえず言ってもいいという場は確保できる、そこから次の、「私と違う意見の人もいるんだな」という気付きとか、その場は実はそぐわない結論が出ても、その子どもがその結論に至ったプロセスを覚えていることが、次の場面でどう生かされることにもつながると考えます。上から言われることとはちょっと違うのではないかと思います。

それから日本の確かにいじめとか顕在化しないものに対するもの、これはピア・メ

ディエーションはたぶん難しいと思います。ピア・メディエーションが扱える範囲とは何か、ははっきりさせたほうがいいのではないかと思います。

講演　日本におけるメディエーション教育の課題とその可能性

麗澤大学教授
水野修次郎

人格教育の一環としての取り組み

私はアメリカでハイスクールのカウンセラーを３年ほどしていました。日本に帰ってきてからは中学校のスクールカウンセリングをずっとやっています。大学では学生相談、産業カウンセリング、臨床心理士、日本カウンセリング学会の認定カウンセラー会の運営委員会等をやっています。

2001年にチームを作ってアミタイ・エチオーニの著書である『新しい黄金律』を翻訳するということを、氏にも日本に２度ほど来ていただきながら進めてきました。これは対話ということを中心にした社会づくり、コミュニティづくりの本になるのですけれども、その中でも対話を進めるＡＤＲが一つの方法として提示されております。

メディエーションは、対話を促進するための方法であって、争っている人が自らコンフリクトに直面すると、ある程度感情を高めないと解決しないんです。冷静に話し合っていると解決しないです。人間は争いの中にあるときには適度な感情の高まりがないと、問題解決しないという問題がありますので、冷淡になりすぎている場合は逆に感情を高めることを行うことも必要な場合があります。そういう意味では対話を進める上でのメディエーションを行うのが一般的でありまして、暴力で終わってしまうよりは、きちんと話し合って、そしてお互いに共存できる社会をつくっていこうということであるわけです。簡単にさっさと問題を解決して、波の荒くない社会をつくろうというのではなくて、争いがあるのは当たり前であるということを前提にしております。

解決方法として暴力でない解決方法を子どもたちにやはり教えなければいけない、エンパワーメントの一つとして、教育の一環として、解決できるということを教えるということが基盤になっていると思います。そのために教員も非常に無力であったのが、コンフリクト・レゾルーションというひとつの方法を得ることでエンパワーされるわけです。私はトーマス・リコーナー氏が提唱する『人格の教育』（キャラクター・

エディケーション）という試みにも注目しています。キャラクター・エディケーション・パートナーシップがワシントンDCを中心にしてあり、西海岸のほうにはキャラクター・カウント・コアリーションがあり、「キャラクター・エディケーション」という雑誌を出してもいます。その中では学校の中でキャラクター・エディケーションを進め教育効果を上げる方法について科学的に研究されており、その一環としてピア・メディエーションを提唱しています。他にもいじめ防止プログラムとか、ケアを中心とした思いやりのある社会づくりとか、セカンドステップなどいろいろなプログラムがあります。そのことは私が2005年にブレーン出版から出した『争いごと解決学練習帳』に詳しく書いてあります。

第5回対話シンポジウム
（2006年11月3日、大阪大学銀杏会館）

ピア・メディエーションプログラム

ピア・メディエーションのプログラムには大きく4つの分野があります。1つは争うということはどういうことかということの理解です。争いの中に実は非常にポジティブな、積極的な意味があるのだと、争いを必ずしも避けることではないと、争うことによって真の理解に至る道もあるんだ、争うことが必ずしもいけないわけじゃなくてポジティブにとらえるべきだ、という教育をしていきます。ただし、暴力はいけない、対話の中で激しく言い合うことは必要なので説得という技術が必要になる、ということを教えます。

第二に、問題解決アプローチというのがありますが、問題はどういうふうに解決するかというアプローチの原理について、第三に問題解決のプロセスについて、そして第四番目に問題解決技術について、教えるわけです。この4つの分野があり、ピア・メディエーションというと、「技術だ」と考えがちですが、それは教育のほんの一分野であります。

従来の方法と比べてみると、学校で争いごとが起きると、教師とか保護者とかが介

入します。一生懸命介入して解決しようとしているのは先生だったり、保護者だったりして、当人はどこかに追いやられるのです。先ほど言ったように、「争うことにはポジティブな意味がある」のですから、直面して解決すればいいのですが、だいたいは第三者が一所懸命働くわけです。そしてその後処理されます。争っている当事者は規則違反というよりは、感情的なものとか利害関係があるわけですが、そういうことは考えないんです。感情的なしこりは残ったままなわけです。学校の先生には「そんなことはたいしたことはない。忘れちゃいなさい」と言われて、忘れることがいいと教えられても感情は残っちゃうわけです。

そして後の処理は第三者の審判にゆだねられていくわけです。未成年者の争いのために、成人者が当事者よりも多くの時間を費やす。学校の先生はどうしてもそうなってしまう。学校の先生が解決したように見えるのですが、多くの場合は、争いそのものは解決していないのです。子どもの中でくすぶっているのです。これは争い事解決学の中でよく言うのですけれど、争いごと解決の三角形といって、争っている内容が解決できているということは解決のほんのひとつに過ぎず、もっと大切なことは、怒りを感じているとか、被害意識があるとか。それぞれの感情が理解されて、納得されているかどうかについてどうするかということが残るわけです。もうひとつの問題として、ピア・メディエーションでは解決するプロセスを理解したかどうかの確認がなされます。たとえば、外交でもそうですが、最初にどういうふうに話しを進めていくかというプロセスを話して、了解を得てから実際に内容を話し、解決したあともプロセスについて確認します。

従来の方法との違い

今、世の中にあるいじめの問題にしても、問題になる前に解決する能力が足りなくて、問題にしなくてもいいようなことを、わざわざ問題にしてしまうことがたくさんあって、問題を抱えてしまう。ところがわれわれは、争わなくていい問題を問題にしない力を本来は持っていなくちゃならないわけです。それは一人一人の学生･生徒が、持っていていいものなのですが、現実の世界はそういう力がないものですから、そんな問題を問題にしてしまうわけです。交渉や救済のプロセスというのを、積極的に最大限に使います。「資源」を使います。「資源」というのは皆さんご存知のように内側と外側にあります。内側というのは耐える力、適応する力、覚える力。まれに何人か

は、冷淡になれる力、と言う人もいますが。対外的には自分の周りにいる正当な他者。救助を求めてもいい正当な他者が、いるわけですね。親がいたり、先生がいたり、地域のおじさんおばさんがいたりします。そういう資源を私たちは使わずに忘れてしまっているわけで。小学生なんかの自殺に至ったケースは、全く絶望するんです。資源ゼロなんですね。内的資源も外的資源もゼロのときに行き詰るわけですが、実は使える資源がいっぱいあるんです。これも争いごと解決学でやります。資源を見つける方法を確認していきます。このメディエーションというのも資源のひとつなんです。そういうふうに考えていただければと思います。

学校の現場の問題では、問題がおきた時にどう罰則を与えて、処理するかということが中心になりますけれども、人と人の争いを解決する、ともに共同社会の中で暮らしていけるということが、焦点になります。だからメディエーションなんですね。コート、裁判になりますと、どちらかが勝ち、負けということになります。すると共同体社会、たとえば学校の中で暮らすのは難しい状態が出てきます。したがって思わぬ解決方法になる場合もあるんですけど、中には、問題にしないでくれという子どもの要請があったり、逆には問題にしなくていいものを問題にしてくれという場合もあったりします。正義というのは大人が思ったような形で実現できないことができないことがあります。いろんな形で正義の実現が可能になってくると思われます。

まず争いについて考えさせる

争いとは何か、ということから生徒に考えさせていきます。争いごとの原因としては、データ不足、誤った情報。関心事と期待。関係性の問題。関係性が薄いと争いごとになります。乏しいミュニケーション。構造的な争い。価値観の違い。価値観の問題についても、子どもたちに教えるわけです。そのためにはどういうことをしないといけないかということを、対話を進めるための方策について授業で進めてきます。問題解決アプローチは、敵対アプローチと違って、争っている当事者どうしが問題を解決する人になって問題に当たっていく方法であるということを確認します。メディエーションに来た人には最初に次のように確認するんです。「ここに来たのは問題を解決したいという意思があるからですよ」と必ず聞き、両方とも「意思があります」ということを確認して、途中でうまくいかなったときにはもう一度確認します。「問題を解決したいのですか？」と聞いて、「解決したい」ということなら、「じゃあ、進めまし

ょう」と続けるわけです。実際にメディエーションの途中には非常に困難な事が起きてくるんです。そう簡単には行かないんです。その困難を乗り越えていくコミュニケーションの力と、問題をどう解決するかということを、コンフリクトを通して、心の葛藤を通して、価値観の葛藤とか、いろんな葛藤を通しながら、合意に至るという、そのプロセスを研究する、覚えるということが、非常に教育的に意義があると、考えられています。

問題解決のプロセス

問題解決のプロセスとしては、和解、調停、仲裁、主張の検討があげられます。問題解決の技術はいっぱいあります。まず正しく相手を理解するということはどういうことかを理解しなくてはなりません。相手を理解せずに批判するということは、対話のルールは違反になりますので、どういうふうに理解したかという内容はきちっと要約されて、争いの争点、事項は何であるかということを正確につかみ取る、という訓練を行います。それは技術の一つです。あとは効果の高いコミュニケーションのモデルを示すという問題があります。話している内容が、感情に汚染されている場合があったり、自分の立場を相手に伝えるものであったりしがちです。たとえば先生が「図書館の本を期限以内に返さない人は、信用できません」などと言う場合の最後の「信用できません」というのは、自分の権力が上にあるというポジションを相手に伝える言葉であって、コミュニケーションにはなっていないのです。これが汚染されたコミュニケーションのひとつなんです。「図書館から本を借りたら期限内に本を返すのが決まりになっています」というのがコミュニケーションですね。わたしたちのコミュニケーションはこのように汚染されていますので、何を正確に相手に伝えるかというのも授業を通して教えていきます。

それから、「いじめ」という言葉も一人歩きさせないで、その内容がなんであるかということから、その感情のクレンジング（浄化）といってトーンダウンしていく方法や、事実がなんであるかということの話しの練習などを行なっていきます。解決というのはみんなが争いごとだけに目を向けるのではなくて、学校全体に目を向けていくことができると「学校全体を思いやりに満ち溢れたコミュニティにしていく」というのが、争いごと解決学、ピア・メディエーションを学ぶ最大の目標だということになるわけです。思いやりのあるコミュニティを作っていくということ、お互いに共存で

きるコミュニティを作っていくということが最大の目標になってきます。したがってそのためにメディエーションの教育の中に「謝罪する」ということが求められ、自分が間違ったと思ったらどうやって謝罪するか、そして相手に詫びを受け入れてもらえるかどうかをどう確認できるか、ということへと発展させていくことができます。

もうひとつは寛容性という、間違って意図していないのに起きてしまった出来事に対して、許すことができるかどうか、という大きな問題が含まれているわけです。

そういう意味ではピア・メディエーションというのは、ひとつの社会をつくろう、対話のできる社会をつくろうという意図が裏にあると考えていただきたいと、私は思います。

人格教育がめざすもの

次に「人格教育」というところに行きます。人格教育というのは先ほど言いました「キャラクター・エデュケーション」が、メディエーションとくっついているのです。私の行っていたバージニアの学校は、リコーナ先生の指導を受けていました。ピア・メディエーションを導入するのに3年の時間を費やしたのですが、まず1年目はリスペクト（敬意）とリスポンシビリティ（責任）という2つRをどう学校で実現できるかということを目指しました。普通は教師が、これがリスペクトだ、これがリスポンシビリティと教えるわけですが、そうではなくて、どうやったら教師をリスペクトしていくことになるのか、子どもどうしなら、子どもどうしがお互いにリスペクトするって、どういうことかな、たとえば、親をリスペクトするのはどういうことかな、親も子どももリスペクトするのはどういうことかな、ということを1年間話し合って、だいたい、リスペクトというのはこれが標準的な行為だな、という合意を1年かけて作るわけです。リスポンシビリティも同じです。意見を言ったときに、自分が言った意見に対する責任ということもあると思いますが、これをリスポンシブ・ソサイアティ「応答する社会」として教えていきます。

たとえば私たちが普通行う「私はブロッコリーが好きだ」と言うときは、個人の好みを言っているんですが、「私は学校の中の暴力をなくしたい」という場合は、アカウンタビリティな意図なんですね。どうして暴力をなくすのかということを説明しなくてはならない。「ブロッコリーが好きだ」というのは「好きだから好きだ」でいいのですけど「学校から暴力をなくしたい」と言ったときに、「私がなくしたいからなくした

いんだ」ではだめなんです。このアカウンタビリティが結局はキャラクター・エデュケーションの中に入ってくるわけです。

どうしてわれわれは、平和な共存できる社会を目指していくか、ということを理解してもらう。その動きをしていかなければならない。それで生まれてきたのが私はメディエーションだと、理解しています。『争いごとの解決学』とは何かといいますと、まず、争うことは「異常な行為だ」と思う人もいますし、「人間生活では正常な行為だ」と思う人もいますし、他の人は「争うのは、コミュニケーションの断絶が最大の原因だ」と思う人もいるというわけです。争うといっても、いろいろありますよね。そういう意見の不一致が争いごとの原因になりますので、人間が争いごとを起こすということは、何なのかということからピア・メディエーションは入っていきます。そして争いごとは、ある人は、「抑えて、上手に、争いごとをコントロールすることが根本だ」と考えている人もいます。かと思えば、「あまりにも上手にコントロールされてしまってはダメなので、多少混乱していたほうがいい」という意見もあります。人間は感情の高まりの中で対話が行われているという事実がありますのでその意見も無視するわけにはいきません。そして、怒りの感情は必ず伴います。争いは「失恋と似ている」という人もいます。そして、正義の実現をすることによって、関係性が続かない場合があります。そうしなければならない時もあります。「関係性に重点を持つならば、また別の解決方法があってもいいのではないだろうか」と考える人もあります。

争いごと解決策の教え方

したがってピア・メディエーションは万能ではありません。根本は「解決したあとに、関係を続けていく」ということが大前提になっている解決法です。そして、いろいろな考えや別の視点をいろいろ考えていって、次に教えるのは争いごとに対するアプローチですが、ある人は対決する、ある人は受け入れる、ある人は競争する、ある人は妥協、協調、とあります。これは、学生にやらせてみたり、教員のワークショップもやってみていますが、みんなほとんど意識することなしにしているんですね。

第三者の問題と、自分自身に関わる問題ではアプローチが違うわけです。それぞれに適切な場合と不適切な場合がある。これを教えます。妥協が適切な場合ということもあります。問題が、そんなに大きくなければ妥協すればいいのですが、大きな問題に妥協して後で不満が残る場合は妥協できないことがあります。

いろんな解決方法を子どもたちに教えていきます。自己と他者の尊重の仕方によってアプローチが違う。社会学で、自己と他者の尊重はよくやっていることですが、これが先ほど言いました「争いごと解決の三角形」ですね。

主張の明確。調停、裁定、和解。あとは敵対アプローチ、問題解決アプローチというのはハーバードのケーススタディで中心にやられた平和研究所のものを、使ったりします

そして敵対アプローチと関係中心アプローチ、態度とスタイルと雰囲気と技術と結末をやります。これはハーバードの交渉術ですけれども、ソフトな態度でモノが解決するかどうか、ハードな態度で押し返せばそういう方法もありますが、創造的な解決方法はどうしたらよいかということを子どもたちに考えてもらうのです。そして対話のルールを教える。対話のルールはアミタイ・エチオーニのコミュニタリアンでよくやりますけれども、会話というのはこうだと子どもに教えるわけです。

異議を唱える、権利を主張する、人は黙っていないで発言する、大体の問題は言わないことによって起きるのでだからまず発言してもいいという雰囲気を作り、さらに批判する権利を主張する者は、相手の意見を理解する責任を負う、相手を理解しないで批判するなということを理解させるわけです。相手に影響を与える意見を主張する人は相手を興奮させない責任がある、相手を興奮させないように話すには、相手に理解してもらえるように話すことはこういうふうにすることだ、ということを教えなくてはならないですね。これもメディエーション教育の中で、できるわけです。

それから、「対話に参加する権利を主張する人は相手を説得する努力をする責任を負う」。これがメディエーションのネックになるのです。これは隠れたネックです。つまり説得力の強いほうに流される傾向にあるわけです。それを中立第三者の立場の人がわかっていながら、受け入れるということがある程度必要な場合もあるのです。だけどあまりにも不公平な場合は一言言って、公平に差し戻さなければならないという問題があったり、実はいろんな問題が隠されています。簡単にいくものではないのです。マニュアル通りいくことはまず人生ありませんよね。きょうも、マニュアルどおりいってない講義ですね・・・。(笑)

コミュニケーションに問題がある場合はどういう場合か、これを教えます。そして、次にやるのが、技術です。ここから技術です。このような発言にはどんな問題があるか。たとえば「あなたは間違っている」というのを正しく言うためにはどうしたらよ

いか、子どもたちに考えてもらう。「あなたは間違っている」と言うとこれは他者を審判して、自分のほうが優れているぞ、という態度ですから、そうではない。例えば「私はあなたと違った考えを持っている。私の意見は違います。」と言いなさい、というふうに教えます。そして「あなたのほうが先に謝りなさい」という立場のみを主張するようにならないようにします。こういうコミュニケーションの訓練から入るわけです。

たとえば次のような発言に対してどうするか。「市役所の人間は信用できません。市民のことより、結局は自分の立場の方が大切なんです」「学校の先生なんか信用できない。学校の先生なんて私たちのことなんか考えていないんだから」と言ったらあなたはどう対応しますか？という訓練をするわけです。「そんなことないよ。私はちゃんと聴いているよ」と言うのか。「何かおっしゃりたいことがあればここでお聞きします」「何か話したいことがあるようだから、ここでじっくりきくから話してみないかい」と言うのか、いろんな言い方があります。これは一般のカウンセリングに使う面接の技術ですけれども、メディエーターには、受け応え、リフレクション、調整化、意味のリフレイム、有効な質問とか、言い換えとか、あり、これを全部教え、できるようにします。リフレイムというのは、問題をプレゼントした時には、問題はひとつのフレイムに入っていますので、そこの肯定的な意味をどう引き出すか。表だけではなくて裏も考えられるような訓練もします。そして問題の本質を認識する力、恐れ、疑いなどの否定的感情について理解できると、審判を後に回せるわけです。当事者のメンツや立場を尊重できたり深く理解できたり、自己の能力の限界をわきまえるといった力を養う訓練をします。メディエーション教育は単なる技術の教育ではなくて、人間性にも、ずいぶん影響のある教育ですから、成果として授業の成績があがるということは納得できると私は思うんです。

アンガーマネジメント

そして感情をコントロールする、怒りのコントロールをする。このごろ、これは子どもを小さな感情労働者にするというので、こうした心理学を批判する本が出てきていますが、それはやり方が悪いんです。小さな感情労働者にするのではなくて、感情にきわめてポジティブな意味があるということを教えなくてならないのです。ヘタな心理学者は子どもに「怒りをコントロールしなさい、怒らないようにしなさい」と言うのですが、そうじゃなくて、「創造的に怒りなさい」という。怒りをうまく使うとい

うことをしないと、確かに小さな感情労働者を作ってしまうことになる。

だいたい私たちの仕事の50パーセントくらいは感情労働だと思われます。専門家の労働は、80パーセント以上は感情労働なんですね。こんなところで、ニコニコしなくていいのに、私はニコニコしながら話しています。これも感情労働ですね、作って笑っているんです。それは職業に付き物であるわけで、心から笑っているかもしれないし、そのことは本人もわかるんですからね。そういう意味で、実体のことばと非言語の乖離が大きいと幸せな人生とはいきませんので、態度と話している言語は一致するように、幸せな人生が送れるように、そうしたことも教えますね。

どう適度に感情を高めることができるか、これは難しいんですよ、コントロールしすぎる子には「もっと怒れ、怒れ」ってなんて言っています。子どもたちがカウンセリングを受けに「何とかなりませんか」と相談にきても、私は「大変だね、ここに来て心の重りを少し減らして、気を楽にして帰りなさい」と、そんなことは言いません。私は「それは大切な問題だから、解決しないで、じっと持って考えなさい。上手に悩みなさい。あなたが今やっていることは悩みを上手に悩むということを勉強しているんだよ」と教えていくのです。上手に悩むということはどういうことか、お話していきます。決して心を軽くすることではない。直面して解決していく能力を授けることなんです。

ゆるすこと、謝罪すること

基本的欲求が人間にはあるということを認めることから、そうした人間の基本的欲求の理解から入っていきます。怒りの態度をどうしたらいいかを教えます。そして、謝罪はどういうふうにするか、子どもは知らないんです。大学生に確認しました。今まで過去に一回でも謝罪した経験のある人いますか、と。全員、手を挙げましたね。謝罪してない人間なんて、いませんよね、ただし、「どういうふうに謝罪するかということを、ちゃんときいて教えてもらったとか、自分で勉強してきちっと謝罪したと、そういう経験のある人はいますか」というと一人もいません。つまり、学校教育では謝罪の仕方を教えていません。問題があるのが当たり前で、間違えるのがあたり前の社会の中で、いかに謝罪するかを教えていないんです。

コンフリクト・レゾリューションは前提として、争いがありますから、間違いがあるのが前提ですから、それを教えますよね。その次に教えるのは謝罪のレベルですけ

れども、関係を修復し、「二度と同じ過ちはしない」と言って許してくれるかどうかを相手に尋ねる、そして特定の行為に対して謝らなくてはなりません。「いじめてごめんね」なんていったら、絶対に許しませんよ。私は「いじめの内容を言いなさい」と教えます。どういうことがいじめなのか、どういう行為をしないのか、ということをきちんとしない限りは許しません。そこまで言います。きちっとそこまでメディエーションではやります。

私はいじめのメディエーションを何回かやったことはあります。そこまできちっとやればうまくいきます。こういうことは教育の一環としてやります。

次に教えるのは、寛容な社会、人を「ゆるす」ということはどういうことか、ということです。エンライトの『フォーギブネス・イズ・ザ・チョイス』という本を翻訳中ですけれども、「ゆるす」ということも人生の選択肢にあってもいいんじゃないか、ということを世に問いたいと思います。今の学校はあまりにも、不寛容です。ちょっとした過ちを子ども達の間でも厳しく学校に言いつけます。今の学校のクラスの中はどうなっているかというと、弱肉強食です。強い者が勝ち弱いものは負けるということをクラス全体で助長していく教育現場がある。実は世の中は弱肉強食ではないんだ。強い者が勝つような学校を作っておいて、なぜいじめがなくなるか、なくなるはずがない。

メディエーションということで、世界は弱肉強食ではないんだということを学校文化に取り入れることができたら、きわめて大きな力になると私は思います。「ゆるす」というのは発達段階ですので、子どもの場合はある程度しかわかりません。相手がゆるしてくれればゆるしてあげるとか、同じことをすればゆるしてあげるとか。たとえば頭一発殴られたら、殴り返す、とかいうのは小学校低学年の発達段階の特色です。これらの子どもに、いくら話してもわかりませんので、なにか適当な形でやるとか、いろいろな方法があると思うんです。このあたり、「人をゆるす」ということがどういうことか、文学作品はあるのですが、教育の分野では、未開拓の部分です。このあたりもメディエーションで研究できるわけで、非常にすばらしい分野がここにあります。

調停者になるためには、感受性、柔軟な考え方、ケアする気持ちや行為、コミュニケーション技術、ユーモアのセンス、などが求められます。メディエーターになるには、争いあっているＡとＢという人のお互いの立場になって物を見られることが必要ですよね。メディエーターは何かというと、ＡＢを取り巻く環境が、第三者の視点か

らＡＢがどう映るかという視点を持たなくてなりません。それだけではなくて、さらに大きな地域社会、国という観点。その中にグローバルな社会が入ってもいいですが。その中でこの争いが、どう置かれているかという観点までみられるとなると、リフレクションの他者性、第三者性という、哲学が深く自己の中に沈殿するだけではなくて、他者との間の対話の中に哲学があるということがまさに起きてくるわけですね。そうするとメディエーションはまさに対話の中に理解が深まっていき、メディエーターは対話のできる人間を作っていく、ということにつながっていくのではないかと私は思います。

次に、回避する。回避するっていうのはわれわれ大人が使いますね。イヤイヤしながら、なんとなくあと延ばししながら、回避しながら・・・。子どもも同じ方法を取っていますよね。できれば回避して小学校卒業しちゃえばいい。回避して中学校卒業しちゃえばいい。だから、問題に直面せずに終わってしまうわけです。残っているというのは非常に弱められた自分しかありません。エンパワーされていない。社会に出ても弱いです。自分で問題解決できる力を持っていないわけですから。その子どもたちに、自分で解決できるという力を授けるという意味でメディエーションがひとつの力になると、私は思います。

そして、現代は情報社会ですから、正しい情報を子どもに与えて、その情報の中から、選択できるということはひとつですから、暴力行為をしなくても解決できる方法があるというインフォメーションを与える責任はあると思います。これは、私は責任だと思っているんです。責任のある教師がする一つの方法だと・・・。

そして、オープンにするとはどういうことか。先ほどいいましたが、対話。オープンにしていきながら、共通の対話の場を作っていく。共通の基礎を作る。コモン・グランドをどうやってつくっていけるか、ということ。これも教えなくてはなりませんね。これもメディエーションプログラムのひとつなんです。

問題の再構築。「われわれの問題」で、「あなた対私」の問題ではない。つまり、ここに問題があるが、それは「私の問題」「あなたの問題」というのではなく、この問題は「私たちの問題」なんだとして、再構築するわけです。ストーリーを書き換えるんです。私たちの問題としてメディエーターが問題を書き換えることをするのです。まさに、根本問題をわれわれの問題として書き換えることで、解決者として問題に向かっていく。メディエーションプログラムはこういうことをするわけです。

コミュニティづくりとメディエーション

最後にひとつだけ申し述べておきますが、アニタイ・エチオーニさんも言っていますが、現代社会は価値相対の世界に落ち込んでいて、一人一人が考えることが正しいこととなっていて、それに対して何も反駁することはできないわけです。それと同じで学校でも暴力解決しても別にかまわないじゃないか、死ぬまで争ってもかまわないじゃないか。そういう意見が出てくるわけですけれども、メディエーションは、その意見や選択肢を排除します。どういうことかというと、暴力は絶対に選択肢の中に入れません。つまり平和的に解決策を説くわけです。すべての選択肢を残すわけではないのです。暴力という選択肢を排除するのです。すべての選択肢を残すことではなくて、ある選択肢は排除するということがアニタイ・エチオーニさんのいうコミュニタリアンの一つの動きなんです。「自分のして欲しくないことを人にはするな。人が欲することを施せ」という黄金律がずっと人類はじまって以来あった訳ですが、現在になって、この黄金律が不完全になってしまった。隣にいる人が何を欲しているかわからない。授業で隣に座っている人が、何をしてほしいかわからない、というクラスを作ってしまった。ということはクラスのルールは、教師から与えても、それは「先生のルールじゃないの」と子どもは言います。そういう時代です。「昔はこれが学校のルールだよ」と先生が黒板に書いたら、それに従いました。今は「それは先生のいうルールじゃないか。私たちは違うよ。」こういう時代になってしまった。黄金律は実は不完全なんです。私たちが作る新しい黄金律というのは、ピア・メディエーションに象徴されるように、社会の中核となる、クラスの核となるルール、お互いの合意形成で、さきほどリスペクトとリスポンシビリティについて述べましたが、コミュニティ全体がそういう目に見える形になるようなものを創り上げていくという再構築のときを迎えているように思えます。社会の中核となる価値の再構築をする時代になったんだという自覚の元でピア・メディエーションを導入するというふうに私は理解しています。ちょっと話しがあちこち行きましたけど、これくらいでやめさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

質疑応答

司会　それでは若干残りの時間もございますので質問がありましたらどうぞお願いい

たします。

質問者　お話の中で「ゆるし」という表現がありましたが、技術的にいうと「折り合い」ということでよろしいのでしょか。たとえば子どもたちにとって学級というのは非常に固いところでして、自分の気持ちがいえなかったり、競争心が盛んだったりで、せめぎあって、いろんな行動も含めまして、折り合っていく。せめぎあって、また折り合って、最終的にお互い様と、いう感じになっていくと思われますが・・・。

水野　「フォーギブネス（forgiveness）」という訳をどういうふうにするか難しいですが、「折り合い」と考えていただいてもいいと思いますね。というのはフォーギブネスは宗教からきていますので、非常に扱いにくかったのです。実はアメリカ心理学会では「ゆるし」というのは心理療法の一環に入っていて、学問的にもリサーチで充分裏づけされています。簡単にいえば「寛容性」。寛容な社会。人の過ちをゆるせる社会です。

田中圭子（ＮＰＯ法人 日本メディエーションセンター）　私自身ＮＰＯの活動で助成金をいただきながら、仲間と一緒に子どもたちへのメディエーションのワークショップを行っています。今日のお話は、単にスキルというところだけではなくて、たくさんの統括的なお話で私はすごく感銘を受けて聞かせていただきました。人格教育ということについてですが、私はイギリスのメディエーションのことを調べていて、イギリスでは、シチズンシップ・エデュケーションのなかでピア・メディエーションが使われていることが多いと把握しています。アメリカの人格教育で、ピア・メディエーションがどのように扱われているのか、もう少し何か情報がありましたら教えていただけたらと思います。

水野　アメリカでは、50パーセントの高等学校でキャラクターエデュケーションプログラムが何らかの形で、全面的にではなく一部を使ったりして、導入され予算化されています。そのキャラクター・エデュケーションの一部として、ピア・メディエーション、セカンドステップ、ＣＰＩ、その他いくつかありますけれども、それらが導入されています。そこで何をするかというと、教員研修をまず行って、ピア・メディエ

ーションを学校に導入するということはどういうことかということと、教員の中に共通のグランドを作るという役目をすることになっています。

稲葉一人(科学技術文明研究所)　メディエーションの全体像、そのすべての項目が出たなと思って興味深く聞かせていただきました。大人のメディエーションを私たちはやってきましたが、「正義と関係性の議論」として、「正義vs.関係性」にするのではなくて、関係性を維持する中で善悪をしっかり理解をする、というような過程を、その中で許しの過程とか、謝罪の過程も中に含まれるよう、「正義と関係」を対立する関係ではないような形で考えることはできないものでしょうか。

水野　ご指摘どおりで、私の言った正義というのは、学校の先生が考えている正義とは形は異なるけれども、正義の本質からははずれない正義というのが可能ではないかという意味で申し上げました。正義というのは非常に難しいことで、メディエーションで正義が実現できるかどうか、これは大きなテーマだと思います。和解したときに出る和解案というのは、ひとつではありません。たとえばA、B、Cと3案が出たらA案の方が優れていてC案は優れていないという言い方ができるかどうかですよね。どの案も当事者どうしが受け入れればいい案に変わりますから、ベストの案はつまりないと言っていいんです。そのあたりを理解できると、メディエーションというのは非常に面白くなるのですけれども、実際にメディエーションされていれば、そういうことがいっぱい出てきますね。体系とはちょっと違うということです。

パネル・ディスカッション　メディエーション教育への夢を語り合おう！

コーディネーター：津田尚廣（NPO法人シヴィル·プロネット関西代表理事）
パネリスト：寺野雅之（大阪府立茨田高校 教諭）、峯本耕治（NPO法人 TPC教育サポートセンター 代表理事／弁護士）、山中祥匡（臨床心理士）、水野修次郎（麗澤大学教授）、竹村登茂子（読売新聞社編集局文化部次長）

津田　シヴィル・プロネット関西の津田でございます。ここから司会進行役を務めさせていただきます。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

まずこのパネル・ディスカッションの問題提起として、大阪府立茨田高校の寺野先生のほうから大阪府立茨田高校でのメディエーション教育の取り組みについて発表いただきたいと思います。

寺野　私どもの学校におきまして、今までに取り組んだ活動と、これからこうしたいなぁという自分の夢についてお話するということで、私はメディエーションについては、まだ勉強中ではありますが、ここに立たせていただきました。実は私はラグビーをやっており、生徒指導部長もやっていまして、子どもたちには「怖い先生」で、朝礼ではいつもこのようにマイク持って「おい、おまえらまっすぐに並べ」ということで言葉遣いも、非常に失礼な言葉を使うこともあると思いますけれどもご勘弁下さい。

さて、今から10年前に、念願の茨田高校でラグビーが出来ると喜んで勤務につきました。ところがその時にラグビー部はなんと３人しかいませんでした。茨田高校のラグビー部は50人～100人はいてその中で指揮がとれるんや、とうとう全国大会に出る監督やという気持ちで、とにかく希望いっぱいに登校してきたら―３人しかいない・・・。そういう状態で勤務させていただき、これまでなんとか頑張ってやっていたような状態なんですけれども、見ていただいたらわかるとおり、現在倍率はゼロということで、昨年度は１クラスの生徒が足りないという状態になってしまいました。まぁ、一部の生徒なんですけれども、昨年は、「先生！生徒が言うことときかないんです」という報せを受けて走っていくと、なんと、廊下で７、８人の子たちが寝ている

んです。教師生活やって今年で28年ですけれども、今まででしたらこの巨体を利用して、この大きな声を利用して、生徒にはいつでも言うことをきかせてきたんですけれど、初めて生徒に「無視」されました。廊下に寝ている生徒に「おい、何してねん、はよぅ起きて授業に行け！」と言っても「無視」です。それを言ったあと「うるさい。さわんなおまえ、カラダかゆなるやろ」という言葉が返ってきました。そのような中で教員は日々努力してなんとか頑張ってやっているんですけれども、我が高校だけでなく、大阪府でもいろいろな特色のある学校を創って、それぞれの学校がみんななんとか、子どもたちがこの高校に来ていて良かったと思えるように努力しているのが現状であります。

教師は本当に疲れています。「あなたは学校に行くのがいやなんか」、「あんた、なんやそれ、土足脱ぎなさい。何やっているねん」というような、教育以前の会話が、もう日々行われている状態なんです。先生方は日々努力されているわけで、何か手立てはないかということで頭を悩ませていました。

そんなことで、２年ほど前から本校の卒業生である山中先生になんとかなりませんかと、お願いをしました。その時に先生から一言「いいのがあるねん、まぁすべてがすべてそれで対応できるわけじゃない。でもそれに対応できる生徒もきっといてると思うねん、思いやりのある学校にすることできるで」と言われてその言葉にすぐに飛びついてしまいました。それがこの、シヴィル・プロネット関西の皆様と連携して今年からスタートしたメディエーション教育です。

ここからは私の夢ということになるんですけれども、教育現場ではとにかくトラブルが起きます。生徒対教師、生徒対生徒、保護者対教師、保護者対生徒など、いろいろなトラブルのケースがあると思います。ここで第三者が介入していただいて、全てを整頓するということは考えておりませんが、なんとかならんかなぁという気持ちは前からあったんです。その時にメディエーターという言葉を初めて聞きました。スクールメディエーターとして学校に入っていただいて、場合によってはうまく中に入っていただいて問題を解決していただけたらというのが、ひとつの夢です。

学校でプロジェクトチームを立ち上げる前に、有志でシヴィル・プロネットに寄せていただきまして、講習会・研修会を開いていただきました。それまでメディエーションというのは子どもたちの紛争を解決する単なる手段だというふうに考えていたんですけれども、話を聞いていくとこれをやることによって、子どもたちへの影響力と

ともに周辺がいろいろ改善されるし、最終的には教師にも生徒にも自信をつけるものになるのだと感じております。

これに至るまでの話を少ししておかないといけないですけれども、実は、メディエーションを学校で取り入れたいということで、学校の中で、「管理職の先生」〔校長・教頭〕と何人かの先生でお話させていただきました。「いいことじゃないか、ぜひ取り入れよう」ということで、まずは勉強しようということで何回か学校に来ていただいて勉強会をしました。そのあとで、茨田高校にこれを取り入れていろいろな活動をやってもらおうじゃないかということを職員会議〔校内の教職員全員で行う全体会議〕に「ポンと」出しました。ところが、学校の世界でよく言われる「大きな壁は先生だ」の言葉どおり、「なんじゃ、それ」という反応しかありませんでした。実はその前にも教師向けのメディエーションに対する説明会及びいろいろ講演会やっていただいているにも関わらず「それ、なんだ」という反応だったんです。それで結局、私たちの導入提案は否決されたのです。

その後何人かの先生を捕まえて「おい、賛成してくれ。」「賛成してくれ、いいことなんだからやろうじゃないか。」「心配な面があるなら俺がなんとかしたい。誤解の部分も多いやろう?」等と個別に話をして、改正案を練り直して二回目を提出させていただたんですが、今度はなんとか認めてもらえました。

それで、実際に10月からＮＰＯ法人のシヴィル・プロネット関西の皆様に来校してもらい活動をしていただいています。まずは、「教師に対しての相談活動」ということで取り組んでいただいています。この後、段階を踏んで生徒に対してメディエーションの講座のプログラム作りを行い、講座をやろうと思っていますが、そのためにはまず教員がメディエーションを体験し、こういう場合に効果的な利用ができるんだということをわかってもらうために、アフターフォローをしていきながら、メディエーションそのものの認知とその効果を教育現場に広めていくのが狙いです

実は、私は高校時代相当の「悪がき」だったのです。ラグビー部のキャプテンをしていまして、ある学校ともめることがありまして、一人でその学校に乗り込んでいって殴り込みをしてしまいました。それで相手先の学校の先生に捕まったという経緯もありました。そういうことがあって、何が言いたいかといいますと、昔は「悪さ」をしたときは近くに怖いおっちゃんがいたんです。悪いことをしたらそのおっちゃんが

関係ないのに間に入ってきて首根っこを捕まえて「おまえ、あいつの気持ちわかってんのか」「お前はあんなことをして、あいつはどう感じていると思うねん」というようなことですごく怒られるということがあったものでした。小学校・中学校のときにいくどもそういう体験をして育ちました。でも今はそういう「メディエーター的な人」がすごく少ない現状だと思います。

僕自身は、学校の中にいろいろと取り入れたいと考えておりまして、本校では総合学習の時間に、二日間〔4時間〕だけの自由選択講座なんですけれども、この中で『自分で問題解決をする力をつけよう』講座を作ってやってみようということで計画中です。

もう少し進めてこの先、「選択授業」や「生活指導」の時間にピア・メディエーションのプログラムを、本校なりにいろいろと吟味してやっていきたいと考えております。生徒指導は怖い先生がそろって何かあったら「おまえら停学じゃ！」というふうなイメージかと思いますが、本当に子どものことを考えている先生もたくさんいます。事後処理ばかりではなくて、暴力的なもめ事の事前回避の取り組みとしても、ピア・メディエーションは有効だと思います。

今3年生の学年主任をしておりまして、子どもたちが学校をやめていくんです。何人かの生徒にやめたあと聞いてみると、実は、学校の中でもめ事があってそれに耐えられずにやめたという子たちが少なからずいます。それは表に出てこない数字なんです。教師が見えてない所でもめ事があって、学校を去る、やめざるを得ないということに追い込まれている生徒がいます。僕自身は、このメディエーションを早く教育活動の中に取り入れて、そういう子をちょっとでも少なくすることが急務だと考えております。

大阪府立茨田高校での「ピア・メディエーション講座」
（2007年2月7日）

まとまりのない話ですけれども、とにかく問題提示として私がこの半年間取り組んだ状況をここで話しました。以上です。どうもありがとうございます。（拍手）

津田　この茨田高校プロジェクトは一応3年間を目途にしております。3年間の間でどこまでいくかということですが、

学校側から見ればわけのわからない団体、人物が入ってくるということで、その拒否反応というのもあろうかと思います。非常に積極的にこのメディエーションということを推し進めていこうという教師の方もいらっしゃいますが、そうでない方もおられるわけで、その中でどこまで私どもが推し進めていけるのか。とりわけ、本当の意味でのピア・メディエーションをどうすれば日本でも実施するというところまでもっていけるのかどうかということも皆さんと議論してみたいと思います。

では茨田高校の卒業生でもある臨床心理士の山中祥匡先生のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

山中　メディエーションあるいはピア・メディエーションに関しては勉強中で、まだまだ不勉強のところがあって皆さんから話を聞くこともあるかもわかりません。

私の経歴からお話をすると、大学を卒業したあとご縁があり、アメリカの犯罪を犯した少年たちの更生を、裁判所から預かってやっている民間の会社が実際にあり、それは裁判システムが組み込まれた一つの職業の中にあるのですが、そこで日本人初のスタッフとして勤務させていただきました。その後も臨床心理士として、勤務校としてはいわゆる荒れている学校、高等学校も中学校も小学校も含めて、スクールカウンセラーとして日常的に活動することになりました。また、隣におられます峯本弁護士や子どもの人権委員会の弁護士の先生方と一緒に、被害者ではなくて加害者側の心理状況をどう診立てていくというのか、この子たちにとって今後どういう更正プログラムがいいのかということも一緒に研究をさせていただきました。

カウンセラーとして活動する中で、学校の中で問題行動を起こす、あるいは学校の中が非常に荒れてくるというようなことを目前にして、臨床心理士としては何ができるのかを考えるときに、本当にできることっていうのは少ないわけで、臨床現場では我々の仲間たちも頑張ってくれているんですけれども、子どもたちが本当に荒れていく、あるいは学校が、崩れていくという表現が適切かどうかわかりませんが、普通の授業が普通の授業として成り立っていかないという現場をたくさん見せていただきました。一体誰が悪いんだ、教師の指導力不足なのか、あるいは親の養育力不足なのか、子どもたちが甘やかされて、年齢相応に育ってないのかと、責任を追及すればするほどどこかに警告モード、つまりけじめをつけないといけない状態になります。むしろもっとポジティブな方法で、何か解決策がないのかということをずっと考えてまいり

ました。

我々臨床心理士は、心が傷つけられたり、困ったり悩みを持った子どもたちと、あるいは親たちと、一対一で面接する中で、その人が如何に人間として成長していくかということをサポートしていくのもひとつの仕事だと思っています。ただ、それだけではなかなか追いつかなかった。そうした中で、このメディエーションとの出会いがあったと思います。メディエーションは、先ほどもお話があったように、やはり子どもたちにとって“どういう社会性を身に付けていくのか”ということを、誰が責任を持ってすすめていくのか、これはその子どもたちにかかわる大人全員に責任があると思っているんですが、その責任を果たすための一つの方法として非常に興味を持ったわけです。

すべてのことを問題解決してくれるとは当然思ってないんですが、スクールカウンセラーが学校現場に入り、少しは学校の一役を担った実績はあるかなと感じております。これがまた違う形として、メディエーションが学校に入り、そして子どもたちに我々が伝えていく、教えていくのも限定された形になるかもわかりませんが、彼らの人格形成のなかで人間として身に付けてほしいことをスクールメディエーションという形で進めていっていけばいいなというふうに思っているような次第です。まず日本の問題は一体何なのかということを我々が協議していき、そしてそれを形として浮き彫りにしていく必要があるだろうと思います。それを単にシステムとしてだけ学校に入れていくのではなくて、もっと包括的ないろんな教育として組織をつくっていかないといけない。これはなかなか難しいことだと思うのですが、こういったことを学校現場で進めていくことで、やはり学校教育がいい方向へ向かっていってくれればなぁというふうに感じおります。

津田　ありがとうございました。それでは次に、ＮＰＯ法人ＴＰＣ教育サポートセンターの代表でもあります峯本弁護士のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

峯本　私は弁護士という仕事柄、メディエーションというものを、裁判での和解とか、調停などの場で、当事者が互いに自分の主張を出しあい、相手の主張を聞く中で、たとえば、納得できないし、腹が立つけれども仕方がないなぁとか、和解しなければし

ょうがないなという気持ちになって、気持ちの整理をつけていくというか、解決する気持ちに向かっていくプロセスとして経験するわけです。私も大学生時代から自分のことについては、あまり揉め事を好まないタイプで、余り表現しないで自分なりに我慢したり、自分の中で調整する作業をしているという感じです。しかし、その時その時でかなりストレスも感じていました。子どもの時には特にそういうタイプだったんです。でも、弁護士になって自分自身で、かなり変わったなぁと感じるのは、これは先ほどの水野先生のお話とそのままつながるんですが、紛争解決のためには、自分で抱え込むのではなく、自分の主張や思いをぶつけていくプロセスが必要だと思うようになりました。そうすると相手も主張をぶつけてきて、そこでぶつかり合いが起こる。中にはもう激しい喧嘩〔言い合い〕になり、それで電話でも30分も、1時間も、相手方と言い合いをすることもある。ところが、そういうやり取りとしていても電話を切るときには「あぁそうですか、じゃあまた次回の時に交渉しましょうよ」向こうも「よろしく」と言って切るような、一旦喧嘩になって、その後にスーと収まっていくプロセスがあって、それが最終的につながっていくとかいうことを、日常的に経験をするようになっていきます。その中でお互いの主張をきっちりやってあって、かなりその辺でもストレスも出し、完全に自分の主張を相手にぶつけるということではなくて、「あぁ、相手もこういうことを思っているのか」「相手の言い分はこうだったのか」と、「ここはちょっとお互いに認識のズレがあったな」ということを言い合いながらも、やっぱり会話をすることによって理解がやってくるとわかってきたわけです。それで「これはもうしゃぁない」と、「でもどっかで折り合わなぁあかん」こういう感覚もそこで生まれてくる。ぶつかり合う中で折り合いがついていく、自分の気持ちが目減りしていく、かつ、厄介な場合は形式的な第三の解決の意思が認められるということもありますし、ぶつかって折り合っていくということというのは、「あぁ、こういうことなんだなぁ」というのをすごく実感する機会を弁護士になって経験をしました。その中でたいぶ自分自身の価値観みたいなものも変わりました。

今は、私は弁護士という業務の傍ら教育と福祉の世界にどっぷりはまってしまい、週1回は学校へ行ったり教育委員会へ行ったり、児童相談所の仕事をしたりとかいうことになってきてしまっているんですけれども、その中で、子どもたちを見ていて、だんだん本当の意味での喧嘩ができなくなって、やはり自分をなかなか人間関係の中で表現できない子どもたちが増えていると感じています。私も子どもたちに講演とか話

をしに行く機会があったときには、「みんなでバァーっと喧嘩して、そのあと仲直りして前より仲良くなったなぁという経験したことあるか」と一応訊いてみるんです。なかなかそういう実感を持っている子どもたちが昔よりも減ってきているかなぁという感覚をもっています。喧嘩の仕方が子どもたちはわからなくなっているのは、大人の世界が子どもたちに反映しているのかなぁとも思います。そういう身近にあることから解決していくという経験をしていくことって、すごく大事だなというふうに思っています。

僕もラグビーやっていまして、10年前に２年ほどイギリスに行っていたんですけれど、その時地域のラグビーで、ずっと、練習し後試合をするということを週に１～２回やっていたんです。その中で日本とは全然違うなと思ったことは、例えば僕がパスを投げて、相手が落っことしたというときに、日本だと「すまん、悪かった」と言って、落っことしたのはしょうがないということもあるんですけれど、イギリスでは、相手から「おまえのパスが悪い」というメッセージがはっきりと送られてくるんです。そこで選手は一瞬気まずい思いをするんですけれども、彼らはもう日常的なことで、やり合い〔喧嘩〕になることももちろんありますし、悪い雰囲気にもなるんですけれども、あとでその人も「ちょっと言いすぎた」とか、「あれはこうやればなぁ」とか、フォローし合ったりとか、コミュニケーションの仕方がすごくうまいんです。まず主張して折り合いをつけていくというような感覚です。試合のときは、相手方とのぶつかり合いはもうしょっちゅう起こっているわけですが、あるプレーの場面がきっかけで、殴り合いが一斉にグランド全体で始まった試合で、ホイッスルがなった瞬間、両チームのプレーヤーがどちらの側(side)も無くなり、全員がフェアプレーをたたえるということが起こったその時、ラグビーがもっている「ノーサイド」という言葉の意味がようやくわかりました。その言葉の意味を初めてヨーロッパで知ったんです。

２年間ずっと観察してみていたんですが、欧米の文化は、表現してぶつかり合いをしていく中で折り合いをつけていくことが、日常生活に根付いている社会で、日本も今後を考えると、何がしかこうした文化を取り入れる必要性があると思うわけです。

今は、先ほどご紹介いたしましたＮＰＯ法人ＴＰＣ教育サポートセンターで活動していますが、Ｔというのは先生で、Ｐは親で、Ｃというのは子どもで、教師・親・子どものため、学校教育のためのサポートをしています。子どものためのいろんな問題行動とか、不登校にしろ何にしろ、学校が抱える、子どもたちが抱える、いろんな問

題の背景には環境がありますし、それは学校の環境であったり、友人関係の環境や、最も大きな意味をもつのが家庭環境ですけれども、そこから子どもたちのいろんな課題への働きかけもでてきている。そうした視点をもって、問題行動の背景とか原因に何があるのかということをきちっと見極めて、それぞれに応じた対策を講じていくことが大事であり、かつ、そうすることが子どもの本当の理解につながって、学校の先生たちが子どもたちにかかわるときでも、まぁ、軽く言ったら、あかんことはあかんって言ってきちっと躾しながら、でも、学校は子どもたちに対して「みんなのことは理解していて、それでそれなりに責任を持っている、学校が子どもたちのことを思っている」というメッセージが伝わるようなものがあって、そういうスキルが先生方の中にもより広がっていけばいいなぁと思いながらやっております。

具体的には学校の中でその生活環境も含めた子ども理解のためのケース会議を開けるようにしてくださいとか、教育だけじゃなく福祉とか関係機関のことも含めてそういうコーディネーターが学校の中に常にいらっしゃるように行政とかサポートの人に来てもらったりというようなこととか、学校がパートナーシップの取り組みの意識で、各先生方のかかわりの流れで、チームでいろんな課題に対応できるようなシステムづくりとか、それからもう一つ、学校に来るソーシャルワーカーを配置する活動ということをやっております。今教育委員会の中でもいろんな、子どもサポートグループとか支援チームができていまして、そこから学校へ出向いてもらったり、ＮＰＯ法人の中からコーディネートする人を派遣したりとかしています。そういうソーシャルワーカーの養成とか、そういうソーシャルワーカーを教育委員会と連携で派遣をしたりというような活動をしています。こういう今の第５回対話シンポの中で出ている意味とちょっと趣旨が違うようにも感じられるんですが、実は、こうやっていると最終的には、子どもをどのぐらい理解できるということにかかってくると思うんです。

もう一つは、子どもが学校の先生から理解されているという実感をもてるようになってきたら、先生の信頼感覚が回復されて、自尊感情の高まる中で子どもたちが自分で自分の行動をコントロールしたり、ひとのことも考えたりすることになったりするということにつながっていきます。メディエーション、ピア・メディエーションというのは、そういう子どもの自分の力、子ども自身が持っている力をどれぐらい信じることができて、かつ、それを引っ張り出してあげられる環境を作ってあげられるかというところにかかっている。それは学校の先生の役割であり、メディエーターをうま

くそういう意味ではコーディネートできる人がかかわってくれるかどうかというところにかかっているかなと思うわけです。子どものもっている力っていうのは、やっぱりすごくて、ただ、そこに全然指導が入らない子どもっていうのはただボンボンになってしまう。大阪の場合も輪切りの中ですから、たぶん今の茨田高校に来ている生徒たちというのは、もうずぅーと小さいときから、自尊感情や自己有用感も十分に育っていなくて、かつ、先生ともいい関係ではないで大人への不信、特に家庭の背景に問題があることが多いですから、親への不信とかもあるなかで、人への信頼感も十分にもてないなかで育ってきている。そこに入っていくのは大変であるとともに、それぞれがもっている価値というのはものすごく、そうした対応をするなかで自信を回復していく、何かを解決できたことによって自信を回復し、大人への信頼感を取り戻すということはあり、取り組む価値はものすごく高いのでないかなぁというふうに思っています。ちょっと長くなりました。

津田　ありがとうございました。じゃあ、水野先生よろしくお願いいたします。

水野　学校には教育目標とかが必ずあると思うんです。なかなか美しい言葉で、例えば優雅とか創造とか、ありますよね。それを具体的に実現するために何ができるかっていう話し合いを始めていきますと、その中にメディエーションがうまくかかわると、全体の先生に説得できるということができるとは思うんですが、そのあたりの折り合いが、結構難しいのではないかと思います。如何に具体的に学校が目指している教育が実現できるかというところでの説得ですかね。それが現実的なものとして目の前に提示できた時に強い説得力がある、伝わってくるような気がします。日本的な風土の中で、その学校がおかれている状況の中で、感情をどう受け止めていけるかというようなテーマで、具体的にそれをどう実現できるかということを検討するのがいいと思うんですが、実施にあたってはまず学校の管理者とそれから教員５名ぐらいを選出して、まず核になる部分を作って、それからメディエーションをやるからという研究会を始めて、やがて学校全体で取り組むという形で入ってきます。まず核づくりから始まっていくというのが、私の見てきたなかでは一般の入り方のような気がします。そういう意味で５人ないし６人で、核をどう作っていくというところから入っていくと、意外と入りやすいのではないかなぁという気がしました。どういうふうに導入するか

というのは、実は、メディエーションプログラムの導入プログラムがあるんです。

津田　どうもありがとうございました。

竹村　私はメディエーションを、実行する時にどういう政策が必要のか、どういう子どもを補完していき、どの生徒をどう動かせるかとか、そういうところをもっと詰めてみたいなと思っています。講演で申し上げた96年にアメリカにできたナショナルスタンダードには、外部からで学校側のやる気をどう動かすのかということがかなり詳しく書かれてあります。要するに「いけません」と言ってもだめで、メリットと思われる部分を誰にどのようにどうしたらいいのかを説明するわけです。たぶん保護者を巻き込むということは、地域を巻き込むことなわけで、非常に大事なのではないのかなと思っているわけです。

また日本の場合は「ピア・サポート」という言い方で、ピア・メディエーションとは違いますけれども、取り組みをされている先生にアンケートをお願いして、どこが問題か、またどううまくいっているか、そういうデータを調べたいと今思っています。施策的にもどこが障害になっているのかを調べたいし、学校側でもどこが問題だと思われているのかとか、できるだけクリアにされて、どこが一番理解されてないか、組織体としての理解されていない部分も明確にして、そこをまずターゲットにして取り組むことがいいのかなと思います。

津田　ありがとうございました。それでは、幾つか質問も来ておりますが、それも折り込みながら少し議論をしていきたいと思います。たぶん根本的なところは、ピア・メディエーションは日本に根付くのかどうかという点ですね。各国のいろいろな報告もあったと思いますけれども、以前ある有名な学者の方と話をしたときに、「日本の場合はちょっと難しいんじゃないか」というご意見をいただいたことがあります。この点に関しまして、山中先生の論文を拝見させていただきますと、やはり文化の違いですとか、物の考え方の違いから、ピア・メディエーションの形はすぐにはいかないんじゃないかとしながらも、すぐメディエーターという形で入るのが一番いいんだけれども、それができないのであれば、過渡的なやり方として教師なりカウンセラーがそういうメディエーター的な役割を果たしていくということになるんじゃないか、というようなことを書いておられると思うのですが、そのあたりをもう少し説明していた

だければと思いますが・・・。

山中　たとえば、日本でピア・メディエーションを行う場合に、学校では生徒がメディエーターとして活躍してくれると思うんですが、これは実際にやってみないと、まずどれぐらいの生徒がそういうトレーニングを受けたいというふうに感じてくれるかということがわかりません。一般的には日本の制度であれば、あまり目立ちたくないという生徒がやっぱり比較的多いかなと思います。そうすると、やはり人の前に立って第三者として話を聞きながら対話を促していくという力を基本的に持っている子がどれだけいるのか、これがたとえば高等学校になれば、輪切り状態になっていますので、どうしても学力的にも表現力でも、やはり同じような生徒さんが当然いるわけで、反対にそれが理解しやすいということにはつながると思うんですが、表現能力がやはり高い生徒さんと、そうでない生徒さんという関係での調整能力が出来てくるかどうか、ここで現場で非常に知恵を絞らないといけない部分が当然出てくると思います。そういったところをしっかりとした自分の信念をもってやっていけるかどうか、という感じはしています。

もう一つは、ピア・メディエーションをいきなり行うというよりは、まずピア・メディエーターに対してのスーパーバイザーが十分いない状況で、ピア・メディエーターだけをつくってピア・メディエーションを進めていくというのは、これはまさしくもう本当にシステムだけを導入するという形になってしまうので難しいだろうなという感じがします。

そして、ピア・メディエーターができたとして、その学校での文化的な背景がある。そこにこのメディエーションというものが本当に機能するのかどうか。僕は、そこが現実的な大きな壁になってくるんじゃないかなあと感じています。メディエーションそのものの素地をどうつくっていくのかということがやはり急務で、まずピア・メディエーターをつくるというよりは、むしろメディエーションそのものの啓蒙活動なり、文化を根付かせていくということが先決なのかなと思っています。

津田　もともと日本では難しいということではなく、またピア・メディエーションが不可能だというわけではないというわけですね。

山中　むしろ、以前の日本の文化的背景であれば、たとえば地域の人格者の人が話を聞いて、「その話はわしが預かる」とかいうことで解決してきた社会ですから、その意味でいうとメディエーションそのものがあまり必要じゃなかった可能性もあるんですね。現在、今日の水野先生のお話のように黄金律が崩れていると、それぞれの価値観がずれてきています。たとえば子どもがトラブルを起こして相手を殴ってしまったとき、親の言い分としては、「うちは先に殴ってない。向こうが殴ってきたんやからしゃあない。うちは殴られたらとことんまで殴り返せと教えている」というようなことを学校に持ち込んでしまうわけです。こういうことが平然として学校教育の中へ持ち込まれてきているのが実状です。そうしたことから暴力を否定するというこのメディエーションが、すぐには機能しないということは明らかだと思うんです。そのあたりをどんなふうに地域も絡めてメディエーションの素地をつくっていくか、それをやっていく中で初めてピア・メディエーター、子どもたちがメディエーターになりたいな、メディエーターの活動をしてみたいな、と興味を持っていくのかなと考えています。

津田　質問が来ています。質問に答えるような形で、あるいは質問とは関係なくても結構でございますので、日本においてピア・メディエーションを今後実現させることについて、困難と思われる問題点とか、あるいは何を克服していったらいいのか、そういうところについて議論をしていきたいと思います。

まず第一の質問を紹介させていただきます。これは寺野先生に来ているのですが、学校かどのように保護者に対して働きかけ、その反応はどうかについてお聞きしたいということです。学内での紛争の背景には、そのコミュニティの問題だとか、あるいは周囲の問題が隠れていると思います。これらの問題がピア・メディエーションにおいて顕在化した場合、その背景にある問題をどのようにリンクさせ解明していくのでしょうか、というご質問が来ております。

それから、けんかに関するメディエーションで、メディエーションが駄目になりその場で暴力が起こるということはなかったのでしょうか、あるとすればどのように対応したのでしょうか、というご質問です。

それから、これはメディエーションのシステムの問題もあるかと思いますけれども、メディエーションで解決できるかどうかの判断が難しい場合があるんじゃないのか、それについてどう対応していけばいいんでしょうかというようなご質問が来ています。

メディエーションでは信じることが大事とよく言われていますが、この場合、ピア・メディエーションにおいて、誰が誰をどのように信じるのか。また、何を信じるのかということについて、これは皆さんにということで質問が来ております。特定の指定があった方はもちろんお答えいただいて、そうでなかったら、今、質問に答えてもらっても結構ですし、それ以外のことでも結構ですので、ご発言をいただきたいと思います。それでは、寺野さん、いかがですか。

寺野　保護者に対する働きかけと反応ということなんですけれども、実はまだそこまで至っておりません。本校で取り入れるために、今ワンステップ踏み出したところで、子どもたちに対して、それでやっていこうとなれば、当然保護者のほうにも出していかなければいけないと思います。また、それについてはＰＴＡ総会等も使いまして、またＰＴＡの役員さんも使いまして、どんどんキャッチボール、フィードバックしながらいろいろと話を進めていかなければならないと思っています。とにかく慎重にやっていきたいと思っています。

津田　ありがとうございました。それでは山中先生、日本のピア・メディエーションを実現するにあたっての問題点とか、どうしていったらいいのかというような問題提起とかあれば、お伺いしたいと思います。

山中　今、お話が出たように、保護者、そして先生にメディエーションというものをどんなふうに理解してもらい、受け入れてもらうかということが大前提だと思うんです。メディエーションというシステムを理解してもらうのではなくて、今日、水野先生のご講演の後半部分はそうだったように、いわゆる人格教育にかかわる問題、もっと言ったら人格教育の中のピア・メディエーションというようなとらえ方のほうがいいのかなというふうに感じています。この人格教育というのはなかなか難しくて、学校教育の中でもどう取り扱うのか、非常に難しい問題だと思います。誰がどう教えるのかということと、たとえばそれを生徒や保護者にどんなふうに連鎖させていくのか。生徒であればいわゆる教育時間の中でやっていくということも可能なんでしょうけれども、それが実際にただ講義形式でやってできるのかどうなのかということと、もう一つは保護者に対しても理解してもらうとか、保護者の人格も上げていくというのか、

やはり死ぬまで我々は人格的向上が必要だと思うんですね。現在の社会の中ではなかなかそのチャンスがなくなってきている。われわれが子どものときには地域の誰かが何かをしてくれた。つまり、地域ぐるみで、それも打ち合わせも何もなく、叱られたり、あるいは話を聞いてもらったり、いろいろなことを教えてもらったりという人がいらっしゃったんです。そういうことが今なくなっているからこそ、この問題が非常に大きくなっていると思うんです。また、人格教育を学校でやる場合、人格教育の中身を学校の先生がどんなふうにとらえて、どんなふうに進めていくのかというときに、教師の側の戸惑いもあると思うんです。こういったところをどんなふうに是正していくのかということは、考えていかないといけないなと思います。今日の水野先生のお話はすごく僕は感銘を受けたのですが、あれをどうやってやるのかという現実の問題は当然出てくるなというのは感じています。

津田　それでは同じ質問を峯本先生、お願いします。

峯本　メディエーションのやり方に関してなんですけれども、メディエーションの過程で子どもたちが抱えている背景にあるものとかが見えてくるということがあるんではないかなということで、ご質問がありましたけれども、必ず暴力的に、けんかになってしまうケースでしたら、その子が抱えているキレやすさとか暴力性の背景には必ず環境があるので、場面、場面でどうやって、そういうメディエーションによって子どもたちが関係性を回復・修復しながら発達していく部分の大きさと、それからやはり背景にある環境への対応というものと、やはり両方を見ておく必要があります。すべてのケースにそれがあると思うんですよ。高校ぐらいになったら、もうその背景にある環境に手当てを講じていくということもなかなか現実には難しいし、家庭環境の中に入っていくとかがものすごく難しいので、むしろ子どもたちのソーシャルスキルを高めていく、自立していく力を育てていくという観点から、逆にそこで人間関係の中でそんなにイライラされなくてもいいんだ、相手の気持ちを考えることによってこうなるんやでということのスキルを付けていくという対策が有効であることは確かです。そういう意味では子どもらへのメディエーションというのは、また違う価値があるのかなと思います。ただ、行うときに、ちょっとアセスメントというか、子どもたちがいま抱えているもの、背景にあるものは何か、その中で、今、子どもたちの発達

課題にどう応えていくというか、これを育てていったらいいのかどうか、それにはメディエーションが効果的かどうかを十分検討してみるというか、そういう視点があったほうが、特に導入段階では安全ではないか。特に寺野先生と今、一緒にやっておられるなかでは、そういう役割を担われる存在になられると思いますので、ケースアセスメントというか、子どもたちのそれぞれの問題が起こっている背景とか原因にあるものが何かということをちょっと考慮した上で、これは育てていかなければいけない、これは諭していけないと検討をしたなかで、ケースの見極めというのをした上で、メディエーションを使うというのが安全で効果的ではないかとお話を聞いていて思いました。

それから、もう一つは、私もケース会議を学校でやってくださいと依頼され、それぞれ専門家が入るケース会議を少しでも広めていけたらというふうに思って行うなかで、やっぱり学校に入っていくときに、さっき外部から人が入ってくることに対する先生方の抵抗感ももちろんありますし、もう一つはこれが先生方が一番よくわかっておられることですけれども、もう忙しいので、もう新しいことを何かやるのがすごく負担になるという現実があるので、結論から言うと、「やってよかったな」という成功体験というか、実感の積み重ねしかないので、先生が自分でやろうと思って動いていっておられるなかで、「やってよかった、これはええで、自分らもこれで楽になるし、子どもたちにとっても、もちろんよかったでしょう」というような、成功体験の積み重ねを広めていくことしかないかなあということを思いました。

何か無難なケースで、ちょっとした子どもたちのもめ事を子どもたちのメディエーションによって解決、これは別に先生にメディエーターになってやられることでももちろんいいと思うんですけれども、子どもたち自身も「よかったな」と思えるようなのを、子どもたち自身からみんなに伝えていく作業をイベント的にやっていったら、それ自体がやっぱり子どもたちの学びの場になるのかなというふうに、お聞きして思いました。

もう一つ、先ほど修復的司法のお話が出て、先ほど竹村さんのお話の中でもありましたが、どういうケースを扱うかに関して、はじめに少し枠があったほうがいいことがあるかなと思いました。たとえば子どもたちに懲戒で停学処分とかを科す前の段階のところで、一般的には子どもに不利益処分を科すときは告知、聴聞の機会というか、ちゃんと子どもからヒアリングをして、それで処分の内容も伝えてそれについての意見を聞いて、事実とどう関係するとか検討するという手続きをすることが欧米では決

まっていると思うんですけれども、ちょっとそういう感じのものを入れていくとか、その前提として懲戒処分の対象となる行為が子どもたちどうしの紛争の場合には、その前提としてこういうメディエーションをやってみる、とかそんなシステムの中にはめ込んでいくというのも一つの方法かなと思います。

最後は、これはすごく大きな課題なんですが、メディエーションは子どもたちの自治能力というか、自立能力みたいなものがやはり問われていく、それを育てていくプロセスなんだろうと思います。日本の場合は小さいときからずっと基本的にはあまり自分たちで物事を解決していくということを、家庭の中でも学校の中でもあまりそういう教育を受けてなくて、むしろ一方的に、基本的には言われることをやっていくという習慣が根強く、もう一つ一つの現場ではそうではないかもしれませんけれども、全体的にはそれが強いので、本当は小学校の低学年の段階から自立、いわゆる自治の力というのを、それぞれの発達段階に応じたものを少しずつ取り入れていくプログラムが必要かなというふうに思います。それも全体的な取り組みの中では、僕自身は子どもたちの自治力、自立力を希望視するし、自治と自立のそういうプログラムを少し入れていけたらなと思っているんです。子どもがメディエーションを進めていく中でも、そういう視点のプログラムをちょっと意識して取り組んでいただけたらありがたいなというふうに思いました。

津田　たくさんありがとうございます。これは水野先生に対する質問なんですけれども、スキルのない生徒でもメディエーションはできるのではないでしょうか、先ほど「できない」とおっしゃっていたように聞こえたのですがとの質問です。結論をお求めのようなので、ちょっとお願いします。

水野　それはメディエーションをどう定義するかによって変わってくると思います。基本的にはメディエーションというのは文化の創造ということになりますが、今言われたエンパワーということになりましたら、メディエーションという文化が学校に根付くということですので、それはやはりプロセスを踏まえることが必要で、メディエーションのプロセスというのは厳格なプロセスがありますね。本人の意思の確認をするということと、明確に何かの問題が理解できるということと、合意に至るプロセスを、あとでそれを納得するという問題がありますので、それをあいまいな形のいわゆ

る保守的な子どもがやっていける、昔の旧制高等学校のように、「おれの言うことに従え」というやり方でできなくはないんですけれども、本来の意味で文化として根付くためには、やっぱり厳密なプロセスを経たほうがいいと思うんですね。そういう意味では、狭い定義から広い定義まで入りますけれども、本質的にはやはりしっかりとしたプロセスを得てやるということですよね。段階をやっぱり得ていながら、意思確認をきちんとしながらやっていくということだと思います。

ちょっと話が変わりますけれども、現在臨床心理のほうでもクライアントの問題がいっぱい起きているといわれ、その問題は何かというと、最初クライアントの意思確認をきちんとしていなかったというところです。それと同じように、メディエーションも本人の意思を何回も何回もメディエーションの途中で確認しますので、やはりちゃんとした訓練を受けないと、あとで何が起こるかわかりません。後が難しいですよね。「おれが言ったのにこんなことして」と叱るとか、後でメディエーターが来てコツンと殴るということもありうることですよね。もしメディエーションがうまくいかなかった場合はどうするかということを教え、やはりその手続きを確立させる必要がありますよね。メディエーションに行くか、どうするかということも一つのプロセスですから、そういう意味では厳密なものであるというふうに理解したほうがいいと思うんですね。それが今おっしゃった自治の問題ですね。それは問題処理能力をつくるという意味で、大きな問題です。クラス会の運営にしても、学級会の運営にしても、学校の運営にしても、子どもたちの個人の問題だけで終始しているわけですよね。何かあってスクールカウンセラーが入ると、スクールカウンセラーはすべて心理の問題にして、個人の問題にしてやってしまう。それで解決できるものもいっぱいあるんですけれども、やっぱり学校の中に文化づくりという、そのコアにある、たとえばこの学校にいてよかった、この学校にはこういうことがあったんじゃない、という文化づくりをしていくエンパワーが非常に下手なのです。

津田　そこらの問題はどうしたらいいかというところで悩むところだと思います。それでは、竹村さん、お願いします。

竹村　ピア・サポートという活動をされている学校の先生が日本にもたくさんいらっしゃるかと思うんですが、深く先生方にお聞きしますと、理念だとか目標だとか、意

見だとかいうのはわかるにしても、一般論として今の子どもたちというのは権利を主張して話せないのではないかということが必ず出てきます。確かにそれを真っ正面からどういうふうにするのかというのはすごく難しいと思うんですが、実際に権利意識というよりは、子どもたちの自治能力が低い部分が問題ではないかという話にしていかなければ、このメディエーションにしても、なかなか定着しない。というか、そういうふうにもっていくことが日本で運営するときに非常に大きなポイントになるのではないかなと思うんですね。そういう視点がいるのかなということと、それからこれも先生たちのご指摘で一番多いのは、先生たちには時間がないということです。制度として導入し、新しい活動として使う場合、あまりにも時間がないなかで現実に可能なのかどうかということをよく聞きます。であれば、私はやっぱり、もう少し余力の部分というか、もう少しボランタリーなものにして、何か気がついたらそこにそういう制度があって、行ってみようかという程度のところから始まったほうがいいのかなと。このことは、まさに学校の現実のところとの折り合いをどう付けるのかという、非常に日本的な問題があるのかなという気がします。そこはアメリカとはまったくやはり違うので、まるで違うものをつくるというぐらいで考えたほうがいいのではないのかなという気がしています。

山中　「権利を主張する子ども」と言われましたけれども、メディエーションで子どもが自分の権利を主張するということに直面すると、自分の権利を主張するのを認めてもらうためには、他人の権利を尊重しなくちゃいけないということがわかるというのが、メディエーションの中でよく起きることです。そういう意味で、どんどん権利の主張をしてくださいというわけですが、自分の権利を主張するためには、他人の権利を認めないと自分の権利は主張できないんだということがわかるようなシチュエーションになっていきます。実際にやってみるとわかることですが。そういうふうに感じましたのでちょっとだけ。

津田　どうもありがとうございました。どうも長時間、皆さんどうもありがとうございました。来年の対話シンポで、また「こうなった」「ここまで来ました」という報告ができたらいいなと思っています。パネリストの皆さん、長時間どうもありがとうございました。皆さん、どうもありがとうございました。（拍手）

メディエーションを広く社会に普及する方法

長崎伝習所メディエーション研究塾

長崎伝習所メディエーション研究塾は、「対話による紛争解決の技術」を学びつつ、市民にそのスキルを広めようという目的で活動中であるが、長崎市という行政の援助を受けながら、同時に塾としての独立性を持って活動しているという、非常にユニークな存在であると言える。今回は、塾のこの点が注目されたことから、参加･発表に繋がった。

メディエーション研究塾からは、梅枝塾長をはじめ、６名の塾生が参加した。

「長崎伝習所」についての説明から入り、市民が自由に、かつ安心して参加活動ができる前提としての伝習所について、パワーポイントを使用して述べた。

続いて、塾のこれまでの活動内容を紹介し、参加塾生のメディエーションとの係わりや、今後の技術の活用目的が、司会者から巧みに引き出された。

また、市内で行われた「市民公開講座」の様子や、その時のアンケート調査によって、塾活動が、市民にどう働きかけ、どのような反響があったかを報告した。

メディエーション研究塾は、今年で２年目となるが、次年度へむけて、今後の塾活動の方向性を模索する上で、会場とのディスカッションを通して、活動の可能性を探った。

メディエーションを広く社会に普及する方法

長崎伝習所メディエーション研究塾
梅枝眞一郎（塾長）、
今里佳重、加来真由美、高岡俊明、
高西文利、野口千寿子（以上、塾生）
司会：稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）

稲葉　それでは、まず参加者の自己紹介からお願いします。

加来　はい。加来真由美と申します。ただの主婦です。

高岡　高岡です。コンピューター、情報処理関係の専門学校の教師をやっています。

梅枝　塾長をしております梅枝と申します。仕事は行政書士をしております。

今里　塾生の今里と言います。よろしくお願いします。

高西　私は、筋力トレーニング専門のジムを経営しています、高西です。

野口　野口と言います。2日よりこちらで多くのことを学ばせていただき感謝しております。

稲葉　さあ、それでは、長崎伝習所の歴史といいますか、どのような活動をし、やろうとしているのか、紹介をしていただきますが、今里さんですね？　今里さんは、何をされているのですか？

今里　私は、とりあえず行政書士をしています。（笑）
　では、まず私達メディエーション研究塾が籍を置いています長崎伝習所、というの

は、どういうものなのかご紹介します。画面にも出ていますが、長崎伝習所は、「人材ネットワークつくり」と「地域の活性化」を目的に、昭和61年度に発足しました。

幕末期長崎に設置されました「海軍伝習所」や「医学伝習所」などといった輝かしい歴史に学ぼうと名付けられました。長崎伝習所は市長を総長とし、その元で「塾」事業を展開しています。当初は、異業種交流の場という位置付けでしたが、その翌年から長崎を再考するいくつかの塾が登場いたしまして、活動の幅が広がりました。またその一方で、国の「ふるさと創生事業」に「長崎伝習所事業」が選ばれ、「長崎伝習所基金」というものが設けられました。こうして平成3年からは、長崎を創造、発展させる市民レベルの人材育成の場と、行政の施策を生み出す場として再整備され、現在に至っています。塾の人材育成ネットワークの中からは、様々な自主活動グループが生まれ、長崎の街づくりに各分野で活躍を続けています。さてここで、長崎伝習所の組織図をご覧ください。

長崎伝習所の紹介

目的／長崎伝習所とは、幕末期、長崎に開設された海軍伝習所や医学伝習所などの輝かしい歴史に学ぼうという意味が込められ、市民と行政の協働の場として、人材の育成と政策を生み出す活動を行い、長崎の再生と創造に寄与することを目的としています。

組織／長崎伝習所は総長のもと、「塾」事業を展開しています。

運営委員会／重要な機関として、運営委員会を設けています。運営委員会は、十名程度の市民を委員として、伝習所運営に関する意見をいただくとともに、塾のテーマ選定をお願いしています。

塾テーマの選定から、塾の運営まで、すべてが市民が自らの手で行うのが長崎伝習所事業の特色です。

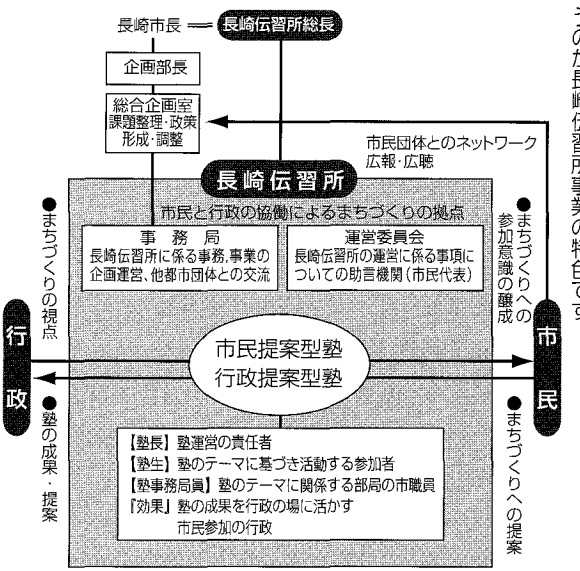

http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/denshusho/shokai_f.html

この塾の中には、「市民提案型塾」「行政提案型塾」という二通りがあります。私達メディエーション研究塾は「市民提案型塾」になります。

では、平成18年度の伝習所には、私達以外にどういう塾があるのか、少しだけご覧頂きましょう。

長崎伝習所18年度各塾紹介

ちょいわる団塊世代の面白発見塾
長崎　月の文化研究塾
舞台裏おじゃま塾
長崎の産業文化今昔物語塾
長崎弁研究塾
メディエーション研究塾(対話による問題解決術)
市民オブジェ塾
パートナーシップ塾
長崎出島楽坊塾

真ん中から少し下辺りに、我がメディエーション研究塾があります。かっこして「対話による問題解決術」とありますが、メディエーションという言葉が、まだどうしても一般市民の方に馴染みが無く、ネーミングについて塾長も悩みましたが、行政の中に所属する塾なので「もめごと」とか「トラブル」という言葉を使うのは好ましくなかろうという判断で、このようになりました。今年度は合計９つの塾がありますが、「行政提案型」には、「長崎の産業文化今昔物語塾」「市民オブジェ塾」の２つがあります。メディエーション研究塾のような「市民提案型」の塾がどのように選ばれているかと言うと、メディエーション研究というテーマを提案し、市民10名程度で構成される運営委員会の選考会に選ばれて、昨年５月より活動を開始しました。

長崎市が広報誌などを通じて参加希望者を募り、応募のあった市内在住または在勤者の方から構成されます。塾の運営は全て塾長を中心とした塾生の手で行われます。

問題となるお金、予算は、長崎伝習所から年間50万円まで、それぞれの塾の活動計画に合わせて支給されています。実は、この伝習所の塾活動と言うのは、最長で２年までという規程があり、２年経つと卒業しなければなりません。わがメディエーション塾も今年度が２年目で、来年の３月で一旦卒業となります。長崎伝習所のそもそもの目的は、１～２年の助走で培った人材や人脈、手法でもって、次は行政の力を借りずに独り立ちさせることにあります。市民活動から生まれた団体として、社会に浸透し、貢献していくことが期待されます。そのような訳で、私達も今、３月以降の活動のあり方を模索しているところです。

稲葉　とてもわかりやすい説明をありがとうございました。メディエーションという活動が、行政とどう繋がるかというのは大きな課題ですが、長崎伝習所は「助走」を支援されるということですね。長崎市がこのように、市民の活動に支援をしようという、その背景はどのようなものなのでしょうか。

今里　そうですね。ふるさと創生資金をどのように有効に使うかという議論になった時に、建物や施設ではなく、これからは人材を育成し、その繋がりの中で市を活性化しようということになったのだと思います。

稲葉　すると、「塾」と名付けられたように、そこで人が学び、人がそれを広めていくという長崎の歴史を、この活動の中に生かされているのですね。

今里　そうだと思います。

稲葉　では、行政の中で、このような活動をすることのメリット、デメリットを感じたことはありますか。これまでの説明では、良いこととして聞いてきましたが、例えば、「もめごと」など名付けの問題も出たようですね。

今里　そうですね。例えば、少人数の市民団体が、何か広報活動をしようとマスコミに働きかけても、なかなか相手にされません。まして「メディエーション」という言葉も長崎市では知られていない状況ですので、門前払いも考えられますが、市の塾活動ということになれば、耳を傾けてもらえますし、市の広報誌などにも無料で掲載してもらえます。この点は充分なメリットです。デメリットでは、先ほど申しましたような言葉の使い方など、バックアップゆえに行政に気を遣いながらの活動という面はあると思うのですが、私個人が塾生として感じた不便はありません。塾長は感じられているのかも知れませんが。

稲葉　うまく伝習所のメリットを生かしておられるわけですね。予算の50万円以下という点では何かありませんか。

梅枝　50万円という限度一杯を要求すると通るのです。内容はもちろん計画書にしますが、それほど厳密なものは要求されず、それぞれ活動項目の費用が審査で説明できれば、認められます。その点非常に有難いと思います。ただ、先ほども出たように「市民向けに」ということでタイトルを非常に気にされていて、審査会の時のことですが、「対話による問題解決術」という希望タイトルに対して、市と共同ですることなので「問題」という言葉は問題だ、と言われました。ではメディエーションという言葉を使ってよいかと問うと、メディエーションとは何か、それでは市民に伝わらないから、もっと他に考えて欲しい、と言われ困りました。結果的には、かっこ付で「対話による問題解決術」と入れることで落ち着いた次第です。

稲葉　そのあたり聞いてみると頷けますね。以前にも研究会の名称で揉めたことがありました。最終的には「対話による紛争解決研究会」で落ち着きましたが、様々な立場の方が納得できる名前は難しいですね。その他に、場所の問題はどうでしょう。

今里　場所は、いつも市民会館という市の所有の施設を使用しています。これもメリットのひとつですね。会場探しに右往左往しなくていいですし。

稲葉　そこは、費用的にはどうですか。

今里　全く無料ではないです。もともと公的施設なので安いですし、その使用料も2割負担ですみます。

稲葉　では、次は梅枝さんの方から、メディエーション研究塾のこれまでの活動について報告いただきます。

梅枝　今年で2年目を迎えた塾ですが、1年毎の計画を立て、終了時にその成果報告書をあげるという義務があります。月一回2時間程度でカリキュラムを少しずつこなしていき、聴く力など様々な技術を、グループワークの方法を使って皆さんに知っていただきます。活動は大きく二つに分けられます。ひとつは、塾生へのメディエーション・スキルの伝達、もうひとつは、メディエーションとは何かを知ってもらう市民

への啓蒙です。

最初のスキルの伝達には、経済産業省がオープンソースにしているテキストを使わせていただいています。それを順番にやっていっていますが、ただ、このテキストの「行間」というのは、なかなか読んでいるだけでは伝わらないですね。このテキストは、ある程度理解されている方向けなので、私の方で少し分かり易い例を加えてから、毎回学ぶようにしています。

もうひとつの市民への啓蒙活動については、市民公開講座というのを年に2回ほどやりまして、今年は7月に稲葉先生に長崎に来ていただきまして「わかりやすいトラブル解決術」というテーマで講義していただきました。非常に大盛況で、会場の定員が80名のところ100名を超える入場があり、それでも皆さん大変に満足して帰っていただきました。

また、伝習所まつりというイベントが3月末にあります。そこで市民にメディエーションを体験していただくために「ミニ体験コーナー」というのを設置し、聴く力テストというのをやったり、メディエーションのプロセスを説明したりしました。来年3月も予定していますが、塾生の皆さんとロールプレイなどをやりたいと考えています。大体こういった活動内容です。

稲葉　まず、スキルの伝達についてですが、テキストを通して、スキルを日常に使えるようにするということですか。

梅枝　そうです。基本的に経産省のテキストを最初から最後までやる方針ですが、塾生の方々の多くは仕事を持っておられるので、なかなか月1回以上は集まれないというのが現状です。さらに「問題解決」という言葉に惹かれて応募された方は、メディエーションという言葉の意味からわからないというのでその説明から入ると、さすがに時間が足りなくなるので、毎回テキストの主要な部分を進めています。

稲葉　そうすると、月1回のスキルの伝達と、年2回の市民に向けての公開講座ということですね。これまでの公開講座は、どのようなものがありましたか。

梅枝　はい、今年は先ほど申しました稲葉先生の講義で、昨年は、九州大学で紛争管

理・調停トレーニングをされているレビン・小林先生に来て頂きました。メディエーションの歴史、どこで始まって、どういうことをするのかという講義を、80名から90名くらいの長崎市民を前に語っていただきました。

稲葉　塾生の方々は、どんな方が何人くらいおられますか。

梅枝　今年は現在33名で、まだ増え続けています。入塾を締め切っていないので、少しずつ増えています。

稲葉　途中で止められた方などおられますか？

梅枝　中には勘違いして「メディテーション」と思って来られた方もいて、「間違えました」とすぐに帰られた方もいましたが、後は最後までほとんどの方が継続されています。

稲葉　アメリカでも未だにそのギャグがあるようですね。「メディエーション」が普及していると思ったら間違いで、「メディテーション」と思う人達もいます。

さあ、塾の紹介も終わったところで、ここに居られる変わった５人組が、一体どんなきっかけでここに入ってこられて、どう学んで、これから何に使っていこうかと考えておられるのか、ご自身の自己紹介を広げていただきましょう。先ほど「ただの主婦」と言われた加来さんから、お願いします。

加来　きっかけと言いますか、今から20年前、まだ私が法学部の学生だった頃に、不思議な授業を受けました。裁判法という民事訴訟法がベースの授業でしたが、それまで紛争があって裁判があった場合、当事者はお上の判決をありがたく頂き、それで納得するというのが通常であったところへ、調停や和解という裁判官にとっては、それまで「手抜き」と思われていたような手段や効果に注目するという、全くユニークなものでした。その考えの大胆さに強い印象を受けたのを今でも憶えています。

それから20年、さして法律に係わることなく過ごしてきましたが、ある時、稲葉先生の研修を受ける機会があって、びっくりしました。あの時の、あの考えを、本当に

実現している人がいる、しかもこんな若いお兄さんが！と驚きましたが、実は稲葉先生は、私などよりもっと年配の立派な方と知って、もっと驚きました。そんな折に、梅枝塾長より、対話によって紛争を解決に導こうとする勉強会があることを聞き、さっそく長崎伝習塾に加わったわけです。私自身は4月からの入会で、まだメディエーションがわかったという段階ではありませんので、今、伝習塾が終了してしまうのは困ります。さかんによく聞く言葉にエンパワーするというものがありますが、人様に対してよりも自分がエンパワーしてもらいたくて、まだ止められないと思っています。

稲葉　「もっと学びたい、スキルを身につけたい」など表現はあるのかもしれませんが、止められないというのは、どんな理由でしょうか。

加来　何しろただの主婦で仕事はしていない上に、子どももいないので子育てというお役も無いという、本当に自分は世の中に何の役にも立っていないなあ、と思っていたところへ、このメディエーションというものがあった、もしかしたらこれを通じて、人様のお役に立てるかな？という可能性を感じています。

稲葉　法律家の方々には、仕事として何かもめごとがあって、その解決のためにメディエーションを学ぶという場合も多いでしょうが、加来さんのように「ただの主婦」と言われる方が何故メディエーションに係わっているか、ということを言語化するのは、これからの加来さんの課題でしょうね。ご自身が何故今でも気になっていて、ここ大阪まで来てしまったのか、ということも含めて言葉にする努力をして下さい。

さあ、次に、先ほどの自己紹介では、コンピューター関係と言われた高岡さんですね。

高岡　情報処理の者が、なぜここにいるのだろうと、ずっと考えていたのですが。梅枝塾長とはコンピューターの関係で以前から知り合いで、度々「メディエーション」という言葉を聞かされ、誘われていました。でもその度に私は「いいよ！そんなの分かるわけないよ！」と逃げていました。けれど、もともと私は言葉というものに関心があって、コンピューター関係は仕方なく20年仕事をしてきたのですが、その前は、日本語の教室などをしていましたので、言葉が通じない場面をずっと見てきました。メ

ディエーションに来ても、言葉が非常に気になりまして「リフレイミング？無理よ、もうわからんよ！」という調子でした。今回の大阪も梅枝さんの「行く？」に、つい乗って「行ってもあんまりいいこと喋れんよ」と思いながら参りました。私は「できの悪い」子どもたちにコンピューターを教えているのですが、無理だなと感じながらも仕事柄やらなければならない中で、この子達に何が必要なのか考えます。その時、ああ、メディエーションの訓練がこの場に役立つのではないか、と思いました。そして昨日の高校の先生の発表にもありましたが、学校そのもの、その中の学生たちにも、こうしたことを伝えたいなあ、と考えました。まだまだ、疑問の方が一杯あって、「しょうがないなあ」と引きずられるように、やっています。

稲葉　ありがとうございました。コンピューター関係の教育をするというと、対人技術的なものとは遠いような感じがしますが、そこを繋ぐのは、高岡さんが先ほどおっしゃったように、「言葉にこだわる」という共通点があるようにお聞きしました。学生さんにコンピューターを教える中で、子どもたちにこそメディエーションを学ばせてあげたいと思われたところが、「無理よ！」と思われた頃から変わられた点なのですね。どうもありがとうございました。僕も長崎でお会いしたときは、この方は一体どういう方なのかなと思っていましたが、今日お話を聞けて、よくわかりました。

　では、次は今里さんにいきましょうか。今里さんご自身は行政書士でもあって、かと言って行政書士の立場で、このメディエーションに関心を持っておられるようには見えないですが、このあたりのことも含めてお話いただけないでしょうか。

今里　おっしゃるとおり、仕事を通してのきっかけは、ほとんどありません。強いて言えば仕事上の憧れの大先輩、梅枝塾長から「こういうのがあるけど、やってみませんか？」と言われたのが、きっかけではあります。その最初に「やってみませんか？」と言われたときに、淡い期待を抱いた理由として、どうも最近、夫との関係が変わってきているという危機感がありまして(笑)。こんなところで言うのも変ですが、私達は以前は、すごく仲の良い夫婦で、周りからも羨ましがられ、気持ち悪がられるくらいだったんです。が、なんとなく最近は、口をきけばケンカで終わるみたいな感じになってきまして、自分の中にも、それをどうにかしたいという気持ちはあるのだけれど、でも、私が悪いわけじゃないから、私がどうにかする必要はないかというふうに、

ぐるぐる回っているものがあったところ、塾長から「対話によるもめごとの解決」という話を聞き、言葉によって対立が深まるという話を聞いたときに、私達もこれかな？という気がしまして、これで何かヒントになれば幸いだな、という淡い期待を持って入塾しました。けれど、家庭の中のことは自分のことなので、スキルを身につけても感情が先に立って、なかなか塾で練習したことが実生活に反映したとは実感としては思えないです。けれど、一週間のうち15回あったケンカがなんとなく５回くらいには減ったかな？と１年半経った時には感じました。こういう言い方をすると相手は怒るんだな、とか、同じ言うにも、こんなふうに言えばいいんだな、とか分かってきたように思います。

もっと深刻なところでは、私は小学校３年の子どもがいますが、その親どうしの対立というのが深刻化しているケースがいくつかあります。なんとか仲立ちをしてほしいとか、どう思うかと聞かれたりするシーンが小学校に入る頃から出てきました。それぞれの親御さんは、学校に相談したり、担任に相談したり、校長先生に相談をしたりされますが、他人が介入すればするほど泥沼化してしまうようです。子どもどうしのケンカはある程度修復できるようですが、子どもを離れ、親のほうに、特に母親のほうにステージが移ると、もうそれは凄いことになっていきます。このメディエーションに入る前後で、このようなケースが起こりました。その時私は、頼まれても何も出来なかったので、何か役に立てることがあればいいのではないか、あるいは学校や先生が少し変わってくれればいいのでは、と思いました。

稲葉　ありがとうございました。まず、メディエーションに関して、今里さんが行政書士をやっていることには、こだわりはなかったということは、どんな感じだったのですか。

今里　まだ行政書士になりたてで、なんの素地もない状態だったので、こだわりはありませんでした。これがもし行政書士としていくらか経験を積んだ状態であれば、いろいろ意見も出たかもしれませんが、単純に話しに引き込まれました。

稲葉　その後１年半ほど一緒にやってこられて、行政書士の仕事も同時になさっていて、今もなおかつ、行政書士としてではない関わり、なのですか？

今里　そうですね。やはりプライベート面でのもめごとの方が、仕事面での必要よりも、私の中では、数もウエイトも大きいようです。仕事の中で、メディエーションの技法を使えたらいいな、とか、伝えられたらいいな、と思う場面もあるのですが、やはり身近な方々のトラブルの方が、自分にとっては大きいです。

稲葉　家庭の中でのトラブルの場合、今里さんは当事者ということになり、なかなかメディエーションの技法を使うのは難しい面もありますが、それでも、言い方に気を遣われることで家庭に反映させておられるわけですね。最後におっしゃった、親どうしの深刻なトラブルの場合、メディエーションをざっと学び、また、一人の親でもある今里さんは、どんな形で、このメディエーションを使っていけそうですか？

今里　親どうしのトラブルの場合、いわゆる「ママ友」である私が入っていくのは、不可能であるような気がします。人間関係をまるっきり変えてしまいます。むしろ、学校の中に、担任の先生、それがダメなら教頭先生、それがダメなら保健室の先生など、どなたか一人メディエーターがおられれば、話はもっと簡単だったろうにと思います。当事者がまわりに相談すればするほど、対立が深まるという形を見たので、何か間に立つ制度なり組織なりの仕組みがあればいいというのが実感でした。

稲葉　その時、子どもさんというのは、どのような立場になるのでしょうか。小さい子どもさんとの関係は、メディエーションにおいてどのようになるのでしょうか。

今里　最初の発端は、子どもどうしのケンカであっても、私が見るに、子どもどうしは自然に修復していくようです。なのに、それを親が邪魔をしている。例えば「僕があの子と遊ばないのは、ママがあの子のママとケンカしているから」など聞きます。子どもどうしより、それを飛び越えた親どうしの方が、深刻に見えます。

稲葉　子どもさんと離れたところでの、親どうしの対立というのは、んー、難しいなという感じですね。そのあたり、今里さんとしては、ご自身が入るか否かは別にして、メディエーションを使っての可能性を今後考えてみたいということですね。ありがとうございました。

さあ、次は、筋肉隆々の、筋トレのジムをなさっている高西さんですね。僕たちがめったに見ることにない方のお話です。

高西　はい。私のような者がこのような場所にいるのは、考えられないことだと思うのですが、何故このようなことになったかと言うと、もともと梅枝塾長と30年来の付き合いというところにもってきて、自分は、3つのジムを持っています。ジム経営上いろいろトラブルもあり、塾長に会う毎にその話をしていました。すると、「メディエーションというのをやってるからぜひ来て！」と塾長に言われ、何もわからないまま参加しました。メディエーションという言葉も初めて、調停というイメージも違う、けれど何か感じるところがありまして、月一回通っています。他に、無理を言って、ジムのスタッフ全員参加で、これも月一回で話を聞く機会を持っています。それ以外に、公開講座にも参加して「傾聴する」大事さを知りました。これは仕事上、下は小学生、上は90歳代の方が見えるので、その対応するのに役立ちます。私自身は、今からもっともっと筋トレの普及発展を目指していますが、様々なところでメディエーションを使えると思っています。皆さん「加圧トレーニング」って聞いたことありますか？手を挙げてもらえますか。はい、私その指導者でもあります。この世界では、技術的なレベルというのはある程度確保されても、気持ちの部分がものすごく大事だと思うのです。うまく人の話を聴き、トラブルを回避し、普及したいと考えています。

稲葉　「筋トレに役立つメディエーション」、こんなコンセプト（笑い）誰が思いつくでしょう。筋肉トレーニングであっても、対人関係が良くなる中での有効性があるのでしょうか。

高西　アメリカやヨーロッパでは、昼間から、どんどん人がジムで楽しんで汗をかいていて、指導者はそれを見ているだけで、でもすごく自然で楽しそうです。日本では見られないし、ジムそのものも潰れていく所が多い。そんな中で、お客さんが集まってくるジムは、指導者や経営者の性格的なものが大きいようです。僕がメディエーションで習ったことや考えたことは、スタッフにもお客さんに影響があったと思います。ものすごく変わってきたことを実感しています。これまで、60年、70年の人生で筋トレなんて考えたこともなかった人達が、筋トレに係わるのは、ものすごく抵抗がある

んですね。やる以前の問題の人間関係、私達がお客さんの要望などをしっかり聞けて応じることが、実際の筋トレに入る前の、前の段階で大切だと思います。

稲葉　日本でもこれから、日常生活の中での身近な筋トレを広げたい、そのためにも、筋トレを「やる前」が大切だと言うことですね。わかりました。ありがとうございました。それでは、先ほど生涯教育にも関心があるとおっしゃった野口さん、お願いします。

野口　私が法律に興味を持ったのは夫婦関係なんです。私の夫は弁護士になりたいと言って、職業を持ちながら勉強した人で、ケンカをするといつも「憲法何条を知ってる？民法何条を知ってる？」と言って来るので、私は敵わないので口をきかなくなるのです。また私が仕事をしたいと言うと「なんで女性が仕事をするんだ」と言われます。ある日とうとう自分の人生を考えて「離婚してください」と突きつけたら、びっくりした様で「絶対離婚はできん」と言いました。離婚が出来ないならば、夫婦間の折り合いをつけるための対話を勉強しようと思いました。ユーモアを介した会話をするようになったら、夫も「え？え？」という感じで笑ってしまう関係になりました。自分でも出来るんだ、今日は一つ出来たからマル、次は二重マル、次は花マルだ、といった具合に自分に言って、夫婦関係がうまくいくようになりました。放送大学に通うようになると、まわりのおばさんたちで夫婦関係に悩んでいる人がとても多く、相談されると私は「離婚せん方がいいかもよ。二人で折り合いつけた方がいいかもよ」などとアドバイスしたりしています。でもそんな仲間内でもメディエーションという言葉は皆知らないのです。そんな時、梅枝塾長からお誘いいただいて塾に入ったら、もうハマッテしまって、さらに稲葉先生の講義を聞いたら、もう素晴らしくて、友達も、それをきっかけに入りました。夫婦関係もうまくいったよという人も多いので、あ、これは役に立つな、と思っています。これで事務所を持って、相談を受けて、楽しく暮らせればいいなあ、というのが希望です。どうすれば事務所が持てるか、ここに来ればわかるかなと思って、参加させていただきました。

稲葉　ありがとうございました。ご自身の関心から、折り合いをつけるための対話、メディエーションに出会われて、それを自分だけでなく他の人にもわかってもらって、

なにか力になれないか、ということですね。法律というのは、どちらかというと対話を切るために使うという面がありますが、そうではなく、法律を使うことで対話が生きるという経験も、私達はしなければならないと思います。

さあ、それでは最後に、塾生の方の多くのきっかけをつくられた梅枝さんご自身のメディエーションの入り口をお伺いしましょう。

梅枝　話せば長くなるところですが、私がメディエーションに出会ったのは、ひとつの新聞記事でした。3年前、偶々目にした記事がＡＤＲについてのものでした。私はそもそもＡＤＲという言葉が嫌いでした。私は行政書士ですが、ちょうどそのころ士業の中でも司法改革制度が話題となっている時期で、民間認証機関の話も出てきていました。士業会としても、なんとかそれを取り込もうという運動があり、政治的な駆け引きが見え隠れするようで、私自身はそれが嫌で近寄らないでいたわけです。

ところが、その新聞記事を読むと、一般の方が授業料を払ってでもメディエーションの技術を身につけようと学校に通っている、と書いてあって、「えっ？」と驚いてしまい、何度も読み返しました。その中に2つの団体「日本メディエーションセンター」「シヴィル・プロネット関西」が紹介されていました。すぐさま「シヴィル・プロネット関西」をネットで検索し、電話で問い合わせ、いろいろ聞いて、その年の11月には、福岡、長崎の行政書士で趣旨を理解してくれた30名ほどが集まって、稲葉先生を長崎にお呼びすることになりました。それがスタートですが、他方、学んでみると、私は仕事をする上で、知らないうちにメディエーションの技術を使っていることに気付きました。仕事は20年近くなりますが、仕事を始めた頃、何の気なしに「もめごと調停術」という本を買ったことを覚えています。それは裁判所の調停委員をされた方が、そのコツをまとめたような本でした。どうしてそんな本を買ったのか？と思いましたが、メディエーションを知ったことで、ようやく納得がいき、頭の整理ができました。同時に士業という属性の中でメディエーションと関わるのが正解なのかな、という疑問が出てきました。いや、これは市民一人ひとりが知っていれば、例えば家庭の中で、地域の中で、誰かがこの対話技術を知っていれば、なにも裁判所に行く必要がないし、余計な争いごとが無くなる、ぜひ市民レベルでこの技術を伝えたいと思いました。長崎伝習所の活動には、以前から参加したこともあり、その内容は知っていましたので、「ここでいける」と判断して塾を始めることにしました。講師不在の中、

３年前にこのメディエーションに魅せられた行政書士３名が協力しあい、慣れないながらも交替で講師役を引き受けつつ、毎月の活動を続けてきました。とても人に教えるなんてレベルじゃなくて、伝えるだけで精一杯の活動でした。こうして、これまで１年半、塾を運営してきたところです。

稲葉　ありがとうございました。いろんなきっかけで塾に集っておられますが、最初の加来さんのお話からは、ただの主婦、とおっしゃる方が、メディエーションに関心を持ったのは何故なのかということを言語化していただく、次の高岡さんは、「出来の悪い」子どもたちにこそ、メディエーションを教えたい、どうやって教えるかという課題が、そして今里さんは、親どうしの対立にメディエーションを生かせないか、という課題、高西さんは、筋トレのジムにおいて、トレーニングを「やる前」の段階で、普及を目的に、メディエーションを活用できないか、野口さんは、ご自身の夫婦間で悩まれたことからメディエーションに触れ、そこから周りの方々にも提供していきたい、ということですね。梅枝さんが作られた塾というボートの中に、これらの方が一緒に乗り合わせて、一年半やって来たわけですね。ここまでで、大体長崎がやっておられることが、そして、ここにおられる６名がどんなきっかけで入られ、これから何をして行こうか、ということがお分かりになったと思いますので、このあたりで少し会場とディスカッションしてみたいと思います。どのあたりでも結構です、質問などありましたら。まずひとつは、行政が、こういう活動にどんなふうにサポートできるか、なかなか面白い形なのではないかと思いますが。この行政との係わりという点で、赤ひげの方、なにか感想はありませんか。

土井秀人(赤ひげネット)　鳥取県の倉吉から来ました、赤ひげネットの土井です。民間と行政の共同作業というのは、有りそうで無い組織ですよね。例えば、商店街の活性化のためのチャレンジショップという手法が有るのですが、期間を切って、お店を募り、その間に経営手法を学ぶというのは、これまでにあるのですが、ソフト面での共同作業というのはいい手法だなと思いました。

稲葉　土井さんのところでは、どのような行政との関係ですか。

土井　設立当初は大きく新聞に出たりして、問い合わせも多くあったのですが、時間が経つうちに問い合わせも少なくなるなか、パンフレットなど作成、設置などしました。が、倉吉のような小さな市では、何かあったらすぐ市役所へ行く、市役所がオールマイティーな機関という意識が市民に強いわけです。そこで、市役所の市民課に「市民相談窓口」というのを設置したらどうだと提案し実現しました。市役所の職員にその相談を受けろ、というのではなく、相談の交通整理役を頼んだのです。相談によって、お得意の機関を案内し、その受け皿の一つに「赤ひげネット」があるわけです。よくぞ来たなという、他の機関では対応できないような種類の相談もありますので、行政との連携は大きいと思います。

稲葉　ありがとうございます。赤ひげネットは、こうやって着実に活動されていて、行政との係わりをどうするかという、ひとつの例として、土井さんは、塾の皆さんが来年３月に卒業された後、真っ先に相談されるべき人かもしれませんね。実は同じ様な例として、京都の田舎のほうで、公設民営の病院を造るという案があって、そのグループに私も加わっていたのですが、外側は市が造る、中身は民営化するというしくみでした。これもある種、行政と民間の人達が連携するときの問題に、メディエーションが使えるのではないかと言われたことがあります。大阪では、豊中市とシヴィル・プロネット関西がご一緒されて、地域の防災マップを作る、という取り組みをされました。地域の人達に、どこに問題があるのかを聞いたり、一緒に歩いて検討する際に、メディエーションというスキルが非常に役立ったというように聞いています。豊中市という行政が、地域における安全のためにメディエーションをやっている団体と協力関係をとったという例です。

仁木恒夫（大阪大学）　大阪大学法学研究科で裁判学を勉強しております仁木と申します。大変興味深く皆さんのお話を伺いました。法の世界では、専門家がトラブルを解決してあげるというニュアンスを常々感じておりました。しかし、本日のご報告は、そうではなくて、紛争当事者には解決への自立的な能力があって、それを引き出していくという発想に立っておられると理解いたしました。その裾野として、一人ひとりの市民の方の参加というのはとても大きい力になるものと思います。そうは申しましても、様々なトラブルがあるなかで、場合によっては市民の自立的なコミュニケーショ

ンで対応していくのは、厳しいこともあろうかと思います。今里さんの発言の中にもあったような、当事者から、やや距離をもった中立的な第三者が必要な場面もあるのではないでしょうか。そのような第三者的な機関との関係をどのように考えておられるか、ということをお聞きしたいと存じます。またそれに関連して、そのような機関のひとつには、恐らく法律家があると思います。先ほど稲葉先生のお話にもありましたが、法というのは対話を切っていく面があるけれども、そうではなくて、法律家を巻き込んで法律家の発想も変えてもらう、メディエーションのスキルをもっともっとわかっていただく、そのような取り込み方を、なにかお考えであればお教えいただきたいと思います。

稲葉　いかがでしょうか、非常に難しいトラブルの場合の係わり方として、何か構想のようなものでもありますか。

梅枝　はい、今はまだ塾生が相談を受けるレベルにはないのですが、しかし将来的には、相談窓口あるいは調停ができるような形にできれば、という気持ちはあります。もうひとつの、専門家に、というご質問ですが、今すでに係わっている専門家の方も何人かいて、必要な紹介、アドバイスもできる構想も可能です。

稲葉　仁木先生が言われた、法律家を巻き込んだ議論というのは、これまでも数々なされてきたのですが、あるいは法律家だけが議論をしてきたのかもしれませんが、法律家の支援を念頭に入れた形は、非常にフレキシブルだというご指摘だと思います。どうかお考えになってみてください。仁木先生ご自身は、司法書士の方々とＡＤＲを研究されています。

田尻鉄男（行政書士）　東京から参りました行政書士の田尻と申します。日本行政書士連合会でもＡＤＲへの取り組みを行っておりますが、こちらの塾では、例えば今後ＡＤＲ機関を作るとき、それは認証機関を目指しておられるのか、非認証機関で行かれるのか、その辺りは普及の問題、事例によっては弁護士法72条に係わる問題も含めて、どのようにお考えでしょうか。

稲葉　日本行政書士会連合会は、経済産業省のメディエーター養成教材、初級編と中級編を基本的なプログラムと位置づけて、これでもってＡＤＲに関するトレーニングをしておられます。それと同時に東京会でもかなり頻繁に、ＡＤＲについてかなり大きな規模で研修を重ねておられますね。それで将来的には機関を立ち上げて、ＡＤＲに取り組もうとしておられるわけですね。長崎の梅枝さんはまだ今のところ、塾を作り、市民を募ってメディエーションを理解してもらい、市民に啓蒙するというところですが、早晩今言われたような問題が起こってくると思います。今の時点でのご意見はありますか。

梅枝　私は、メディエーションには法律の知識がいる場合と、いらない場合があると思うのです。法律の知識はないけれど、メディエーターの資質のある方のメディエーションを見たことがあります。ある学童保育の先生なのですが、ある日、体の大きい上級生が小さい下級生の手を捻ったという問題がありました。上級生は「軽くやった」と言い、下級生は「ひどく痛かった」というギャップがあるんですね。いじめられたと思った下級生の親は黙っていられない。それで、先生は双方の親子を寄せて、話し合いをさせたわけです。ほとんど双方の話を聞くことに集中していたようです。そして見事に双方の納得のいく結果を得ました。この先生は、メディエーションを知らないながらメディエーションをしたわけです。先生を信頼して、子どもも両親もやって来て、話し合いをし、その中で解決しました。話し合いの最後に、先生が双方の両親に対して「十分に話し合いできましたか、これで大丈夫ですか、他になにかありませんか」という心遣いもありました。これは、ほんの一つの例ですが、この場合、法律は必要ありません。逆にそういう現場がたくさんあるということを、法律家は知らないのではないかと私は思うのです。そのようなところにもメディエーションがどんどん浸透していけば、と思います。

また士業間では、業際とか弁護士法72条とか、解決していない問題がたくさんあります。それらの問題が解決するまでの間にできること、とりあえず民間の中にメディエーションを浸透させたいと思うのです。職業や属性を離れて、一緒にメディエーションを考えるというのが、私の理想です。それから後ほど、塾の方向性ということを話そうと思うのですが、塾を市民提案型から行政提案型に変えていくことも考えています。こうすることによって塾が期限無しで存続できるんです。

稲葉　士業が組織を作って、シビアな紛争を引き受け、相談から調停まで係わる、紛争を解決してあげますという発想ではなくて、むしろ塾での活動から、市民とメディエーションという文化をしっかり共有したいというふうに理解しました。では、市民公開講座の時に行われたアンケートについて簡単に発表していただきます。

市民公開講座「わかりやすいトラブル解決術」
（講師・稲葉一人／2006年7月16日、長崎ブリックホール第2・3会議室）

梅枝　研修そのものは、1日目が80名、2日目が50名、2日目はもともと塾生中心の研修予定だったのですが、一般の方の希望もあって公開講座となりました。

市民公開講座受講者アンケート結果

参加者　１日目　８０名　　２日目　５０名
回答者　５４名

1　職業

看護士、大学生、会社員、不動産業、士業(司法書士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士、宅地建物取引業者)、教師、英語塾教師、自営業(仲卸業、酒販店、不動産)、労働局労働相談員、筋力トレーニング指導者、福祉関係、家裁･簡裁調停委員、自治会役員、整備士、主婦、自由業、無職

2　性別・年齢層

男性　２８名

年齢層別（名）	２０歳代	4	３０歳代	4	４０歳代	6
	５０歳代	6	６０歳代	5	７０歳代	1
	８０歳代	1	不明	1		

女性　２５名

年齢層別（名）	２０歳代	2	３０歳代	5	４０歳代	3
	５０歳代	8	６０歳代	6	７０歳代	1
	８０歳代	0	不明	0		
性別不明（名）	６０歳代	1				

3　どんな場面でメディエーションを使いたいか。

〔公私を問わず、あらゆる場面でのニーズが認められる〕
相談や苦情対応のとき、友人からの相談(人生相談)、家庭内での対話トラブル、教師と生徒とのトラブル、学校と保護者とのやり取り、職場・上司とのトラブル、医療過誤、病院において患者やその家族とのトラブル、福祉関係、遺産相続や日常の契約関係、隣近所でのトラブルや自治会活動、調停の場面、接客場面で、日常会話全般、「いのちの電話」相談

4　今後、メディエーションについての勉強会を開催する場合、参加したいと思うか。また、参加する場合、どのような点に重点をおいて勉強したいと思うか。

「参加したい」と回答された方の数→１５名
※ 参加したいと明確に書かれていない方でも、重点的に勉強したい内容を書いているため、実際には上記の数よりも多い。

重点的に勉強したい内容
・人それぞれの考え方が違うことなど。
・簡単な事例を使ったトレーニング。
・自我が強いほうなので、他の方の意見を尊重し、人の言ったことを否定したり、押し付けないようになりたい。
・医療過誤、事故。
・具体的な事例（例。えば、成功例、失敗例）など教えていただきたい。
・もっと聴くことを身につけられるトレーニングをしてもらいたい。
・親族間のトラブル等。
・現在自分が当事者となっている裁判について。
・コミュニケーション（3）。コミュニケーション能力を上げること。
・高齢者間での問題について、肉親（主に姉妹）間の経済、諸問題について。
・感情の起伏の激しい人への対応、身分関係がはっきりした人への対応。
・ロールプレイ等実地での訓練を経験させていただければと思います。実技。
・高齢者の一人暮らしのトラブル、時代の進歩の情報トラブル。
・アドバイスの仕方等。
・本当に聴くことができているか確認してもらいたい。
・「聴く」ということ。話を聞くという力を付けたい。聴く技術を身に付けたい。
・問題解決のためのポイント（調停役としての）。
・トラブルを解決させるというより、不満を持った人の不満をうまく話させて、「まっ、イイカ」と満足感を持たせるような話の聞きだし方を勉強したい。
・調停技法。調停の進め方を実践的に。

5　本日の市民公開講座への意見・感想

・面白かった。こういう塾があることを知ってよかった。とても勉強になった。予想外にとても勉強になりました。
・大学の友達も一緒に連れてきたいと思った。
・普段漠然と考えていたことが論理的に整理されたのでよかった。メディエーションを養成する団体があるというのを初めて知った。
・引き込まれるような(稲葉先生の)お話、楽しかったです。楽しかった。わかりやすい、面白い、体験型勉強会でした。理解しやすい内容だった。
・参加型の講義なので、ただ聴くだけでなく、他の方と対話できて、いい経験ができました。グループワークで他の方とのお話も楽しめました。
・これからも役に立たせないといけないと思います。
・今回初めて参加させていただいて、今までの対人関係のまずさを反省させられることばかりでした。
・皆一人ひとり考え方が違うんだということが分かっていそうでわかっていない。自分と同じ考えの人はあまりいない。人の話を聴くことは大切だし、面白い。
・聴くことの大事を知り、私のスキルアップになったようです。
・講師の先生のお話が大変分かりやすく面白かった。
・自分の意見をぶつけるだけでなく、相手の話をよく聞くことの大切さが改めてよーく分かる気がしました。
・質問の仕方の注意。日頃いかによくない質問の仕方をしていたか改めてよく分かりました。
・裁判所での調停は普通同席ではないので少し事情が違うと思いますが、これまでの自分のやり方の間違いにたくさん気が付きました。
・案内やレジュメは、初見は難しそうでしたが、講師のお話は分かりやすかったです。
・聴くことに興味を持った。
・まだまだ理解を深めたいと思います。
・本日の講義において「聴く力」を教わったように、相手の意見を聞くことが大切だと思った。
・こういう考え方があるのだということを知りました。ありがとうございました。
・物の見方が分析してあり、参考になります。
・人生をよりよくするために必要である。誰でも視野が広くなる。

稲葉　それでは、最後に、塾の卒業後のことを睨みながら、長崎の塾の方々に、会場からお知恵を貸していただけませんか。先ほどの田尻さんのご質問からは、この後しっかりとした機関を作るのかどうか、むしろ紛争を受け止めるだけの仕組みづくりをするのかという示唆もありましたし、それだけがチョイスではないとも思います。支援の方法、形などアドバイスはないですか。

谷口邦彦（文部科学省）　文部科学省の産学官連携コーディネーターの谷口と申します。科学技術会議などで安心安全の国づくりを提唱しているなか、セーフティーネットとして重要な活動だというふうに思いました。まず、行政提案型にもっていきたいという意向を思っておられることに関して、これまでせっかくフリーにやってこられた活動が行政によって制約を受けるのではないかという懸念を感じます。

参考になる例として、関西中心の「シニア自然大学」というのがあり、これはスタートは大阪府の支援を受けたＮＰＯです。２年程度の研究や体制作りの後、今は全く行政から自立していて、大阪教育大学からの要請を受ける位、市民参加でありながらかなり高度な研究をしているという事例があります。

それからもうひとつは、長崎、九州の市民レベルでの発信と考える場合は、先ほど申しました（独）科学技術振興機構の社会技術開発センターがありまして、それらを活用するのも活動の幅を広げられる道かなと思います。

稲葉　行政の中に取り込まれるかどうかという問題は、塾の皆さんのレベルでの、メリット、デメリット、あるいは課題をもう少し議論していただく必要がありそうですね。谷口さんのご提案は、行政型がダメだという話ではなく、良いところと悪いところをよく理解した上での選択を勧められたのだと思います。

入江秀晃（東京大学）　入江と申します。稲葉先生と一緒に作成した経済産業省の教材作成のメンバーですが、これを使っていただいているということで、こんな使い方があるんだなと感動して聞いておりました。塾の皆さんのお話も、借りてきた言葉ではなくて、自分のこととして考えておられるのがよくわかって感銘を受けました。梅枝先生の方から、教材が少し使いにくかったという感想をいただきました。これは３日間集中型のトレーニングで、たとえば、大企業の部長以上の管理職のＯＢといった方

々を対象に想定した内容でしたので、確かに使いづらいところはあったと思います。この教材は状況に応じて、どんどん変えられると良いと思いますので、ぜひご意見をお聞かせいただければと思いました。筋トレの事案とか（笑）見てみたいので、どうか情報発信していただければと思います。

稲葉　皆さんには、経済産業省バージョンの基礎編を使っていただいたのだと思います。良いところも悪いところもあると思いますが、使い勝手の良さより、まずは作ろうということでできたものです。何か気づかれたことはありますか。

梅枝　基礎編のプログラムを使って、とりあえず技術を伝えようということで毎月１回塾活動をしてきたわけですが、用語の説明が難しく、例えば、リフレイミングとは、パラフレイジングとは、両者の違いは、などが明確ではなく、それをどう伝えるか、具体的な事例が教材の中にもっとたくさんあれば理解し易いのではと考えて、来年はぜひ、市民向けのプログラムを作りたいなと思っています。無論自分たちだけで作成することは厳しい面もありますので、できれば今日ご来席の先輩方にアドバイスいただいて、誰もが自由に使えるプログラム、それも今回は市民バージョンですね、あるいは筋トレバージョンなどを作ってみたいです。とりあえず作って、皆さんにオープンソースとして公開して、利用した皆さんが互いに改良を重ねていければ、と思います。そうすることで、より便利なプログラムができるのではないでしょうか。

稲葉　そうすると、調停人を育てるためのプログラムというよりも、市民の方にメディエーションを理解していただくためのプログラムを、長崎の方と周りの方が手を挙げながら作っていく、というわけですね。さあ、どうでしょう、この後、長崎が市民向けのプログラムを作るにあたって、自分はお手伝いをしてもいいですという方、あるいは、こういう教材、こういう情報を提供できますという方、後でどうか名刺やお声をかけていただければ、と思います。そのかわり、ここでこういう提案をなさった上は、来年こういうトレーニングができましたと、新しく提案していただく責務が生じますね。それは、よろしいですね？（笑）多分言いだしっぺの入江さんがフォローして下さると思いますので。いろんな形のプログラムが考えられると思います。そしてそれは、先ほどの市民提案型、行政提案型のいずれを選択するかということも踏ま

えて、検討されることになると思います。まとめますと、長崎のメディエーション塾のこれからの方向性と課題ということで、ひとつは、どのような形で行政への提案をするのか、そのメリット、デメリット、その内容によっても違ったものになるかもしれない、もうひとつは、市民向けの、よりメディエーションを知っていただくためのプログラムを作る、そのことについては、皆さんの協力を仰ぎたい、ということですね。この長崎型の特色は、なにか残しておきたいような気がしますね。私からすると、とりあえず第三者機関をポンと作って、認証をつけて、というよりは、むしろ今のような活動をしっかりやっていただいて、まあ、最初から、今里さんが言われたようなトラブルに対応できるプログラムは出来ないでしょうけれど、例えば筋トレの前の取り組みを、ロールプレイでやってみる、など、すごくユニークなものができそうですね。どうもありがとうございました。（拍手）

ＡＤＲ　日本の原点を訪ねて

「村の寄り合い」とＡＤＲ

愛媛和解支援センター

愛媛和解支援センターでは、紛争解決の原点となる「当事者の対話を促進する」人材を育成する目的で研修会において対話促進のスキルの習得を目指している。

その研修の一環として、「寄り合い」の中にある話合いが、ＡＤＲの紛争解決のもとになる仕組みにつながるのではないかと考え、山口県周防大島の文化交流センター「忘れられた日本人」の著者である宮本常一氏(民族学者)の生まれ育った島を訪ね、平成18年6月10日に山口県周防大島文化交流センターで、宮本常一を研究している木村学芸員の講演を 18 名が受講した。

愛媛和解支援センターのメンバー参加者 14 名のうち５名が、山口県周防大島研修の参加者から寄せられた感想文「村の寄り合い」「対話の原点」を中心に発表し、会場からのディスカッションを行った。

以下は、その報告である。

ＡＤＲ　日本の原点を訪ねて
「村の寄り合い」とＡＤＲ

愛媛和解支援センター
松下純一（代表）、
中野雄策、岡田直人、小南陽子
堀川ふぢこ（司会）
総合司会：稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）

松下　今回発表する機会を頂きありがとうございます。それと平成17年12月に奥道後で、第４回対話シンポジウム in 愛媛を開催いたしました。本当に各方面から皆さんご支援をいただきありがとうございました。お礼を申し上げておきます。それに勢いを得まして、そのとき頭だしをさせて頂いておりました、話し合いということが日本の中にも古いものがあったのではないかという話しがありまして、そのことがきっかけで、今後そのことを少し私どものセンターの運営の基になるようなものを、ひとつ勉強してみようという動きになったものですから、このようなお手元の報告書を作り、皆さんに見ていただこうということで今日は愛媛からまいりました。今回は第４回対話シンポジウム in 愛媛の時の、ロールプレイをした非常に好評なスタッフがいますが、それときとは今度はガラリとスタッフを変え、この３人と２時間半、全体の進行させて頂き、また皆さんとディスカッションをしたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

堀川　それではメンバーをご紹介いたします。本日皆様のお手元にあるかと思いますが、『ＡＤＲ日本の原点を訪ねて』という報告書、18名参加いたしまして、７名がレポートを提出いたしました。松下代表からレポートを提出するようにというお話がありましたが、18名のうち７名の方が真面目にレポートを提出いたしまして、因みに私も提出しなかったものの１人ですけれども（笑）、このレポートを提出した方の中から、まず「ＡＤＲ日本の原点を訪ねての研究を終えて」と題したレポートを提出した税理士の中野雄策さん。そして「ＡＤＲ日本の原点を訪ねての研修を終えて」という６ページからの報告書の土地家屋調査士の岡田直人さん、そして10ページからの「周防大

島の旅のこと」と題したレポートを提出しています司法書士事務所勤務の小南陽子さん。そしてコーディネーターの愛媛和解支援センター代表の松下純一さんです。それでは。(拍手)

松下　それでは座ったままで報告させて頂きます。まず全体像をお話しさせて頂きたいと思います。お手元の『ＡＤＲ日本の原点を訪ねて』という冊子を作りましたが、大島へ行くまでは大きな期待とか色々な期待は持っていませんでした。それで行って帰ってきて、非常に良い経験をしたということで、もともとこんな冊子を作るつもりはなかったんですけれども、そういう気運が高まりまして、そして皆さんに感想文をお願いしたところ、非常にユニークな色々なレポートが来たものですから、どうしてもこれはひとつ残しておこうということで今日の発表となったという次第でございます。それで本来は「対馬にて」という『忘れられた日本人』の中の対馬といいますのは今日丁度長崎からお見えですが、長崎県の対馬の伊奈というところのことが一番中心をなしているところですが、本来はそこへ行くつもりだったのです。ところが対馬へ行くには金と時間がかかるということがわかり、それと向こうには、現在そういう「寄り合い」を伝承した人たち、あるいはそれを今何らかの形で我々に伝えていただく人がいないということがわかり、それでは生まれ故郷はどうだろうということになりました。愛媛から非常に近く、歴史的にも色々な繋がりがある、宮本常一さんの生家、生まれ故郷があるということ、又宮本常一の研究をしている木村さんという方が、周防大島文化交流センターで学芸員をされていることがわかりました。その木村学芸員、この方は歴史資料民族学博士で宮本常一さんを研究していることがわかって木村さんと何回かやりとりをしているうちに、ではＡＤＲの色々な活動をしているのであれば、一回周防大島へ来てみてくださいということで講演をしていただくことになり今回の運びとなりました。本来は対馬に行くべきところだったのですが、周防大島になったわけです。木村学芸員の、現在宮本常一の旅を辿ってそれを確認したことを私達に伝えていただき非常に感動、感銘を受け、この発表になったわけです。その前提を少し頭において頂いて、そしてこの資料の巻末のほうにカラー写真を入れておきました。これはこのカラー写真で目を引こうという作戦で、別に中身が優秀なものでないわけですが、そういうふうなものがあり、そしてその木村さんが講演してくれた内容もこの中に入れておりますので、あとで見ておいて頂きたいと思います。木村さんがその

講演をしていただくのに際し、非常に周到に準備にして頂いておりました。

そのときの日本における話し合い、解決の伝統というお話をして頂きました。そのことについて参加したメンバーの中から実際にどういう気持ちか、周防大島へ行かれてどんな感じを受けたのかというようなところから色々と中野さんから自由に、思いつくままにお話と報告をお願いします。

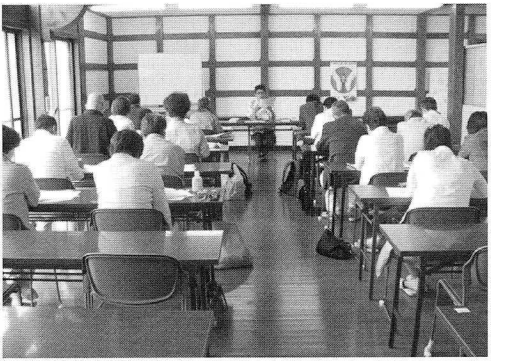

周防大島での研修会「ＡＤＲ　日本の原点を訪ねて」
（2006年6月10日、周防大島文化交流センター研修室）

中野　中野でございます。レポートを出したのが運のつきでこの席に座るということになったわけです。私は税理士をしております。税理士というのは仕事柄期限が決まっているわけです。何月何日までに何々を提出してください。その期限を１日でも過ぎると色々なペナルティを課されて色々な問題が出てくるわけです。それからもう１つは、税務上の問題でもはっきり結論がこうだと決まっていることばかりではなく、簡単にルールが変わります。それでそういうルールが変わる判断もひとつの結論を出すということになります。そういう職業をこれまで続けてきたのですが、それが実はこのＡＤＲというのと一番マッチしにくい仕事だということが重々わかりました。それで愛媛和解支援センターの立上げの時から稲葉先生に色々教えていただいて、自分なりに少しずつそういう硬い分が溶けてきた感じを持ちました。今回周防大島に行って色々なお話を聞いてきましたが、ある意味新鮮な驚きというのがあったわけです。それは村の「寄り合い」というのがあって、その「寄り合い」で色々な村のことを決めていきます。まず「寄り合い」をどういうふうに知らせるかというと、その当時はスピーカーとか便利なものがなかったものですから、ほら貝を吹いていたわけです。ほら貝を吹いて、そのほら貝の音の調子でだいたい今日はこういう話し合いだというのがわかったというのです。そういうふうな村の寄り合いがあったようです。その中で１つは様々な村の話をみんなが納得するまでとことん話し合って、この場合は反対者がいたら、その反対者の意見を求めて、まず反対する。で、２日、３日たつと大抵そのややこしい問題もまとまってしまうということだったようです。だから僕は木村

さんにも、「実際そうだったのですか？」「そんなことあるのですか？」と聞くと、「そうですよ。私も村の人にいろいろ話を聞いたけど、実際そういう話合いが行われていた」というのです。これちょっと私もえっ？と思いました。私は昭和19年生まれ、戦争の終戦が20年ですから、その１年前に生まれました。私が育った小学校時代がどういう時代だったかというと、戦争という悲惨さで、皆な平和な世の中を作らなければいけない、という気持ちで満ち満ちていた時代です。軍国主義が来て、それから封建主義もだめになった。その代わりの考え方として民主主義というのが入ってきました。民主主義というのは何かというと多数決なんです。だから私たちのクラスもいろんな議論して、先生が今「賛成の人、手を挙げてください」。30人です。「反対の人は？」、また数えると25人です。それでは多数決ですからそれで決めましょうとなります。何かそういう物事の決め方に慣れて、話し合ってみんなでまとまるまで我慢強く待たない。そういう中で村の自治が行われていたということに、ある種ちょっと新鮮な驚きを得たわけです。

私の職業も先程言いましたが、とかく話し合いの場合にいつまでに結論を出さないといけないとか、それから時間が短いから何時間で効率的にしようとかいうことがあるわけです。そういうことが逆に言うと話し合いの解決という点では障害にもなっている、妨げになっているという感じがします。ですから私たちも愛媛和解支援センターで紛争当事者に立ち会うこともこれからも出てくると思いますが、そういう争いのある当事者間にどういうふうな形でその話を持っていったら良いかというと、やはりそれは何時までに、これをどうしてもしないといけないという縛りがあると、かえって当事者の話し合いが上手くいかないのではないかというのは「寄り合い」ということを知って感じました。

今までずっと愛媛支援センターで一緒に研修・調停などして、何かもうひとつすっきりしないというところがありましたが、この周防大島行きを契機にして、自分たちのやっている方向というのは正しいという思いをもちました。そういうひとつの原点というか、しっかりやっていくことが、世の中のために一番なのかと思います。

松下　ありがとうございました。それでは岡田さん。現場でのいろいろ日常我々が行っていることを交えてお願いします。

岡田　岡田です。現場で感じたということですが、正直に感想を述べたいと思います。松下先生からこのＡＤＲ研修で周防大島交流センターを訪ね、周防大島に行ってみないかと言われた時に、私は村の「寄り合い」というのはまだその島に残っていて、「寄り合い」をやっている木村さんと対談するのではと漠然と思っていました。

その後で宮本常一先生の「忘れられた日本人」とか、木村先生の『「忘れられた日本人」の舞台を旅する』を読みました。これらの本を読むと、従来の「寄り合い」というのは昭和20年くらいまでに消滅してしまったらしいのです。私も昭和33年生まれで、全然「寄り合い」などはなく、そこになぜ原点があるかといわれてみると、宮本常一さんが庶民の目から見た村の「寄り合い」にあるような気がします。ところが「忘れられた日本人」の冒頭、最初の章で、九州の対馬の伊奈を訪ねたときの、日本人の「寄り合い」を日本庶民の目で見た宮本常一さんは聞き書きした人ですが、この頃からの話を記録したものがあって、それを木村先生が足跡を辿って研究を続けておられるので、その木村先生から直接話を聞ける、そういう意味での勉強だと思いました。

それで旅行に行くことになり、１泊か２泊しようと思いましたが、民宿は満室で、やっと１軒見つけることが出来ました。周防大島の東の沖合いで戦艦むつが謎の沈没をして周防大島の伊保田港近くに記念館あって、毎年１回慰霊祭が行われます。その日と重なったため、宿がとりにくく泊まる民宿が、宮本先生の家の近く、これから訪ねる周防大島の文化交流センターのすぐ近くということで、木村先生もその地区に住まわれていて、招かれたのかなという気がしました。民宿で木村先生の時々講演があるのですが、宮本常一先生を研究する色々な集まりがあり、その時には全国から多くの人が泊まるので、宿の大将は宮本常一先生のことも良く知っていて、様々な話をききました。

翌日「忘れられた日本人」にも出てくる白木山に上がり、そこに展望台があるのですが、中四国、九州までは見えませんでしたが四国は見えました。宮本常一さんは子どもの頃にお父さんにここに連れてきてもらうことが好きだった。なぜかというとお父さんと上がっていくとお父さんが周りに見える島の名前を全部知っていて、島々の話題も全部知っていたからだというのです。常一少年は自分も知りたいという気持ちが芽生え、中四国のあの向こうには何があるのかと考え、そこで遠くの方へ思いを馳せたようです。宮本常一が戦前戦後桁外れの旅をしたのですが、白木山が原点であろうと思います。それで村の「寄り合い」ですが、宮本常一先生が馬を連れて色々な島

を訪れて、庶民の目から見た村の「寄り合い」を書き残した、そのことを木村先生から聞き、民宿の大将からも、昔は漁師ばかりで漁港が多くあったが、今頃は漁師も漁港も減っていると聞くことが出来ました。

松下　ありがとうございました。メンバーの中では岡田さんだけが１日早く行って１日遅く帰ったので、私たちとは違った宮本常一さんの生い立ちの部分も報告を頂きありがとうございます。次に小南さんの旅の思い出をお話頂きたいと思います。

小南　小南と申します。松下代表の事務所で仕事をしている関係上、松下先生主催のＡＤＲの研修に関わることになりました。今回周防大島へ行くからというので、どんな島かなと思っていました。周防大島について今まで聞いたことがなかったのです。どんな島だろう知りたいという思いから軽い気持ちで参加しました。船に乗って、三津港からフェリーで瀬戸内海の島の間をぬって大島に到着しました。思っていたより少し大きい島で、静かな感じが見える島だと感じました。車でフェリー乗り場から周防大島文化交流センターの方まで観光のような気持ちで行きました。そこの周防大島文化交流センターは、何の考えもなく来たのに本当に凄いところだと思いました。最初に展示室へ入って、宮本常一さんのビデオがありました。その方の一生を編集したビデオがあり、それに見入ってしまいました。みんな観ましたが、とても宮本常一さんという人物を上手くまとめていると思い引き込まれて観ていました。そのあとで民具ですか？展示室の中に沢山の写真もありましたが、周防大島交流センターに入ってすぐ展示してあって、手で触れる感じで身近に触れることができるように置いてあり、全然堅苦しさのない雰囲気の中でお話を聞きました。一瞬の内に話が終わり何かすごく感動して

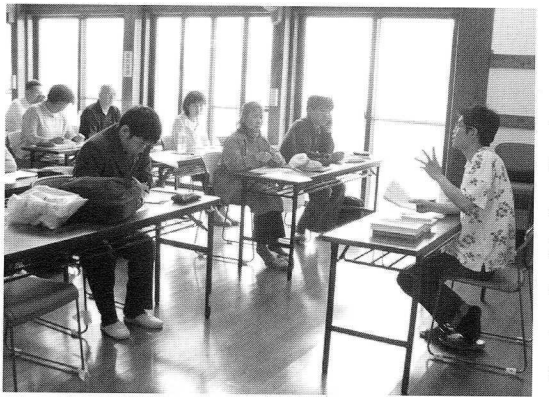

木村哲也学芸員の講演「日本における話し合い解決の伝統
～宮本常一「対馬にて」を中心に～」
（2006年６月10日、周防大島文化交流センター研修室）

帰ったのですが、それが何だろうとずっと考えていますが、本当にこの木村学芸員さんがとても素晴らしくて、宮本常一さんの足跡を辿っていろいろ研究し、自らも本当に旅して日本を歩いてその足跡を本に書かれているのですが、その方が直接の作者なのに、押し付けがましくなく、淡々としたお話をして、とても心に響きました。とても地道な感じの方で宮本常一さんとダブったような感じを私は受けて、宮本常一さんは日本人が失ってしまいそうなこと、本当に今私たちがもう忘れてしまっているのか、忘れてしまいそうなことを掘り起こしてくれると思いました。というのは「忘れられた日本人」という本を読んではいたけれど、何が忘れられているのかと思いながら行きました。その周防大島に行って帰ってきて、私たち日本人が持っている和というか平和の和、なごみと言うそういうものを、多分今の日本人は忘れかけていて、本来昔から村の寄り合いで話し合ってきたときの、お互いが仲良く本当に心から信頼してきた経験上、和を取り戻したのではないかとそんなことを考えるようになりました。そういうことを、はじめ何の勉強もしないでついて行って感動を得て、さらにそういう大事なものを忘れている人たちへ、気づかせてくれることを地道にやっています。本当に地道だけど、これだけの多くの支持者を得て伝えている人がいるということに感動しました。

みなさんこれから行ってみたいと思われる方がいましたら、この周防大島交流センター〔周防大島の長州大工が建築〕の建物も見てください。とても素晴らしく、建物の中の天井がとても綺麗なので、感想文にも書きましたが、本当にとても綺麗だと思ってそれにうっとり長い間見とれてしまいました。他にもそういう立派な建物が残っています。静かな島の中に、凄く大切なものを研究する人がいるということに、とても感動して帰ってきました。以上です。

松下　ありがとうございました。それぞれの皆さんの行ったときに受けられた感動、あるいは感じたことがあまり冷めないうちにこの報告をしていこうということも、今日の目的ですが、それぞれの方が、村の「寄り合い」というものをどのように感じられたかという点について話しはありますか？そういうことを通じて自分たちがそれぞれ愛媛和解支援センターで、皆さんは愛媛和解支援センターでの調停で調停人として経験はされましたが、現在の生の事件を経験されてみて、「寄り合い」の中身について少し感じられたことをお話してください。中野さんからお話し頂けますでしょうか。

中野　先ほど言いましたように、村のいろんな取り決めすること、「寄り合い」という形でみんなが集まって話し合うことですね。それが昭和20年代のだいたい前半で消えてしまったということです。これはどうしてだろう、おそらく寄り合いが盛んだったころは農業の人、あるいは漁業の人、地域で固まっていて、いろんなことを話す必要があったと思います。ところがそういうひとつの同業者で作ったような村の共同社会というのがだんだんいろんな職業の人が移り住んできた、そういうことで共通に話し合える基盤が段々なくなってきたのだと思います。だから結局そういう良き風習の「寄り合い」というのが消えていったではないかと思いました。これは私事になりますが、私は伊予郡砥部町宮内という所に住んでおりますが、砥部町の宮内というのは松山から車で20分位の所です。これはもう30年以上前は完璧に農村だったのです。町内会というか組といいますが、組内の寄り合いというものが今もあります。それは戸主会です。戸主というのは昔の方ご存知かもしれませんが、民法の制度であって、家父長とか一家の長が一番偉い、もちろん我々の地区でもそういうことは、今はありませんが名前だけが残っています。そういう組がまた集まってひとつの区というのを作ります。私たちの区は宮内区。宮内区の私は上郡という郡に所属。そして各組が宮内区で14名、代表が出て宮内区連絡協議会、これがひとつの機関になります。この区というのは山林や墓地も持っています。そこで墓地の場合でしたら焼却炉でこの墓地のごみを焼いたりするとダイオキシンの問題でどうするのかという問題を話し合っています。よくよく私も考えてみると最初はとても効率が悪く、時間がかかるんです。もう少し能率的にやればと思ってましたが、昔はこういうやり方をしていたのだということを感じます。というのはやはり、ここにも反対の意見があれば反対の意見の人の言い分を良く聴きます。反対がある限りは多数決で押し切らず、まあ次回でこういう問題があればここをこういうふうにしよう、こういうふうにしなさいということで何回かそういう課題を持ち越して、最終的にはやはり全員一致。全員一致できないことは結局未解決を繰り越していくという問題はあるのですが、そういう運営がされています。だから先程小南さんが「和の精神」と言われましたが、私たちはとかくそういうことはしてきていると思いますが、もともとかなり色濃く実際持っているのだと思います。そういう機会と場を多く与えて掘り起こしていけばギクシャクした社会というのがなくなるのではないかと思いました。

松下　ありがとうございます。現実に周防大島に行くまでは、そのことを深く考えていなかったと思います。帰ってきてから、自分たちの身の回りのことを見てみると、やはりそういうものが何か生きているというか、生かしているというのか、何か良いものがあるから残っていくという面があるのだろうと思いますが、それは私も今初めて聞いたことなので、非常に良い風習だという思いがしています。岡田さんがそういう日常での話し合いの中で、現在行っている「寄り合い」の中身について何か感じられたことはありますか？

岡田　村の寄り合いの風習で行われた話し合いというのは、宮本常一さんの「村の民主化」の中にありますが、「そこで行われた話し合いは対立しあうことではなく、どこに意見の一致点を見出すかが問題である。村で取り決めを行う場合には、みんなの納得のいくまで何日でも話し合ったという。しかもそれは多数が少数の意見を黙殺して多数はこうだから、と言って多数の言い分を通すのではなく一人の反対者もいなくなるまで話し合うのである」。とあるように、全員一致が原則なので多数決の手法は取っていません。そういう決議制の制度ですが、そういう「寄り合い」というような昔の風習の寄り合いの復活となったときに、私はマンション管理士の資格を取得して、愛媛県マンション管理士会の会員です。大阪や東京など大都会と違って、まだ松山では問題は表面化してきていません。それでも管理会社とマンション紛争等はあります。分譲マンションを購入した人は区分所有者と呼ばれて、区分所有法という法律があります。管理組合を管理運営していくために、理事会、理事長がある。そのマンションはマンションの管理規約というものを作って、そのマンションでも管理規約でもそうなのですが、決議は一応多数決、過半数です。区分所有者の頭数と議決権両方の過半数です。例えば大規模修繕工事をしたいとき、もうしないと駄目だというときに、昔は４分の３だけど今は過半数でいいことになりました。先程の管理規約も、建て替えようとかいう時は５分の４になります。どんどん上がっていって、つまりは多数決、０－１、全員一致の正確なアンケートとか世論というような意味で関わってくるような問題になるとやっぱり全員一致じゃないと無理だなと思います。

この村の寄り合いがあった頃の共同体。マンションもここではひとつの運命共同体だと思います。昔の共同体というのは地域全体で同業者、農業は農業、漁業は漁業の共同体です。だから職業の面でモラルの向上を期待するということで村の「寄り合い」

が発達したが、分譲マンションになると職業が違う、考え方が違う、利用状況が違う、価値観が違う、そんな人が一杯集まっています。だから単純に昔のように、そういう習慣が復活できるとは思いませんが、復活できればという実感はあります。

松下　そういう今度は形の変わった共同体がどんどん増えて、職域団体であるとか色々なところで、今までとは違った共同体がたくさん繋がっています。実はそういうマンションもそうですが、話し合いとか共同の取り決めを、「寄り合い」でやられていた話し合いの仕組み、それの頻度など、そういうものは何か研修でわかったことはありませんか。どんな問題を話していたか参加していた人たちとか、あるいは違った話があるのか。何か研修の中であったことがあれば報告してください。中野さんいかがですか？

中野　60―70時間割いて、あれは１ヶ月の話しですか。そのぐらい会議に時間を割いたり、時によっては朝から晩までぶっ続けで話し合いをしたということなのです。その話し合いもその話だけに留まらないで、いろんな四方山話がそのほかにどんどん出てくる。だから最初に言いましたが、普通我々の仕事でいくと期限を決めて、時間を決めるのに何時から何時までで散会と決めるのですが、無制限一本勝負、そういうような形で「寄り合い」が行われていました。だから先程私も自分のプランの話もしましたけど、やはり、話し合いの場合でも関係のないことを言う人もいます。でもそれを結構みんな黙って聴いています。そのうち何とか反対意見を言っていたものが収まって１つの方向に向かっていく、そういう作用があるのです。おそらく、そういう時間を気にしないでゆっくり話を聴けば、かなりまとまるような形になるのではと思います。

松下　小南さんは、実際向こうで聞いた「寄り合い」の中身のところは何か感じたことはありますか？

小南　私も「寄り合い」ということから考えたのは、私自身が現在マンションに住んでいて理事をやっています。いろんな問題について理事会で何回も何回も話し合いをするのですが、役員になるまではマンションに住んでいても帰って寝るだけの所で、

マンションは気楽でいいとしか思っていませんでした。それが役員になって理事会でいろんな問題を話し合い、知らなかった人たちと何回も顔を合わせて、色々なことをするようになり、最近、自分が役員になって良かったと思ったのは、それは、マンションに対して自分の住んでいるマンションをより良くしたいという思いが、とても強くなってきたことです。お互いに話をしても、解決していない問題は一杯ありますが、今思えば、問題になっている方にも来て戴いて、理事・役員が話し合う場面でも、もう少し話を聴くことが出来れば良かったと思います。実は中には、いつまで話し合っても拉致があかない、こんなことしていても無駄だ、というふうに考えている理事の方もいて、私も時間の無駄かと思いもしたのですが、それがその問題となっていることからしか、その相手の人を見ていない。もっと違う様々な生活の、普通に生活している広い目で、その人と問題になっていることに接していたら違う面が見えて、もっとその人の言っていることを理解することが出来たのかもしれないと思います。理事会は問題点のみを話し合う場として、問題点からしか見なかったために、意見を聴いても、頭からそんな事は通じないと言ってしまうことが多かったのですが、宮本常一さんが言っていた、その村の「寄り合い制度」の話を深く考えてみたら、本当に色々な側面から相手のことを理解して、尊重する気持ちが無いと出来ないことで、相手を本当には理解することは出来ないのだと思います。だからやはり１点からだけ物事は見てはいけないと思いました。

松山では秋祭りがとても盛んなので、その準備等もやってみて、大変で色々な側面がありました。その準備も何ヶ月もかかります。準備をしているうちに、普段は接しない人たちと話す機会が出来、接するうちにお互いが少しずつわかってきて、違う関係がそこに生まれて来ます。そういうことも考えると、今私たちは便利で合理的な一番スピーディーな生活が一番いいと思って、そういう生き方を目指してきたように思うのですが、そうではなく、もっとゆったりした気持ちで人と接することや、様々な角度からまわりを見て、本当に相手を分かりたいと思う気が自分にあれば、ギスギスせずに問題が起きたときに、話を聴いて、相手を見て、自分も問題を対処するような話も上手くいくのではないかと思います。私は多数決の話で思い出すのですが、子どもの頃小学校・中学校は多数決で何でも決まりました。何かあれば多数決、多数決と、そういうものが、染み付いているのです。数で割り切ってきた今までの解決方法はおかしいのではということを今回周防大島へ行って感じました。

松下　ありがとうございました。実際に向こうへ行って木村学芸員のお話を聞いて、そして我々が２年ぐらい前から、実際調停に関わって来たなかで、パネリストの方はいくつかの事件に参加して頂いて、当事者はいろいろと事件の中で感じることがあったと思うのですが、私どもがやっている同席の調停というものと、この話し合いも色々な違った立場の人が同席をして、色々な話をしていくという非常に共通点があったと思います。その中で、ご自分の担当した事案と見比べながら共通点とかあるいはこういう点をもう少し取り入れたい、そういうものがそれぞれ皆さんの中にもあったという雰囲気でしたが、どなたからでも結構ですが、お話を頂きたいと思います。

中野　私は松下代表の愛媛和解支援センターの調停で管理者としてお手伝いさせて頂きました。１つの調停のことですが、これは正直言って本当に驚きしました。何が驚くかというと、ＡＤＲの本にはプロセスが書いてあります。最初は調停人がいて最後には調停人は消える。そんなことあるわけがないと思っていたんです。たまたま私の紹介の申立人さんの関係で、ちょっと相続がらみの話があり、これは兄弟関係で当然上手くいっていない。そういう当事者が一同に集まってお話をする形だったのですが、最初のほうはみんな、松下代表の、調停者の顔を見て一生懸命話をしています。そういう話がかなり続いて、そのあとで１人の女性の方がその争いごととは関係ない話を30分間ぐらい延々と話しました。そういうふうなことがあってだいぶん場が和んで、お互いがお互いどうしの顔を見ては会話をし始めました。丁度２時間ぐらいかかりましたが、調停の最後には「ちょっと食事でも一緒に食べに行きましょう。」と言うぐらい雰囲気がガラッと変わっていました。これで何か魔法を、魔術を見せられたという思いでした。そこで１つ感じたのは、調停者自身がやはり相手方の立場を考えて、よく話を聴くということ、そういう相手の人格尊重をしているということが、やはり場の雰囲気として徐々に一緒にしていかなければという気持ちになっていく、あるいは諍いをしていてはいけないというふうになってきたのだと思います。だから、もともと「寄り合い」というのは自然発生的に出てきたものだとは思うのですが、これを今の世の中にどのように取り入れていくかという場合には、かなりひと工夫もふた工夫も必要だと思っております。それから、まず調停者自身が、既に価値感を持っていて相手方に接するとダメで、相手とは違うよということがお腹にあると、それがかえって要所要所に出てくるから当事者が信頼してくれないということに繋がります。だか

ら色々な立場で考えを持って自分がその人の気持ちを持っているというふうに尊重するという、そういう１つの考え方と技術を習得することが必要になってくると思います。あとはメディエーションの色々な技術を上手く使っていければ、もっともっと和の精神というのがあるのだから上手くいくと思います。だから「寄り合い」と今のそのＡＤＲとの違いはやっぱりそういう自然発生的には上手くいくけれども、そこはひとつ考え方と技術というものを、持たないといけないのではないかと思います。もう１つは、そうはいっても我々忙しい生活をしていて、どうしても先程言った時間とかあるいは結論などを急ぎすぎてはいけないと思います。それはやはり、お互いが話し合うことによって打ち解けあうということなのです。それが大事だということをしっかりメディエーターとして考えなくてはいけないと思いました。

松下　岡田さんのほうから何か。

岡田　民俗学者宮本常一さんの「忘れられた日本人」の中に議論の話があるのですが、「といっても３日でたいていの難しい話もかたがついたという。気の長い話だが、とにかく無理はしなかった。みんなが納得のいくまで話し合った。だから結論が出ると、それはキチンと守らねばならなかった。話といっても理屈をいうのではない。１つの事柄について自分の知っているかぎりの関係ある事例をあげていくのである。話しに花がさくというのはこういうことなのであろう。」つまり「話し合いは無理して結論を急ぐのではなく、論理づくめで理屈をいうのでもなく、他人にも理解してもらいやすいように、話すほうも話しやすいように、自分たちの歩いて来、体験したことに事よせて話しながら話を次第に展開させてゆく」というのがあるのですが、調停の場で調停人が紛争協議者と生活をともにしているわけでもないので、何も知らないわけですから、何人かで話をするということは、そういう中で話を展開するように持って行くのが調停のルールだと思います。それと村の「寄り合い」があったころの風土もあって「昔の人はお互いがお互いを人間的に知り合おうとする努力が今日よりも強かった」とあります。確かに今は人間関係が希薄になってきて、そういう努力をしている人も見かけません。そういう紛争協議者の間で話し合いを持っていくには調停が適当であると思います。

松下　どうもありがとうございます。私どもも実際に調停に関わっていて、もうこれぐらいでいいだろうと思ってしまう。なるべく早く切り上げるか、上手くコミュニケーションしていこうということがあるので、今お二人の報告を聞いて、反省点だと最近は思っております。と同時に今まで和解をした人たちは、本当にあれで守られたのか良かったのかという思いがいたします。今言われたように全員一致でこそ本当にしっかり守っていかなければならないというふうに思うようになるのですが、そのあたりが変に怪しいというのか、その人達がうまく調停後お互いの取り決めを守っていてくれているのかという不安があるわけです。そう思って今回旅したことでそのスタンスをもたれたことは大切なことだと思います。あと堀川さんのほうから何かご質問か、課題を与えて頂いたらと思います。

堀川　皆さん、村の「寄り合い」について、またＡＤＲを勉強したことを基礎にしていろいろ感じていらっしゃることもあるかと思いますが、宮本常一さんの「忘れられた日本人」の本の中に、子どもを捜してというコーナーがありまして、そこで１つの村で村の子どもがいなくなった、そうすると村人がもうそれぞれの誰がリーダーであるというわけではなく、みんな思いつくところを探しまわった。それだけ村の人たちはお互いの色々なことを全部知っていたというふうなくだりもありました。そういうふうに昔と今では近隣、それから私たちのコミュニティの状況、情報、全く違うのですが、ＡＤＲが、私ども稲葉先生に教えて頂いて、アメリカのものでアメリカが基本なんだと思っていたのが日本にもそういうものがあったということで驚き、また興味を持っての周防大島の研修だったのですが、この村の「寄り合い」の研修を終えてみて皆さんの持っている感想、また、今後どのように私どもの愛媛和解支援センターの活動に生かして行きたいかという希望も含めて中野さんからよろしくお願いします。

中野　今回の周防大島の「寄り合い」というのを肌身に実感しまして、ＡＤＲのこれから我々がやっていく基本もそういう相手の立場、他の立場や考えも認めながら、それを受け入れてやっていくということが必要だと思いました。

岡田　宮本常一さんが旅をして聞き書きしたのは戦前戦後で、その頃の国といったら決起のときから明治維新後ぐらいからの話ですが、その頃から訴訟があったのですが、

その頃の訴訟というのは法律を知っているものが知らないものを懲らしめるといいますか、現代はどうかと考えてみると、ますます複雑になった法律ができて、その複雑な法律を隅々まで知っているものが知らない人間を苦しめる、そんな時代になってきたのかと感じます。宮本常一さんが、「しかし法だけで社会のもろもろの秩序が理想的に保てるものではない。逆に法を盾にとることによって争いを助長するような場合は少なくない」と言っており、宮本常一さんもなるべく法律のお世話にならないような世の中を作ることだと言っています。なぜならどんどん法律で判断されるような、アメリカを追随するように訴訟社会になっていると思うからです。が、私は「寄り合い」というものが普及することによって法律のお世話にならない解決がどんどん増えることを希望します。

小南　私は今回村の「寄り合い」というものが周防大島に残っているのかと思っていたから行きました。そういう風習が以前からあって、もともと私たち日本人はそういうことが身に付いているという気がします。「寄り合い」で共同体の中で反対している人たちの気持ちを探して納得いくまで話した上での話しだと思います。一致したいという精神を、日本人はもともと身に付けていたのだということを、とても強く今回感じました。それで今は世界的な視野で物事を考えなければいけないので、今共同体というのは日本にはないのかもしれないですが、もっと違う意味の色々な共同体なのですが、日本を共同体みたいに思ったら、私たちが本当に忘れかけていた、話し合いすることによって、仲良くして近所の人達と暮らしていきたいという、本当に最小限の普通の人達の気持ち、そういうものをもう１回思い起こしてゆったりした気持ちになれればいいと思います。今日、調停に対して敵対心をもっている人もいると思いますが、そういう相手に歩み寄ろうとする気持ちをどのようにもってもらうか、お互いがそのことに気づいた時には話し合いも上手くいくと思います。それは調停者がその話を納得いくまで話を聴くという気持ちになっていけるかというところを、調停者がそういう気持ちを起こさせるように話を進められればいいと思います。それが課題というかずっと考え続けていくことだと思います。紛争を理解するためにはどのように話を聴いて、相手を理解しようとする態度や気持ちを、引き起こしてあげるような調停の場を作れたらいいなと思います。

堀川　はいどうも。そう遠くない昔の日本人、私たちのおじいさんのおじいさんたちがどんな風に紛争を解決したかというのを宮本常一さんの本を読んで、また木村先生の話を聞いて私たち一生懸命わかろうとしたんですけれども、会場にもレポートは提出していないけれども出席してくださっています。また、勉強会でもいろいろ意見を述べて下さった何人かいますので、どうですか？愛媛和解支援センターの方たちの中でパネリストの方たちとは多分違う方向からこんな考えを持ったという方いらっしゃいますか？伊藤さんお願いします。

伊藤久（愛媛和解支援センター）　伊藤と申します。先ほどから皆さんいろいろ周防大島の現状など色々言っておられましたが、私１件だけ調停をさせていただきました。皆さんの話を聞きながら、調停の情景を思い出してみますと、どちらかいうと決着つけようとしていたと思います。相手のこの申立人はこういうことを思っているのだと勝手に判断してしまっていたのではないか、反対側の人はこういうことを思ってるのだと思い、その背景がこうだなというふうに自分が勝手に１人に対して、この点はこちら側がこういうことを言えば解決するなということで全く解決に主眼をおいてきたものですから、皆の力を合わせて調停で決着しました。

そのあといろいろ研修を受けていく中でやはりもっと深く相手の気持ちをもっともっとという形で聴かなかったらという風な気持ちを持ちました。最近の研修で稲葉先生が以前のロールプレイでしたのですが、その中でひとつのことに対して５通りくらいの聴き方をされました。そのような聴く側の能力、聴く能力、色々な角度を変えて聴くことが当事者どうしを実際導く一番大きな要件ではなかろうかと思いました。

堀川　ほか、どなたかいらっしゃいませんか？二神さんいかがですか？

二神千恵子（愛媛和解支援センター）　私も周防大島はちょっと観光気分というか旅行気分で行きました。それで宮本常一さんの名前は耳にしたことは何度かありました。木村学芸員のお話を聞きまして、こういう周防大島の地域の土壌というか雰囲気、環境的なこともあるのかという思いもしました。のんびりとしたような雰囲気の中であるからこそ、そういった話し合いもとことんできるのかというふうな思いもしました。ですから、ただずっと話を聴いて聴いてというのは、今の時代ある程度のところでく

ぎりを打つ必要もあるのではないかと思ったりはします。実際に自分がＡＤＲに携わって一度調停も松下代表の横で一緒に携わったこともありますが、そのときに思いましたのは、どのあたりで方向付けを導いたらいいのかというのは、やはり話をお互いにとことん聴く姿勢ではあったのですが、その話の裏にこの方はこういうふうなことを話したいということが表に出てない部分があります。それをある程度知識のあるものが少し導き出すような説明の仕方もしないといけないのではないかと思います。これはそのときに私が感じたことなのですが、話し合いも、それが第一なのですが、区切り点といいますか、導き方というのもこれからＡＤＲを担当していく上では、勉強していかなければならない課題だと思いました。

松下　どうもありがとうございました。これから後は稲葉先生のから会場と私どもの話でずいぶん寄り道しましたけれども、少しまとめて頂く形でお願いをしたいと思います。最後に愛媛和解支援センターの思いもありますけれども、もう色々皆さんからお話していただきましたので、あと何かそういうお話の中で先生の方でまとめて頂くようお願いをいたします。

稲葉　どうもありがとうございました。行きたかったのに行けなかった人間にとっては、その感動をどういうふうにして共有しようかと思いながら聞いていましたが、僕がへたくそにまとめたらチョット良くないので、多分ここにいらっしゃる方は今日のようなある種の疑似体験だろうと思いますけど、感動した人たちから聞いたことによってご自身もいろいろ感想を持ったり、それはそれぞれの方々が住んでいるところも違いますし、経験も違いますし、あるいは関心を持っているところも違うということで、まずは今日のような様々なお話を聞いて感じられたことを端的にお聞きしたほうがいいのかと思います。色々な意見が出たところで、またそこから中間的につなぎあわせてご自身で決めていくということにしたらどうかと思います。僕のほうで何かまとめようかと思っていろいろ書いたりしましたが、あんまりまとめるよりはそういうほうがいいかと思って、最後のほうでちょっとコメントしますけども、どうでしょうか。どなたか何かご感想で結構だと思います。あるいはこんな点に関心をもったとかあるいは共同体は違うのではないのかとか、いろいろ意見があると思います。どうでしょうか？

谷口邦彦（文部科学省）　私どもは産業界と大学を結びつけるという仕事で、最初は立場が違う方々をお引き合わせし、お打ち合わせの中から「技術創成」「ベンチャー起業」などに仕上げていくという仕事ですが、私どもの場合は何とか一緒に仕事をしようという気持ちで来ておられる方たちのお世話をしておりますが、それでもいろいろ苦労はあるわけですね。それに比して皆さんは非常に大変なお仕事をされており敬服いたしております。それからその中でひとつだけ私が心がけておりますのは、関係者の波長の一致という視点です。多分皆さんもかなり行き詰ってきた段階で角度のちがった話をされて空気をなごませるというような技術を使っておられるようですが、我々も大学の先生と企業の方との面談を何回か設定するのですが、片方が気分が乗ってるときに片方は気分がまだそこまできていないという状況を見ておりましてどうも双方の波長が高まったなと思うあたりに火花が散るんじゃないかと思われそのタイミングを旨くキャッチするように心がけているのですが、皆さんの活動の中でそのようなことがあれば教えて頂きたい。

それからコミュニティの問題。実は私はここ大阪大学から非常に近いところでずっと育ってきましたが、そこで非常に似たコミュニティがあり、３つぐらいのパターンがあり、いずれも「寄り合い」という表現は残っております。

第１のケースは、私が10数年前までいたところでは従来の住民と新規住民を全くフラットに民主化してしまったものですからかえって混乱して、非常にゆっくり話さないといけない問題と、毎日毎日詰めていかなければいけない問題をごちゃまぜに話をするという自治体になってしまったんですね。これは非常に不幸と思います。

第２のケースは、私が今住んでるところで、私が小学校の頃は20戸ぐらいの集落だったのが今は100戸の集落と200戸の団地と、こういうコミュニティになっておりますが、元々の20戸の方々は財産区財産委員会などのコミュニティをもっておられ、自治会の要職を務めるとともに月例会議で重要事項を時間をかけて「寄り合い」を持たれております。一方、時期が限られた伝達事項は、組・班を通じて100戸へ伝達される、２重構造で比較的うまくやってる例では思います。

第３のケースは、第２のケースの発展形で、元々の居住者が開発公社を結成されて、前記の２ケースが野放しにしているミニ開発の自主規制で安全な地域を創る工夫がされております。まだ大阪近辺もそういうコミュニティが残ってます。そこで見てますとそのコアになってる方たちは、いろんなことを決めないといけないために、寄り合

いから寄り合いまでの間の日常コミュニケーションが機能しているのではと見ております。そういうものが周防大島のような漁港では機能していたのではないかということです。寄り合いの極限だけに焦点を当てたお話をいただいたのですけど、寄り合いから寄り合いまでのコミュニケーションのあり方というのが、何か実現できるひとつのモデルが作っていけるのではという感じがします。

稲葉　どうもありがとうございました。非常に貴重なお話を頂いて、コメントしないほうがいいと思いますので、コメントしないまま行きたいと思います。ほか、どんなことでも結構です。梅枝さん、どうぞ。

梅枝眞一郎(長崎伝習所メディエーション研究塾)　先ほども発言させて頂きました長崎の梅枝と申します。長崎県の対馬を取り上げて頂いたので、関係あるかないかわかりませんけど私の思ったことを。今回のシンポのテーマに対馬の寄り合いのことを題材にして頂きまして、私も知らなかったので早速調べてみたんです。対馬に仕事仲間の、もう80歳になる方がいらっしゃるんですね。寄り合いということで調べている方いらっしゃるんだけど寄り合いのこと知っていますかと尋ねたら、知ってるよと。寄り合いは、昔はありよったと。ただ今はどうかなあと。歴史民族博物館みたいなのが対馬にはあるんです。厳原なんですが。知り合いは、なんなら調べてもらおうか、知ってる人がいるからと言ってくれました。そこで一応停まっている状況です(笑)。ただ長崎では、他の地域でもそうかもしれませんが、寄り合いという言葉は頻繁に使う言葉です。ちょっと寄り合い行って来るけんと。自治会なんかでは今でも寄り合いという言葉は使っています。

それから別の話しになりますが、今回の発表に長崎らしさをとアドバイス頂いた経緯もあって、長崎といえば出島だなあと。鎖国の時代に国際貿易港として唯一出島があったという話ですけど、その周辺のことを調べていて面白いことがわかりました。ロシア人のことなんですが、出島じゃなくて稲佐というところに、今は国際墓地があるんですけど、幕府はそこをロシア人の居留地ということにしました。幕末から明治の初め頃、出島などに限られて生活していた外国人たちは、他の土地にも住むようになりました。長崎の町人が宿を貸し、そこに日本人商人が出入りして生活品などを売り、ロシア人の中には日本人妻を娶るものも出てきました。そんな中でやっぱり色々

な生活上のトラブルが発生している。当時は長崎奉行所という役所があったんですけど、民間の問題解決はそこ以外でもありそうだということがあって、それを実は今ちょっと調べているところです。いくつか本が出てきたんですけれども、それは外国人と日本人の間で商売に関するいろんなトラブルがあって、それをどう処理したかという事例が多く書いてありました。また、当時長崎に住む英国人のために英国人が新聞を作っておりまして、その中に外国人の目から見た当時の色々な事件がかかれています。それらは長崎の図書館にあるのですが、なかなか面白い文献に巡り合えて、そのきっかけを作ってくださった松下先生に感謝しております。自分の関心も含めて、もし今後機会があれば、そういう昔日本であったメディエーションの歴史というのも何かお話できればなあと今ちょっと思っています。

稲葉　どうもありがとうございます。多分そういう活動というのは凄く大事なことなのです。梅枝さんがおっしゃっていただいたようにリレーションというのは直接的にはアメリカで訴訟が出てきてその中でもう１回対応していこうという、そんな単純ではないのですが、そんな中で出てきた手法なのですが、もしかすると、どの世の中にもこのような違い風習の違いがあったりする中で、生まれたものも当然あっただろうと思います。それを時々に弁証してないだけであって。それから日本のルーツを知ることによって、私たちの知恵をもう１回集約するという作業というのは、ずっとなおざりにされていたかもしれないのです。法律の議論というのは、私たちのもっている物事の知恵というよりも、海外からまたメディエーションが海外から入ってきたと同じような形で使われているわけですから、私たち固有の持っている解決力、僕は和の精神ということだけではないと思うのですが、そういうものをもう１回調べ直してみることによって、そうだ日本人にもこんな知恵があり、こんな力があるということを確認しあうことも凄く大事なことだと思います。今日そのきっかけを、愛媛に出していただいて長崎が報告していただいた。色々な所でそういうものを持ち寄って頂いて、そういうセッションが常にできるようなこと、あるいはそういう研究報告ができること、大学だけに頼るのではなくて実際にやってみるというのは、非常に良いことなのかもしれません。特に愛媛の場合は、日々このＡＤＲ調停という作業をやっておられる方々が、そういうものを見たときに、私たちが見えないもの、一般の市民の人たちが見えないことでもやっぱり見えてくることがある、ということは凄く共感をいたし

ました。どうもありがとうございました。どんなご意見でも構いません。ご感想でも構いません。どなたかおありでしょうか？はい、どうぞ。

谷口　稲葉先生おっしゃったように、新しいモノを取り込んだ時に、その前の状態に対してどのように取り込まれたかという視点は重要でございまして、元文部科学省局長（現・ＪＳＴ）の有本建男さんが、我々の日本人の文化断絶ということを指摘されております。明治維新と大戦、大きく２回、今まで培ってきたものを捨ててしまって、新しいものが入ってきたというそこで断絶を抱えたまま、新しいことだけを取り入れて我々の社会を作ってきたのではないかというご指摘です。

稲葉先生おっしゃった、今の制度に関連したかつてのデータはどうなったのかということを一度定義してということがこれからのセーフティーネットがしっかりしたこれからの日本の社会を作っていく上で重要ではないかと問題提起をされている方も何人かあります。ですから各所でそういう視点で新しいことを取り込むことについては、日本人はそれが取り入れられる前はどうだったというようなことを見ていくような視点をこれから研究の中に入れていただけるとありがたいと思います。

稲葉　どうもありがとうございました。海外から入ってきたものをそのまま受け止めるということは努力がいります。それから本当の腹の底に落ち着くためには、僕たちに合っているものにしかなかなか落ち着かないですが、その辺りの落ち着き所のありかをしっかりと見据えて過去にあった例をもう一回紐解いていく。非常に大事な作業だと思います。どうですか、愛媛の方。コメントを受けて。

松下　はい、ありがとうございました。私どもも昨年の12月に対話シンポジウムでそのことを話した関係で深い考えはなく、調停をしてみて、日本の伝統的な「寄り合い」というものに非常に幅があるということ、又その幅というのはカーテンの折のような折りしろの幅があって、それが非常にゆとりある状態だという感じを持っていました。その幅こそが、お互いを理解する一つの緩衝材となり、そういうものをうまく織り込んでいくときの一つの方法であると思います。先程報告がありましたように、和というものがそこに育ったもの、我々は伝統的に実は隠れてはいるが、各自が引き継いでいる面があるのではないかと思います。だから何らかの形で引っ張り出してくる作業

や工夫をしなければいけません。その工夫がまさに稲葉先生が「対話の技術」とか「対話の促進」とか、そういうところで幅をパワーアップしてもらっているのではないかと思います。それを我々がよくその幅の科学をしっかりと身に付けなければならないと思います。そこで中野さんもおっしゃられたように、現代的に工夫をしないといけません。そういうものがあるというのはわかっている、それの工夫をするという、それから谷口さんのほうからお話ありましたように、整理を先ずしなければ工夫の方法が分かりません。その方法は非常に今日宿題を頂いたような感じがします。それをもう少し整理をどのようにすればいいのか、どういう観点でやればいいのか、そのためには梅枝さんから頂いたような、本当に深い部分の史実に基づいて整理をしてみたいと思います。これは今日からの我々の宿題になるかもしれませんが、そのような宿題をもらって帰ろうということを感じております。

稲葉　はい、非常に大きな色々な問題があると思いますが、今聞いていて、今までアカデミックで出来ていないことが、こういう実践をしていく中でひとつの関心をもたれて、周防大島に行かれました。こういうことにこそお金を出すべきです。またこれからお話を進めて、これこそお金が付いて本当にそれこそ100万や200万で出来ることで、このようなことにこそしっかり研究をしていただきたいと思います。別に大学の先生が研究をしないといけないのではなく、他の人たちがむしろ協力をして行うのですが、今のような研究であれば本当に皆な一緒になって出来るというもの、こういうものをしっかりつけて研究してもらえるような仕組みを作るというのも、これから大事な作業なのかと思って聞いておりました。さあ、他の方々でも出番は、終わりましたので(笑)、もうどうでもいいという感じになってきていそうですけども、どうでしょうか。他の方でも結構です。次の出番の稲村さんとかはどうですか。次の出番のことで頭がいっぱいなっていすか。どうでしょうか、一言ぐらい。

稲村厚(ＮＰＯ法人 日本メディエーションセンター)　はい、さきほどマンションの話が出ておりましたが、最近考えていることがあります。ひとつの課題があってそれをグループで評議をして、討議をして作り上げていくという作業がありますよね。そのときにコンセンサスという、多数決ではなく、また単独者の誰かの決定でもなく、十分話し合いをして合意をして決めていくというやり方。これはメディエーションそのもの

だなと思います。今までメディエーションの考え方というのは１対１の当事者がいて、第３者が入って当事者の考えを調整していくあるいは方向付けを変えていくという作業という捉え方をしていましたが、逆に考えてみるとグループの単位をずっと縮小していくと、３人というグループになりますよね。メディエーションの世界は、その３人のグループで１つの課題を問題としている課題を解決策を見つけるという作業ではないかという気がしてるんですね。そうすると寄り合いの話というのはメディエーションそのものでその縮小型が３人のメディエーションではないかと思えてきます。我々日本メディエーションセンターでこれから行うセッションは、裁判員制度の評議に焦点を当てていますが、実は評議というのも同じような考えがもてるのではないかと思ってまして体験学習的にやってみたいと考えております。ですからすごくつながりをもった形でセッションをしていただいて、うれしく思っております。是非この後も帰らないで、参加していただくとうれしいなと。以上です。

稲葉　どうもありがとうございます。今おっしゃったことは別にこういう日常生活上のトラブルであるとかだけではなく、実は今日も少し申しましたように、科学技術という講座を僕はやっていますが、科学技術について社会の人たちはどう対応するのかということも非常に大きなコミュニティと対話しなければならないのです。その基礎はトライアングル、三角形の形が沢山あるという形というふうに僕なんかは捉えて、実は入り口に置いてありますこの“Interface Humanities”というＣＯＥのニューズレター06号のところで僕がまさに書いているところがあります。簡単には分断できないところがありました。評議のような10人以下ぐらいのときにするとか倫理委員会などの場合だったら比較的見やすいのですけども、例えば100人とか200人になったら、いったいどうすればいいのか、というのはもう一つ出てくるかも知れません。今、稲村さんがおっしゃったような１対１のコミュニケーション、紛争だけではなくて、もっとメディエーションが出来るというのは、色々なところで利用が出来ると思っております。どうもありがとうございました。前のセッションが稲村さんのところにつながる様に作っているのではなく、稲村さんが繋げたのだと思います。どうもありがとうございます。他にどんなご意見でも構いません。愛媛で行かれた方でまだちょっと言い足りないというような方々いかがでしょうか。どうでしょう。工藤さん、どうぞ。

工藤康博（行政書士）　愛媛和解支援センターの方々には、昨年の対話シンポジウムの際には大変お世話になりました。あらためて御礼を申し上げます。

さて、今回の報告を伺いまして、愛媛和解支援センターとしてはまたひとつ大きなテーマに取り組まれたなという感想を持ちました。

実は、これまでの私は、調停というものに関して、ひとつの割り切ったイメージを持っておりました。どういうことかと申しますと、調停というものが日本の文化に直ちに合うかどうかを考えなくてもよいのではないか、アメリカで生まれたメディエーションを日本で育てるというやり方でもいいのではないかという、かなり割り切った考えを持っていたわけです。例えば、デジタルゲームというものを考えてみると、あれはアメリカで生まれて日本で育てた、今や日本が世界に対抗しうる貴重なコンテンツ産業であるといわれています。そうであるならば、メディエーションも、たとえアメリカ生まれのものではあっても、我々が日本で育てて世界に返してやればいいのではないか、そしてそれは十分可能なことなのではないか、そんな考え方をしてきたわけであります。

しかしながら、紛争解決というものの全体を考えるときには、おそらく、今、愛媛和解支援センターの方々が取り組まれているような日本古来の紛争解決方法をも研究し、そして、例えば、寄り合いの中でどんな争いをどのように解決してきたのかというようなことを検証し、その成果を積み重ねていく、という方向が確かに必要になるのではないか、そのような気持ちも生じてまいりました。いずれにしましても、私にはちょっと思いもつかないような、大きなテーマに取り組まれているような感じがいたしました。

今後も是非がんばっていただいて、成果をあげられることを期待しております。

本日は、どうもありがとうございました。

稲葉　決して工藤さんだけがというだけではなく、この地域から日程の中で辿り着かれたということですが、それぞれの地域が色々な方法でしていけば良いと思っています。今、工藤さんのお話を聞きながらこのメディエーションというものの原点への帰り方がいくつか今回示されたと思っています。１つは哲学カフェのような対話とは一体何なのだろうか、という非常に根幹的な交流に対してしっかり考えるということ、知っていることを知っているという形での問いではなく、知っていることをもう一度

本当に知っているという形で問うていく方法です。これも１つの原点に帰る方法だと思います。僕は非常に感銘を受けました。それから今日の午前のような長崎の生活がわかる原点、つまり実際の事件を受けて何か解決しよう、組織の中でこれをどのように反映させることが出来るだろうという意図ではなく、むしろ現場でそれぞれの、その人たちが本当に地道な活動を行っているという形です。そこでみんなが集っていくという形の多分原点に帰る方法としては十分にあるのではないかと思います。もう１つこの愛媛が行って頂いたのは、こういう方法で、グループを尋ねてみる。そこに私たちが忘れていたものがある。そして忘れていたものはちょっと見てみると、リレーションの中にもあったということで、ともするとリレーションすることや解決ということに、非常に拘っている自分たちの、もう１回原点に帰るというそういう方法論なのだと思います。今日は３つのグループでした。いろんなメディエーションの仕方はあると思います。これから行う日本メディエーションセンターの議論も、多分この日本の中で凄く大事なことだと思います。それから昨日の午後行いました教育の現場でどうするのか、行政からどうしていくのかというアプリケーション、つまり応用編をどうしていくのかということが、これから必ず出てくると思いますが、昨日の午前とか今日の午前、今日の午後のようなメディエーションの原点への帰り方をどのように僕たちは行っていけばいいのかというものが出てまいりました。今日のような方向がすごく地道でかつズシンとくるような企画だったのではないかという気がします。もうあとお一方、お二方のコメントを頂いて、最後にはもう一度松下さんにマイクを渡して、これからどう変えようとされているのかということをちょっとコメントして頂いて終わりにしたいと思っています。もうお一方かお二方どうぞ。

高岡俊明（長崎伝習所メディエーション研究塾）　高岡と申します。ちょっと今の質問から話が飛びますが、実際にコンピュータを使っていて感じることとちょっと似ているお話だけを少し。皆さんはワープロというと、「ワード」を使っておられるとことと思います。ご存じの方もいらっしゃるでしょうが、もともと「一太郎」というワープロがありまして、この「一太郎」というのは原稿用紙の文化です。それに対し、「ワード」というのはタイプライターで打ち込むという文化なんですね。日本の文字って「ワード」では、申し訳ないけど非常に使いにくい。なぜならば原稿用紙じゃないんですね。もともとアメリカの人たちは真っ白な紙に、タイプライターで文字をたたいてい

たんですね。それに対して、日本の人たちは原稿用紙に縦書きで書いていた。だから、使い勝手がとても悪いんです。それで例えばエクセルを原稿用紙がわりに使うという、欧米ではまず考えつかないような、とんでもない発想をするわけなんですね。

私が最初に使ったワープロは、一太郎の初期のものなんですけども、なぜ日本の人たちは日本語にふさわしいワープロを持とうとしないんだろうかということを、ずーっと疑問に思っているんです。

今回の例えば「メディエーション」とかという言葉を聞いたときも、なんで日本語じゃないんだろうとまず思ったんです。日本語では何というのかと考えてみたんです。そうすると、「中庸」とか「道（タオ）」という概念が思い浮かびました。要するに道というものは、もともとないんだけど、みんなが歩いていくうちに道になる。その道ができるプロセスが、「メディエーション」の概念のような。そういう考え方がピタッときたんです。

使う用語にしましても、アメリカに追随するのではなくて、先ほどの「寄り合い」という言葉も出てきたと思うんですけども、もうすこし日本の特徴に合ったもの、そういったものを自覚しながら受け入れていかないと、日本の流れには定着しないんじゃないかと思います。日本に従来ある概念からのアプローチというのが、やっぱり日本の中で根付いていくには必要なのではと思います。

日本語ワープロとしてみんなで「一太郎」を使おうじゃないかという動きもあったと思うのですが、マイクロソフトに牛耳られて、ワープロといえば「ワード」になってしまった。それで困ったのは、日本語を使っている私たちですよね。「メディエーション」の考え方を日本に定着させるには、日本の人が困らない、日本の人が使える仕掛けが必要だと思います。

稲葉　どうもありがとうございました。それは本当に外国のものを日本に入れるという時に、どのような形でするのかというのはずっと議論をされているところです。これもメディエーション・調停というなかでもう１回しっかりやらなければならならない。これも当然原点に帰りたいと思います。今でこそメディエーションといっていますが、この名前が定着するには実は少し時間がかかりました。僕が知っている限りにおいては、昔マンハッタンでレビン小林久子さんという方にお会いしました。レビン小林久子さんのところに、実は彼女のメディエーションセンターでメディエーション

を見せて頂いて、全くその日本で思っているような情景とは違うということに気づきました。本当に直進型で調停というような議論ではないですけれども、本当に本音で当事者と話しているのですが、調停人は何も言わずに笑いながら聴いている。本当に聴くことだけに徹するなかで、当事者がある一定の期間話し合えば何か結論が出てくる。自分たちで作り上げるということがあるなかで、見えるわけです。そこでレビン小林久子さんと振り返りながら議論したのは、もう調停という言葉は使わないで、メディエーションという言葉を使いましょうという話しをした覚えがあります。そこでメディエーションという言葉でだいぶん広がったという経緯があります。これは非常に新しい考え方を外に示すために非常に良かった、効果があった。ところが今度は、そうすると経済産業省の資料を見て頂くとわかりますように、私たちが作った新しいバージョンは英語を非常に少なくして、メディエーションというのではなく、むしろ調停という言葉である、あるいはポジションとかインタレストというような言葉を、どちらかというと日本語で、例えば本音と建前のような言葉に置き換えました。置き換えたときに出てくる問題は、アメリカの「ポジションとインタレスト」と「本音と建前」がちょっとずれているのです。こういうズレに気付く、言葉を置き換えることによってズレに気付いていくという作業は、すごく実は大事な作業なのではないかと思ってます。これも1つの文化を日本に入れて、その日本からまた探していくときに常に出てくる言葉の問題なのです。この問題も考えてみると非常に面白い議論で面白いだけではなく非常に大事な議論で大事にしたいと思っています。ここでもう3時になりましたので、実は次の稲村さんたち日本メディエーションセンターがやって頂くものは少し場所を変えなければならないということで、休憩を実は時間をとってなかったので、最後に松下さんから今後について少しコメントを頂いて、そこでちょっと10分ほど休憩をとりたいと思います。またどちらに移動して頂くかということを申しますので。それではよろしくお願い致します。

松下　それではパネリストの方も、まだ少し言い足りない部分もあるのだろうと思いますが、私の方から、ここ半年間色々な方々に関わってきました。先程も言いましたように、話を聴く、その問題点だけではなく色々な話を聴くということが結局は解決の早道ではないかと思います。それも途中で端折ると何かしているとまた元に戻ってしまうというふうなことが現状としてよく起こります。したがって本当に無駄なよう

でも本当に辛抱して聴くということがやはり非常に大事だと思っています。それから聴くときに、聴くのは調停人が聴く事によってではなく、相手方が聴くということが大事です。対馬の「寄り合い」のように当事者がそこに同席して延々と話すというそういう仕組みでの調整の形を選んでいくことが、非常に大事なのではないかと思います。今後もそのことはずっと持ち続けていって長崎の伝習塾さんが、底辺の広がりを大事にしておられるということを報告いただいて、今改めて我々愛媛和解支援センターもそういうお互いの「対話する」ということをひとつの頂点として、全体の会合が行われているということ、又先程頂いた宿題を出来ればもう少し何らかの形で整理をして、そしてもう少し深めて行きたいと思います。それとこのような報告する機会・情報交換としてこの大阪大学での第5回シンポジウムは1つの集約だと思いますが、来年からこのシンポジウムはどのような形になるのか、このような交流の場がないとお互いに切磋琢磨しあったり、あるいは多少褒めてもらって、乗せられるというようなそういう場所もなくなりますので、ひとつそのあたりのところをお願いしまして、我々は本当に思いつくままの発表でしたが、皆さんにご意見や感想を頂きたいと思います。どうも本日はありがとうございます。(拍手)

稲葉　前回の第4回の対話シンポジウムin愛媛のときも、本当に大きな形でやって頂きました。その後2、3ヶ月は殆ど立ち直れなかったと伺っています(笑)。シンポジウムって結構疲れます。それをここまで持ちこたえて、また次の方向付けをして頂いたということで非常に感謝をしたいと思います。あるいはそのことに敬意を払いたいと思います。今日の宿題とおっしゃいましたのは、もしかすると1つだけではなくて、もう1つ「寄り合い」という同じ言葉がきちんとどんな風に使われているのか、どんな実態があるのかということを、例えば大阪大学で調査して頂くかどうかは別として、少しみてみるということも作業は続けていって頂ければありがたいと思います。是非そういうものも宿題とは言いませんが、継続して情報発信していただきたいと思います。それから5名の方にもう一度だけ拍手をして終わりたいと思います。(拍手)

哲学カフェは対話文化のなかでどのような役割を果たすのか

Café Philo

第５回対話シンポジウムにおいて、Café Philoは「哲学カフェは対話文化のなかでどのような役割を果たすのか」というテーマのもと、共同で口頭発表を行った。

Café Philoとは、2005年４月に大阪大学大学院臨床哲学研究室出身メンバーが中心となって発足した団体であり、カフェのような身近に集まれる場所でひとびとが対話し、ともに考えを深める活動を推進している。現在、われわれは「哲学カフェ」と呼ばれる哲学対話ワークショップを中心に活動しているが、街の喫茶店を使って対話するだけでなく、絵画、ダンスを鑑賞した後、育児サークルなどの既存の活動やさまざまなイベントとともに哲学カフェを開くなど、ひとびとが対話に参加しやすくなるための工夫をおこなっている。また、その他の活動としては、実際に高校などに出かけ授業を行ったり、われわれ以外の対話推進や支援活動を行っているひとびととのネットワークづくりなどにも取り組んでいる。

哲学するという営みは、そもそも専門家や学者に限られたのものではなく、社会のなかで生きるすべてのひとびとに開かれているはずである。それゆえわれわれはこのような活動を通して、その場に参加した人びと、居合わせたひとびとどうしが対話をし、他人とともに考えること、またそのプロセス自体を楽しむことを重視している。さらに、そうした場が常に社会のなかにあるということが、対話文化の広がりにとって重要な事柄であると考えている。

さて、以下の論文は、大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」研究報告書2004-2006（第８巻「臨床と対話」）に掲載したものである。発表においては、ヨーロッパにおける哲学カフェの紹介とわれわれが実際に行っている活動を中心に報告をおこなった。この論文おいてはそうした点に加え、哲学カフェを社会的実践と活動の観点から理論的に考察をし、また哲学カフェが社会のなかでどのように位置づけられるのかという点について考察をしている。この論文において述べられていることは、シンポジウムでの発表内容と重なるところが大きいだけでなく、シンポジウムでは触れることのできなかったより詳細な内容にまで踏み込んで検討を試みている。以上のことを踏まえ、シンポジウム発表内容に代わり、若干の修正を加えた論文全文を転載する。

哲学カフェ探究
活動とインタフェイス

Café Philo
本間直樹（代表）、
高橋　綾、松川絵里、樫本直樹

序

本稿は、「哲学カフェ」を「ともに考え、議論する」という哲学の社会的実践、新しい活動のかたちとして描くとともに、この哲学的議論の実践・活動が、それ以外の活動のインタフェイスとして果たす役割の可能性について考察する。まず、フランスにて開花した哲学カフェの歴史と形式（1）、そして、哲学カフェの社会的背景（2）について簡単に述べ、次いで、社会的実践と活動の観点から哲学的議論および哲学カフェを考察する（3）。さらに、実際に行われている実践例を通して、哲学カフェが活動としてどのように人々のなかで営まれているのかを具体的に考察する（4）。最後に、これまでのまとめと、さらに広い社会的観点から哲学カフェの活動がどのように位置づけられるのかについて論じる。

1．哲学カフェについて

1－1．哲学カフェの歴史

哲学カフェは、フランス・パリで偶然に生まれた。哲学カフェの創始者といわれるマルク・ソーテ（Marc Sautet）は、1992年のある日、彼の仲間とともに、当時ドイツやオランダで試みられ始めた「哲学カウンセリング（哲学相談室）」について計画を練るために、このカフェに集まることにした。当日、彼らがカフェに行くと、「ここで哲学討論会があるらしい」というラジオ放送を聞きつけた人たちが集まっていた。そこでソーテが即興的にアニメータ（進行役）を演じたのが、哲学カフェの始まりである。その後、哲学カフェはパリから世界各地に広がり、アメリカ、ドイツなど各地に定着

していく。(Sautet, 1995=1996, 1998)

「哲学カフェ」は、欧米に広まっている「哲学プラクティス」(philosophy in practice)と呼ばれる諸活動の一形態として位置づけることができる。「哲学プラクティス」とは、専門家や研究者のみによって独占されるものとしての哲学ではなく、広く社会のなかで実践される哲学のあり方を模索する運動であり、哲学書に記された言葉、既存の知識から出発するのではなく、対話の参加者が日々の生活や社会について考える問題から哲学的な対話を始めることが共通する特徴である。ソーテが始めようとしていた哲学カウンセリング(哲学相談所)は、1981年ドイツにおいて哲学者のアーヘンバッハによって創始されたと言われている。哲学カフェは、偶然の成り行きによって哲学カウンセリングから派生し、しかも、哲学カウンセリングよりも急速に世界に広がった。日本では、2000年前後から、ソーテの活動を知って関心をもった人々や「哲学プラクティス」に関心をもった哲学研究者によって、哲学カフェが行われるようになった。

1－2.　哲学カフェの形式

現実に行われている哲学カフェは実に多種多様であるが、哲学カフェの最小限度の共通要素として、(1)場所、(2)議論のテーマ、(3)進行役(animateur／facilitator)があげられる。

【哲学カフェが行われる場所】

哲学カフェが行われる場所としては、カフェ、図書館、研修室(セミナールーム)、書店、地域のコミュニティルームなどがあげられる。基本的には誰もが自由に出入りできる場所であり、飲食が許されており、堅苦しくなくリラックスして議論のできる場所であることが求められる。参加者の参加形態としては、途中の出入りが可能な任意の参加が原則であり、参加費は特になく、カフェなどでは参加者は飲食費のみを負担することがほとんどである。

開催形式としては、カフェや公共空間でおこなわれる独立型の哲学カフェとともに、映画上映やダンスワークショップ、展覧会などの後や(フランスの「シネフィロ」、日本での「アート哲学カフェ」)、研究会などのイベントのなかで行われ、そのイベントと関連あるテーマについて議論するイベント寄生型の哲学カフェの二通りがある。

【テーマ】

哲学カフェでは、その日話し合われるテーマが問いの形で提示されることがほとん

どである。テーマや問いはあらかじめ進行役などによって決められ、そのテーマに関心を持った参加者が集まる場合もあれば、当日、その場で参加者によって提案され、決められる場合もある。

哲学カフェのテーマ、問いの特徴として、特殊な知識を持っていないと答えられないような専門的な問いは避けられる。また、「ハウツー」的問い、経験則の応用や実験によって答えられる問いはふさわしくない。1．日常生活と関連するもの、2．誰もがそれについて考えられることができるもの、3．人間に関わる普遍的で根本的な問いであること、が望ましい。[1]

応用型の哲学カフェとして、物語、絵画、映画、ダンスなどを鑑賞した後で、それらの作品のなかにテーマを読み取り、それについて議論する哲学カフェも行われている。この場合、テーマや問いは言葉ではなく、作品を通して提示される。

【進行役のいくつかのタイプ】

哲学カフェにとって、進行役の役割はきわめて重要である。進行の仕方は一通りではなく、参加者やテーマ、行われている国、文化や進行役の個性などによって進行の方法は異なる。

フランス型（ソーテとその後継者）の進行役の場合、一人一人の発言者と進行役の問答が中心となる。発言者は参加者全員に向けてというよりも、主に進行役にむけて話しかける。進行役は、発言者のそれぞれの意見に一つ一つ反論したり、一緒に考えたり、他の発言者の意見との関連を解説したりする。この場合は、進行役と発言者の一対一の討議、進行役を要にした一対多の議論形態がとられる。他には、いわゆる「ファシリテータ」に徹する進行役も見られる。このタイプの進行役は、自分では積極的な意見を表明せず、あくまで発言者の発言を助けたり、発言者どうしの意見を噛み合わせたりして、参加者どうしの対話を促進させることに中心をおく。その他、上記二つを明確に区別することなく混在させる者、議論をコントロールしない、マイクを回すだけで、整理も介入もまとめもしない放任型、また参加者の一人になるか、恣意的な形で介入を加える進行役もいる。

---

1 ――― 著者たちが最近行った哲学カフェのテーマについては、
http://www.cafephilo.jp/activities/activities_cp3.html を参照されたい。

2．哲学カフェの社会的背景

2－1．欧米における哲学カフェ

哲学カフェが偶然に生まれたとすれば、それはどのような条件のもとでそうなったのであろうか。その条件の一つに、「カフェ」のもつ社会歴史・文化的背景があげられる。何よりも、ヨーロッパの十七世紀後半から十八世紀において、「市民社会」（市民的公共圏）の成立においてカフェが果たした役割を無視することはできない。[2]

哲学カフェ「発祥」の地
「カフェ・デ・ファール」
（パリ、バスティーユ広場）

また、パリが培うカフェ文化の土壌があったことも無視できない。パリには、映画の上映と討論を行うシネクラブやシネマカフェ、詩など文学作品を朗読する文学カフェなど、芸術を中心に人びとが集まり、交流を行う複数の活動が数多く存在している。新聞や公共ラジオなどのメディアにおいて、芸術と哲学に関する批評が政治・経済と同等に扱われているというメディア的環境があること。そうした環境のなかで、文学とも関連の深い哲学を論じるために人びとが集まったということ、また精神分析の影響の根強いフランス文化のなかでは、哲学カウンセリングは受容されず、むしろ哲学カフェの方が新鮮に受け止められたことは当然の成り行きであったように思われる。[3]さらに、こうした哲

2 ――― ハーバマスによると、十七世紀にロンドンに登場した「コーヒーハウス」やサロン、会食会は、「社会的地位を度外視する社交様式」あるいは「対等性の作法」（が出現したこと、教会や国家の権威から自由に討論し、すべての人が討論に参加できるような場であった。（Habermas, 1990）カフェでは意見交換や討論、さらには、その議論の内容を伝える政治新聞に媒介されながら、国家との対抗関係のなかで、公的なことがらについての議論が形成され、「政治的公共圏」が誕生した。

3 ――― フランスにおいては、こうした市民活動としての哲学カフェは、マスメディアによる好奇の目と非難に晒される。また、エドガール・モランなどの例外を除いて、フランス哲学界においては黙殺される。しかし最近では、哲学研究者を招いての議論、国営ラジオ局を通じての実況放送などの新たな試みも続けられている（パリ、ダニエル・ラミレズなど）。

学カフェの流行が、国家や文化圏を単位とするのではなく、「都市」を単位として飛び火的に広がったことも注目されるだろう。ソーテの活動を基盤にして作られたウェブサイトの「リンク集」を見れば、ヨーロッパの各都市に飛び火的に広がった哲学カフェの様子を伺い知ることができる。(4)

上記のヨーロッパのカフェ文化とは異なったアメリカでの新展開にも少し触れておこう。『ソクラテス・カフェにようこそ』の著者、クリストファー・フィリップスは、(哲学教育を大学で受け、学位をもった)哲学者ではなくフリーランスのライターであり、アメリカ国内を歩き回りながら各地で「ソクラテス・カフェ」を開いている。(Phillips, 2003) 彼はソーテとは異なり、大学の研究者と積極的に交流するともに、カフェ以外のさまざまな場所（老人ホームで、デイ・ケア・センターで、刑務所で、ホスピスで）で哲学の議論を行っている。ここに貫かれているのは、社会の民主主義的な構築という目標のために哲学は必要であるという信念と「哲学的な奉仕活動」への意志である。民主主義と教育の徹底を説くジョン・デューイの影響下、「子どものための哲学」のプログラムを創始したマシュー・リップマンのもとで学んだ経験があり、ソクラテスを人生の模範とするフィリップスの姿は、「哲学カフェ」の一面をよりラディカルに実践する例として注目される。

2－2　日本における受容と実践

日本における哲学カフェの「輸入」は、まずはソーテの著書が翻訳出版されることから始まる(1996年)。そして大学の哲学界のなかで、哲学プラクティスに関心をもつ研究者が、哲学カフェを開始する(2000年)。またソーテの書を読んで哲学カフェを試みた人たちが現れる(2001年)。これらの動きは現在までも続いている。なお、ここでは出版界と大学が普及の役割を果たしている点が特徴といえる。

他ならぬ筆者たちも、大阪大学臨床哲学研究室を中心に哲学カフェの実践に当初から参与するほか、フランス、ドイツ、イギリスの進行役との積極的な交流を行ってい

4 ―― 各都市の哲学カフェ活動についてのURL紹介。フランス／パリ（"Philos"www.philos.org/index.html)、ベルギー／ブリュッセル(users.skynet.be/sky80245)、イギリス／クロムフォード、(dialspace.dial.pipex.com/l.j.hurst/cafephil.htm)、スイス／バーゼル（www.viavia.ch/philosophes/)、ドイツ／デュッセルドルフ（www.cafephilo.de/）ドイツ／ベルリン(KopfwerkBerlin.de)、日本／大阪　実験哲学カフェ（tetsugakucafe.jp/)、カフェフィロ(www.cafephilo.jp)

る。以下の考察は、こうした実践を通じて得られた知見も交えて行われる。[5]

3．社会的実践と〈活動〉としての哲学カフェ

哲学カフェは、カフェなどの社会空間において行われる。そうした事実だけをもとに、哲学カフェを「実践」とみなすことはもちろん不可能ではない。しかし他方で、大学に代表される「知」の空間と哲学カフェのような社会的活動とを「理論」と「実践」という対立のもとに抽象的に考察することは様々な理由から有効とは言いがたい。本章では、哲学カフェの活動を正当に評価するために、「実践」という観点の重要性をあらためて確認した後に、哲学カフェを「社会的実践」および〈活動〉として位置づけることを試みる。

3－1．実践について

【実践の定義】

社会科学などの分野において積み重ねられた「実践」に関する議論を踏まえ、まず実践とは何かについてごく簡単に述べておこう。以下において問題の焦点となる実践とは、つねに身体と状況をともないながら知を生み出し、運用・伝達する行為一般のことを指す。それはいわゆる理論（テオリア）に対置されるものとしての実践（プラクシス）ではない。知識なしの実践はあり得ず、逆に、知識を駆使する理論の構築も知識の運用という点において実践の一形態であるとみなされる。

【遂行される知識】

G・ライルは、実践における知のあり方を二つに区別する。一つは“knowing that”（～ということを知ること）と呼ばれ、事実や命題、規則を事実内容として知っていることである。もう一つは“knowing how”（やり方を知ること）と呼ばれ、それを使いこなして、ある事柄を遂行することである。チェスという実践において、名人は

5 ―― 筆者たちによる哲学カフェの活動は、2000年、大阪市「應典院」における哲学カフェ開催に始まり、以後、大学の「研究室」から独立して哲学的対話を推進する組織「哲学コミュニケーション kikumimi」を発足（2001年）、2005年4月に「Café Philo（カフェフィロ）」（代表本間直樹）として改組し、哲学カフェのほか、カフェ以外の場所での哲学の対話ワークショップ（「ソクラティクメソッド」や独自に開発した対話ゲームを用いた対話）、「こどもの哲学」に取り組んでいる。（www.cafephilo.jp）

チェスのルールや定石、過去の対戦を知識として知っており、それを実際のゲームのなかに「適用」するのではない。名人は定石やルールをいちいち参照して、そこから次の一手を繰り出すのではなく、実践という単一の行為をうまく行っているだけである。ルールや定石という“knowing that”が先にあり、実践はそれを適用する場所なのではない。むしろルールや定石の方が、実践のなかから浮かび上がるものである。チェスが上達したいと望む人は、“knowing that”だけを蓄積しても無駄であり、むしろゲームをすることのなかでそれを学ぶことが必要である。「実践に知識を応用する」という言い方は適切ではない。むしろ、知識は実践と一体であるか、実践から取り出されるものである。(Ryle, 1949, p.27)「行為の効果的な実践が、むしろ実践のための理論に先行する。」(p.31)

【実践の共同性】

実践に関するもう一つの論点は、実践は一人ではなされないということである。それは、同じ行為が複数の人々のあいだで単に繰り返されることを意味するのではなく、たとえ一人で行われても、それは他者に向けてなされているという意味で共同的なものである。[6] ところで、この実践の共同性は、ある規則に合致して行為することが、一人ではなされ得ない、という意味での抽象的な共同性を意味するだけではない。こうした共同性を構成する他者や人々は抽象的に想定される存在ではなく、ともに発話や行為が遂行される場と身体と歴史のなかに具体的に状況づけられている。いかなる実践もそれに先行する状況に対する応答である。

【社会的実践と学習】

こうした具体的な社会状況のなかで行われる実践は「社会的実践」と呼ばれる。人はあることを共に行うなかで、知識を共有する。お茶を飲む、椅子に座るという、取るに足らないような些細な行為でさえ、それに対応する知識を含んでいる。共に行うことは、学ぶということの原点であり、すべての社会的実践の基本となることがらである。ところで、「知識」と「教育」を考える文脈において、学ぶこと／学習とは自分の外にある（身体と場所を持たない）情報や知識を個人が「摂取・内化」することと捉えられがちである。情報や知識は、本や教える者の頭のなかに存在し、学ぶ者はそれらから与えられる知識を受け取るだけの受け身の存在とされている。

6 ――― 規則と行為に関するヴィトゲンシュタイン以降の議論、Kripke(1982=1983)などを参照のこと。

これに対して、近年、学習を「社会的実践への参加」という観点から捉える試みがある。(Lave&Wenger, 1991) 何かを学ぶこと、何かができるようになることは、身体・場所・歴史を持った社会的実践に「参加する」プロセスである。いかなる知識も、身体とともにある場のなかで発揮されるものである。学習において問題となるのは、個人が知識をいかに効率的に「内化」するかではなく、ある実践に、他人とともに「参加」すること、そのなかでまわりの人々や学習の資源との関係をどのように組織し、変容させていくかということだと捉えられる。

社会的実践の観点を導入することによって、概念操作や論理的判断など知的と見なされる活動から、技術あるいは身体運動を駆使する活動まで幅広く実践として捉えることができる。社会のなかで実際に展開されているどのような実践を見ても、必ず実践の場と実践への参加者からなるコミュニティがあることが分かる。会社や研究機関、哲学カフェ、育児サークル、趣味の集まり、インターネットを介した情報交換もそのような「実践コミュニティ」(Wenger, 1998) に数え入れることができる。このような実践コミュニティの特徴としては、専門化あるいはオーソライズされた知識と技能が共有されていること、評価のシステムが確立していること、実践を媒介する人工物(発行物、教室) があり、コミュニティへの入口と出口 (メンバーシップ) がはっきりしていることをあげることができる。(7)

3－2．実践としての思考と議論

【よき議論を営むという実践】

「哲学」は、その歴史的展開のなかで、様々な人々によって様々な形態をもって実践されてきた。例えば、古代ギリシアにおいてソクラテスは、思考を吟味することを「対話」において実践し、いかなる文書も残さなかった。そして、対話を書き、読むことを通してともに考えるという実践を歴史的に拡張したのはプラトンである。(8)

---

7 ――― 社会的実践への「参加」の観点においては、参加の具体的な手がかりや媒介となる状況の細部、そして参加によって生み出されるもの(媒介物)に関する視点が重要となる。とくにウェンガーは、「参加」と「物象化 (reification)」は相互補完的な関係にあると述べている。(Wenger, 1998, Chap.1) 実践の物象化の例として、道具、シンボル、物語、用語、概念があげられているが、大学や学会の研究活動においては、雑誌などの発行物の果たす役割が極めて大きく、これを通して正統な知識、評価、メンバーシップが確立されている。

8 ――― ソクラテスと「ソクラテス対話篇」成立の歴史については、納富 (2005) を参照のこと。

口頭のものであれ、文書を介したものであれ、対話あるいは議論を遂行するなかで、思考を吟味しながら展開することは、哲学の実践を特徴づけている。なかでも学問としての哲学は、人々のあいだでなされる誤った推論や思考過程を見分けるという動機と営みにその起源の一つをもっている。アリストテレスに由来する「論理学」の生成とその役割もその一つである。論理学は議論において遂行されるべき推論の形式化と体系化を目指した。しかし、ライルの指摘するように、「人々は彼［アリストテレス］の論理学を学ぶ以前から、いかにして誤りを避け、いかにして誤りを発見するかということを知っていた」のであり、私たちは論理学の規則に直接言及することなしに、実際に議論をしている。(Ryle, 1949, p.30) むしろ、論理学の形成ともに、それによって形式化されたもの(知)をいかに実践するかという、問題が派生的に生じ、同時に、形式化された知をまず身につけ、それを間違えずに使用する、という「教育」の課題も生まれたのである。しかし他方で、議論するという実践を出発点に考えるならば、そもそも、「正しい思考過程」(推論・論証) を抽出・確定したうえで、それらをあることがらに適用することだけで事足りるのではなく、実際の議論の遂行において正しく考えることがより重要な課題となるはずである。[9]

【文書を介した議論】

ところで、「概念」形成と思考過程の形式化は、議論されるべき問題を適切にマークし、継続してより精緻に考えるために必要となる手続きである。学問としての哲学は、この手続きを精緻化・複雑化することによって、「専門性」の要求される実践を生み出し、「哲学研究」という実践を分化させた。ここで「書く」という実践の導入が果たす役割は極めて重要である。ともに考え議論するという実践は、文書を書くという実践形態を通じてそれ自体で自律した営みとなり、公開文書を通しての議論 (論文作成とその評価) や、(誰と話すこともなく) 読んで考えるという「読書」という実践へと展開する。言うまでもなく、文書を介した議論という実践のあり方は、「学問研究」の自律的な活動にとって必須のものである。

9 ―― 近年、「論理的思考」「批判的思考」が再評価され、多くの出版物が出されているのも、こうしたことに対する反省がなされていることを意味しているだろう。野矢 (1997)、伊勢田 (2005) など。これらの「トレーニング」は何かに活かされることを想定されていることは間違いないが、いつ誰に対してどのように活かされるべきかが二次的なこととして扱われている。実践の状況がさほど重視されていない、というこの事実は注目に値するだろう。

【議論のレパートリー】

すべての哲学の概念や理論は歴史的に形成され、議論され、文書を通じて伝達されてきたものである。哲学の歴史を学ぶことは、哲学のテーマに関する非常に豊かな議論の「レパートリー」を身につけ、それを新たに現在において新しく活用することを学ぶことを意味する。つまり、哲学の議論に熟達した者であれば、これら概念や理論について単に知っている（知識を所持している）だけでなく、それらの知識を議論のレパートリーとして時と場合に応じて自由に変形し、活用することができる。ライルによれば、議論に熟達した者は、機械的反復を行うのではなく、「かつて一度も構成されたことのないような種類のもの」、「知的革新」を自ら遂行する。例えば、「不明瞭な形で提起された論点を改変する用意がある、多義的にならないように警戒したり、逆にその多義性を利用する機会を伺ったりする、容易に反証しうるような推論に頼らぬよう心を配り、反論に機敏に対応し、議論全体を目標に向けて操縦するように構えていることなどもそうした特徴である。」（Ryle, 1949, p.56）[10]

【哲学の議論の特徴】

現在に至るまで「哲学」として語られ、書かれたものを包括的に定義することは非常に困難であるが、少なくとも、哲学の議論を他の議論から区別する特徴として、次の２点：１．人間や世界に関わる普遍的な問いを立て、それに答えようとすること[11]、２．こうした問いと答えにおける、定義や論証のプロセスそのものを常に重視すること[12]、をあげることができるだろう。前者については、議論と思考の対象に議論・思考する者が含まれること、後者については、議論と思考のプロセスあるいは手続きそのものを議論と思考の対象にすること、という点においてそれぞれ自己言及的である

10――― ライルはこうした能力をその人の「性向 disposition」と考える。しかし、田辺（2003）の指摘のように、ライルは、実践の能力を個人のものと考え、共同の実践あるいは状況のなかでの実践という観点から十分に考察していない。

11――― こうした問いかけは多くの仕方で可能である。存在、真理、認識、心、意志、自由、善、愛、規範、正義など。

12――― 例えば、デカルトの「方法的懐疑」やフッサールの「現象学的反省」などをあげることができるだろう。同様に、多くの哲学者はこのプロセスそのものを問題にし、さらにその問題の仕方について論争を繰り返してきた。

ことが大きな特徴となる。[13] このような特徴を備えているがゆえに、哲学の議論は、日常のことがらから抽象的な問題まで、幅広い主題を議論の対象とすることができる。つまり、哲学の議論は、議論される対象の種類や性質によって規定されるのではなく、議論の仕方と営みそのものによって哲学的となるのである。

3－3.「社会的実践」としての哲学とその多様性

【実践への参加】

さらに、哲学における思考と議論を、その実践への参加という観点から考えてみよう。人はいかにして哲学、その思考と議論を学ぶのだろうか。一つには、大学に通い、講義を受け、教員から指導を受け、研究会や学会に所属し、論文を書く、すなわち哲学研究者になるという道がある。またこれとは別に、個人的に哲学書を読み、考え、仲間と議論するという道がある。

社会的実践への参加という観点から哲学研究者の活動を見た場合、論文生産、学会活動、教育における知識の伝授など、そのほとんどが大学というコミュニティに共通する慣習に則ったものである。こうした慣習の存在は、学問としての内容の多様性を保証するうえで不可欠ともいえる。他方で、一般に研究者のコミュニティでは、細かな専門領域に対するアイデンティティ形成が要求され、それによって研究や議論の仕方が制約されるのが特徴である。その限定された、同質なコミュニティのなかで、先行研究をふまえて、自分なりの新しい論点や解釈を出すことが問題となる。学位付与機関や学会は研究に対するオーソライゼーションの機関として機能している。

論文を書くことを中心に据えた研究者コミュニティにおいては、文書を読み書きするという実践が最も重視される。このようなコミュニケーションにおいて特徴的であると考えられるのは、議論の相手として、研究者コミュニティにおける読者という前もって選別された読み手、発話者の分身としての理想的な理解者(「理性的存在者」)を

13――この自己言及性ゆえに、高度な概念操作とその熟達が要求されることがしばしばであり、それがいわゆる哲学の思考の「難解さ」の原因ともなっている。そしてまた、思考の対象と手続きのこの自己言及が、思考を遂行する状況（身体・歴史・場）を無視することの構造的な特徴となっていることにも注意したい。例えば、二十世紀の哲学、現象学と分析哲学はそれぞれ「意識」と「言語」とからなる純粋な自己言及の思考空間を発明したが、後にそれらを状況づける歴史・身体・社会を自らの問題として組み入れることを余儀なくされたといえる。(Rorty, 1982=1985)

想定し、議論は、そうした理想的な読み手たちによるコミュニケーションに対する信頼と期待をもとにして行われる。

【様々な実践形態】

他方で、大学以外の場所で、一人で哲学書を読んだり、他人と議論したり、情報交換するという実践もあり、そこではときに極めて高度な知的活動が展開されるのも事実である。これらは、読書という文化的実践を背景にした、書かれたものを思考の素材とする活動であり、なかには出版物を通じて知的生産の活動へと参加するものもある。近年、インターネットを介した文書のコミュニケーションが、社会のなかで大きな役割を果たすようになり、「インターネット・コミュニティ」における実践の展開が注目されるようになった。「電子掲示板」や「メーリングリスト」という技術により、より円滑な情報交換が容易になり、独立した実践の媒体／空間が登場することとなったが、逆に、身体と発話を通じた交流がないために既存のスタイルをそのまま適用することができず、これらの技術に適応した、新しい議論実践のスタイルが模索されているのが注目される。(14)

【哲学カフェという実践】

これに対して、哲学カフェは上記のような実践と連続するが、異なる新しい実践と参加のかたちを描こうとしている。哲学の実践という点において、哲学カフェは、よき議論を営むという哲学の原点に立ち帰る動きの一つと見なすこともできるだろう。具体的なことがら、日常のことがらを題材と出発点にしながら、ともに考え、よき議論を営むという単純な目的がそこでは追求される。

哲学カフェは、研究者コミュニティでの研究会、教育機関での授業と同様に、「人々がある場所に集まること」を活動の基本としている。しかし、カフェという場所の性質から、参加者の背景や動機は様々であることが想定される。毎回参加者が変わる場合もあり、2時間から3時間ほどの限定された時間のなかで議論を行う。大学での実践のようにテキスト、専門的知識を用いた緻密な議論はこうした制限上難しく、その場で参加者から発せられる言葉だけを思考や議論の素材にすることになる。すなわち、

14——— こうした「ネットコミュニティ」上の実践を支えるものとして、参加者がネット以外で顔を合わすという「オフラインミーティング」がコミュニティ内の円滑なコミュニケーションにとって大きな役割を果たしていることも無視できない。顔と声というメディアがコミュニケーションにおいて特有の役割を担っていることは興味深い事実である。

文書（その読解能力も含む）というかたちで固定された知識をあてにして議論することが極めて困難な状況のなかで議論することが求められる。このように、大学、研究者コミュニティでの実践が、文書中心、文字文化の特徴を持つのに対し、哲学カフェは明らかに口頭文化、「声の文化」の特徴を持っている。[15]

また、声の文化のなかでも、「講演」や「演説」という一方向的な情報伝達とは異なり、哲学カフェでは、参加者全員での議論が中心である。議論への参加も強制ではなく、自発性にまかされている。誰もが発言者にもなり得るし、聴衆にもなり得るという議論空間である。

【参加者の同質性と異質性】

哲学カフェは、ある特定のカフェで継続して行われることも多いが、議論への参加は、継続的なものとは限らず、一時的あるいは不定期な参加が中心となる。このように哲学カフェは、様々な意味において制度化されていない、極めて不安定で一時的な実践の活動であることがわかる。これが「新しい実践のかたち」を意味するとすれば、それはこの実践が単に「新奇なもの」であるだけでなく、研究者コミュニティや、教育機関、「カルチャーセンター」に代表される営利の講座開設と大きく異なり、そのほとんどが自発的かつ自律的な活動によって営まれていることと、（そのために）その活動の評価が、前者のような制度化された組織活動における基準からなされることがない（なされ得ない）、ということにあるだろう。

哲学カフェの活動が描いているものは、メンバーシップが要求され、同質な研究者の間でのみ可能であるような高度な議論ではなく、むしろ不安定で開かれた空間で、哲学的な思考と議論を実践することの新たな可能性である。また、それは知的ニーズを個的に満たすようなサービスの提供でもない。個人が自らの意志に基づいて参加す

15 ――― オングは「声の文化にもとづく思考と表現」の特徴として、1．累加的・非従属的、2．累積的・非分析的、3．冗長ないし多弁的、4．保守的ないし伝統主義的、5．人間的な生活世界への密着、6．闘技的なトーン、7．感情移入的あるいは参加的、8．恒常性維持的、9．状況依存的・非抽象的、をあげているが（Ong,1982=1991,pp.82-124）、哲学カフェにおける発言のなかにはこうした特徴を備えたものも少なくない。
また、哲学カフェにおいても、発言をホワイトボードに書き上げていくというような形で、文字にして書き留めることを効果的に用いる場合もあるが、それも文字通り「その場限り」の補助手段であるにすぎない。

る、「市民活動」であり、文字通り「ボランティア」の活動である。[16]

哲学カフェの参加者は、多様である。多様であるだけでなく、毎回変動する。つまりいつも多様であるとは限らず、あるときには同じ社会的属性を共有する者たちが多数を占めることもある（しかし、議論を通してそのような集団のなかの多様性もあらわになることもある）。哲学の知識の豊かな者、哲学以外の研究者、会場にたまたま居合わせた者など、様々である。参加者の動機も一定ではなく、様々であり、期待されることも様々である。こうした参加者の多様性は、哲学カフェの企画の仕方、つまり、議論のテーマどのようなものにするか、テーマを予め告知するのか、どこで開催されるのか、どういう機会で行われるか(単独開催か、あるイベントに併設されるか)、時間帯、天候などに依存する。しかも、こうしたことは企画する者の予測を裏切ることもある。また、一般に「哲学」という名前に集まる人々が何を期待するのか、ということも状況の一つとなる。さらにそこでは、単純に哲学の議論の「素人」と「熟達者」という対立だけが生じるだけではない。仮にこの対立が生じるとしても、様々に起こりうる対立の一つにすぎない。参加する者たちの社会的属性は様々であるがゆえに、個々の発言のやりとりのなかに、実に様々な対立（年齢、性別、職業、分野）が見え隠れする。

3－4．議論の実践知

【実践を積み重ねるということ】

哲学カフェという状況では、よき議論を営むための「方法論」は存在しない。方法が欠如しているというよりも、方法というものが適切な場所をもつことがない。[17]こうした状況においてよき議論を営むためにおそらく唯一可能なこととしては、議論す

16 ――― 菅と山下（2002）は、「震災ボランティア」の活動を、「市民社会」や「公共性」という理念によって先導されるものではなく、様々な具体的課題に応えていくなかで生成する「市民活動」として位置づけている。5章で述べるように、こうした自発的活動という特徴は、「公共的空間」における議論と活動を考察するうえで重要である。

17 ――― 「方法」が適用されるためには、適用のための地ならし、条件整備が不可欠である。議論の「方法」が仮に存在するとしても、そうした方法が実践されるためには、すでに適切な方法を文字通り身につけた人たち(例えば、思考の訓練を経た研究者)、すなわち実践コミュニティの存在が前提となる。方法および方法論というものを実践という水準に定位して考えるならば、やはり「実践を積み重ねること」によってしか方法は身につかないというありふれた見解に落ち着かざるを得ないだろう。

るという実践を繰り返し、そのなかでよき実践をともに見つけて行くことしかない。哲学カフェにおいては、どこで、どういう人々が、誰に対して、どういう場合に、という状況は、無視することはできない、議論の構成要素となっている。こうした状況を障害や制約として、否定的に意味づけることもできるが、それもまた状況に対する判断の一つにすぎないだろう。哲学カフェは、学問研究へと方向づけられた実践ではないので、学問研究における基準をそのまま適用して、すなわち、実践の外部に位置する基準から評価することは、必ずしも必要ではない。

社会的実践の観点からすれば、人々が実際行うことをその人々自身がそのつどどのように観察し意味づけているのか、を考えることが重要となる。「理性的存在者一般」ではなく、具体的なある人がある状況において考えること、「考えること」を欲している人々が、実際に実践に参加しながら、何を考えるのかが常に出発点となる。

哲学カフェにおいては、一人一人が自分の考えを言葉にすること、お互いの意見をよく聴きながら議論を共同で作っていくことが実践において目指される。そこでは、たとえ一人が緻密な論理を構成したり、哲学史の知識を駆使して概念を導入したりしても、他の人にそれが理解できなければ、そして、議論に貢献できなければ意味がない。つまり、知識をもつ／もたない、が議論を決定するのではなく、より参加者の関心を動かし、議論が活性化されることがより重要となる。

また、哲学カフェは、すでに知っていることの反復、共有されることの確認、自分の話したいことをまず吐き出すことなどから始まる場合も多い。この、いわば議論への助走段階とも言える状態は、見かけ以上に重要なものであり、そこから（主に進行役の助けによって）徐々にお互いの考えをつきあわせたり、違いを確認したりすることが始まる。哲学カフェでは、こうした参加者が自分たちの思考（考え方）そのものに目を移し始める瞬間をどのように作り出すかが問題となる。時には研究会など同じことがらに関心がある人々だけが集まる場所や、属性が同じ人の集団で哲学カフェが行われる場合もあるが、哲学カフェにおいて、個々の発言が出され始めると、その集団で共有されていると思われていることが、その場で改めて吟味され、問い直されることになる。

以上のことを考えると、哲学カフェでは進行役の果たす役割が非常に大きい。様々な人が集う場で議論を作り深めていく進行役の振舞いは、さまざまな実践知から構成されている。

【熟達者としての進行役】

ある社会的実践においては、その実践に長けた熟達者と、新たに参加した新参者が存在する。その実践に参加するなかで、新参者が熟達者に近づいていく。熟達者から新参者へ知が伝達されるとすれば、それはともに実践することのなかでしか生じることはない。熟達者の役割は、新参者に知識を手渡すことではなく、新参者の実践へのアクセスを、様々な資源を使って適切に組織することにある。

大学においては、教師、先輩研究者がその役割を果たしており、哲学カフェにおいては進行役や一部の議論の熟達者がそれにあたる。他の実践とおなじく、哲学カフェの進行役はカフェの参加者に知識を「与える」のではなく、参加者が思考・議論に参加できるように、資源を適切に利用して参加（まずは発言してみること）へのアクセスを助ける。哲学カフェの進行役は哲学の教師、研究者である必要はない。確かに専門家は知識をストックし、それを自ら使用して見せることはできる。「実演」という仕方で実践を見せることは不可欠である。しかしそれが、その実践の場所において、他の参加者にも実践できるものでなければ有効に機能しない。さもなければ、哲学カフェは進行役の「独演会」となってしまうだろう。

【様々な制約のなかでできること】

テーマ設定と問題の限定：哲学カフェは、カフェなどの社会生活の空間で行われるため、哲学カフェという出来事を枠づけるのは時間の制限だけである。参加者の人数も多いため、全員に均等に発言の機会を与えることは難しい。限られた時間で、参加者のニーズを満たしつつ、議論が深めることができるようにするために、問題を限定することが重要である。とくに議論の出発点となり、参加者の動機づけともなる問いや主題の設定はかなり重要な意味をもつ。

発言から意見の複数性をあぶり出す：発言がある一部の人に偏ってしまうことは、参加者の数から結果する避けがたい事実である。哲学カフェにおいては、すべての参加者に平等に発言権を与えることが目的ではなく、発言した者がどれだけ問いやテーマそのものに貢献できるかどうかがより重要となる。ただし、知識の多寡や長く喋ることによって他の発言を圧倒する人、何度も同じ発言を繰り返す人に対しては、発言の制止を求める、発言の要点をまとめてもらうなどして、他の人の発言や参加を維持し支持する配慮が必要となる。とくに（属性が同じ人の集団での哲学カフェのように）参加者の意見が一つの方向だけに集中すると判断される場合、あるいは、その集団の

なかで共有されている（と信じられている）ことを確認しようとする方向に向かう場合には、進行役は発言者相互の言葉や意見を丁寧につきあわせて、共有されているはずの意見のなかにある意見の複数性をあぶり出し、また時には自分から違う意見を放り込むなどして、意見の複数性をあらわする。とくに「発言」の一様性／多数性から「意見」の複数性をあぶり出すことは思考を吟味するきっかけとして重要である。

即興性：3－3で述べたように、哲学カフェは様々な偶然的・偶発的要素を許容する。こうした偶然性や偶発性を排除せず、それを利用し、議論をつくることが進行役に求められる。とりわけ、議論の展開に即興的に対応できる技能は重要であり、例えば、進行役は参加者によって適宜繰り出される具体例や日常生活の話題に対して、議論のレパートリー（哲学の概念や理論を含む）を柔軟に変形させて応答させることを行わなければならない。この柔軟さと即興性は、哲学的な議論にとって必須の要素であると考えられるが、それは実践のなかでしか培われることがない。[18]

議論を演じる／演出する：進行役は、単に参加者の意見を拾うだけではなく、時には自身が吟味を演じてみせ、議論の手本となることも必要である。参加者が多い場合には、進行役とよく発言する参加者との間での一対一の議論になることもしばしばであり、議論をする者（演者）とそれを見る者（観客）という形で参加の仕方が分かれることもある。「自発性」を重視する哲学カフェにおいては、こうした場への多様な参加の仕方が生まれることは重要である。他人の議論を聴きながら考えることを楽しむ参加者も少なくないので、一つの参加の仕方を強要しない場の設定、席の配置にも気を配る必要がある。（加えて、「観客」の示す微細な反応に注意を払い、「観客」にあえて発言を振るという行為も必要である。）

このように哲学カフェにおいては、議論を見せる、演じるなどの「演劇的」要素が極めて重要な意味を持つ。進行役は議論の面白さ（思考が吟味され深まる瞬間）を演じる、演出すること（異なる意見を見えるようにさせ、議論させる）ともときには行う。また、こうした議論の面白さが演じられるためには、進行役だけではなく、熟

18 ―― 哲学の教育を受けることは、哲学的な問いに関する議論のレパートリーを学び、そのレパートリーを活用することを意味している。その意味では、哲学的な議論の素養を得ること、大学で哲学を学ぶことは有用ではある。しかし、レパートリーの習得は、議論においてその柔軟な適用あるいは変更、修正ができなければ、硬直した知の壁を構築することにもなってしまう。そうした柔軟で即興的な対応の技術は、議論という実践においてそれがいかせるかという実践知に属する。

練した参加者、「論客」が大きく寄与する場合もある。同じ場所で続けて行う場合には、毎回あるいは頻繁に参加し、議論を盛り上げる人々たちがいる。(こういった人は後に進行役をする場合もある。)また、一回きりの会の場合や、(「性」、「死」、「不幸」など)発言することが容易ではない予想されるテーマを扱う場合には、話題を提供するゲストを立てて、そこを中心に議論を組み立てて行くという形態もあり得る。(この場合、ゲストの発言時間は短く、あくまで話題提供に留まるものなければならない。)

進行役自身の個性や属性を利用する：様々な人が集う場所で行われる哲学カフェにおいて、進行役は完全に「ニュートラル」な存在ではありえない。つまり、人格性を捨象した抽象的な存在として機能することは不可能である。参加者は何らかの属性(女性／男性、未婚／既婚、年齢など)を進行役に付与して話しだす。こうした参加者の構成や場に応じて付与される属性を拒絶するのではなく、うまく利用することができれば望ましい。哲学カフェでは、進行役の「個性」も重要な要素となる。すでに述べてきたように、議論において遂行される哲学的思考は、個人的営みである必要はない。進行役は、自らの偏り(社会的属性、自然的傾向性、癖、性格)を脱ぎ捨てる「振り」をするのではなく、むしろ、それらを自覚的に演じ直すことによって、協働の思考の吟味に乗り出すことができるのである。

3－5．〈活動〉としての哲学カフェ

【実践はそれ自身のために行われる】

10名から50名近くまでの参加者が集うこともある哲学カフェは、合意形成や集団の意思形成に極めて不向きである。一人一人の発言を基本とする哲学カフェにおいて、交渉や調停が成立する余地はなく、多数の参加者のなかでも発言者がある程度限定されるので、進行役の「独断」がなければ、テーマの決定も、発言者の指名も、発言時間の制限も不可能である。これらのことから、哲学カフェが何か(合意形成や社会問題の解決)のための手段として成立するのは、極めてありそうにないと思われる。こうしたなかで進行役と参加者が目指すことができるのは、目標(答えや合意)に効率よく達することではなく、「議論や思考過程そのものを楽しむこと」である。そもそも実践一般が何か別の目的のために役立つというものではなく、その実践のために行うという自己目的的な性格を持っている。(チェスをするという実践はなにかそれ以外の他の目的のために行われるものではないのと同じ意味で哲学カフェもまた、それ自身

の楽しみのためになされる。)

【参加の変容と新しい〈活動〉】

「参加としての学習」という観点からは、新参者が熟達者に近づくことが参加の目標、到達点だと考えることができるが(Lave&Wenger, 1991)、それだけでは十分ではない。新参者が熟達者を模倣し、それを自分の行為として反復し引き写すことを行うのみであれば、これまで共有されていたものを超えた新しい方法や技術、技能が生まれることや、熟達者の代替わり、活動の変化が起こることが説明できない。たしかに、哲学カフェにおいては、すべての参加者が議論の熟達者になることを目指しているわけではない。また、こうした熟達者に向かうベクトルだけでは活動としての広がりや自律性は生成されることもない。

エンゲストロームは、学習は自分の行っていることに対する反省が起こり、学習者の主体性が増大すること、それにともなって参加や活動の変容が起こる拡張のプロセスであると考えた。(Engeström, 1999) 実践に参加する新参者は、ある実践に魅せられているものの、それがどういうことなのかは理解できないでいる。手本に盲目的に従い、熟達者の実践を模倣するのみである。この段階では、外的な「条件」に対する固定的な「操作」の獲得が起こっている。さらにここから、学習者は自分が無意識的におこなっていた操作が、ある課題や状況に取り組む一つの「方法」であることを認識し、その方法の成功や失敗を評価し、方法を適用するのに適切な場面を選ぶようになる。学習者は与えられた「目標」に対するより柔軟性、一般性を伴う「行為」を獲得し、「学習の学習」(メタ認知)の段階に入る。一般的には学習はこの時点で達成されたと考えられるが、エンゲストロームはそれでは十分でないと考える。この段階でも、なぜ自分がその問題を解かねばならないのか、自分の学習が置かれている文脈についての反省は起きていない。エンゲストロームは学習のより進んだ形態として、この自分の学習が置かれている文脈についての反省とその組み替えがおこる段階を考える。エンゲストロームはこの学習段階の特徴として、主体が提示された問題を解くのではなく、「問題や課題そのものが創造され」ること、主体が「この問題の意義と意味はなにか、私はなぜこれを解かなければならないのか、この問題はどうやって生まれてきたものなのか、誰が、どんな目的でまた誰の利益のために考え出したものなのか」(p.178)という問いをもつこと、対象が主体の外にあるのではなく、「対象システムはその中に主体を含むもの」(p.179)となることを挙げている。第三の段階では、その実

践は自らの「動機」に対して行う「活動」となっている。エンゲストロームはこの第三の学習段階のあり方として、学習者の主体性が漸進的に増加し、「活動が次第に社会的になる」(p.186) 起こることに着目する。

哲学的議論の実践の場合、議論のなかで思考の吟味が学ばれるのであるが、この吟味という実践を自分のものとするということは、単に課されたからやるのではなく、なぜそれが必要かを理解すること、吟味や反省の対象が自己や議論にとって外的なものではなく、自分や自分達の議論を含むようになること、自分達の実践を自分達のものとして振り返ることができるようになることを意味する。

哲学カフェの初期条件としてあるのは、参加者の(そのテーマに関心を持ち、来たいから来るという)「自発性」と「複数性」である。[19] そこから議論がスタートする。まずは個々にテーマについての自分の考えを話し出すことから始まる。進行役は、その発話を受け取りながら、他の意見と関連づけ、立ち止まって問いを投げかけたり、言葉を定義するよう要請したりする。この段階では、それぞれが言いたいことを言っているだけで、一緒に議論を作っていくというモードにはなっていない。進行役の介入は様々な意見が行き交うなかで流されてしまうことも多いが、ふとしたきっかけで参加者のなかから、自分の思考や発言や議論に対する反省的な関わりがうまれることがある。「自分がこういうことを考えていたんだ、と改めて分かりました」「自分の今の発言は先ほどの方の発言とこういう関係にあるのではないか」「私たちの議論は、一部に偏っていて、他の可能性を見逃していたのではないか」というような自らの思考や自分達の議論に対する反省的な発言が参加者から出ること。そこをきっかけにして、全員でいままでの議論を自分達のものとして振り返り、これから何を論じるべきか、というように議論自体に対する反省が生まれることがある。このとき初めて議論が参加者のものとなり、共有される。議論するという実践が参加者全体に引き受けられる瞬間である。哲学カフェが目指すものとは、初期条件としての複数性から議論が共有され、それを全員で自分達のものとして反省し、吟味すること、「共同性」が生まれることである。

ときに議論の最中や感想として「人それぞれ、いろいろな意見があるのだから」、「いろいろな意見が聞けてよかった」という声が聞かれることがある。こうした言葉

19 ――― 複数性は最初から目に見えるものではない。3－4で述べたように、それを顕わにすることから対話が始まる。

は時として単なる相対性や複数性の認識に止まり、共同性を作り上げることを妨げる方向に機能する場合がある。ここで問題になっている共同性とは、同じ意見を全員が共有することではない。議論のなかに異なる意見があり、なおかつ異なる個々の意見がばらばらにあることではなく、議論を私たちのものとして作り上げていくなかで、自分とは異なる意見を介して（あるいはそれを構成的なものとして含み込む仕方で）自分の意見をもう一度反省し、発見することを参加者が行うことを意味する。

哲学カフェが目指すものとは、参加者たちが議論と吟味の集団的な主体となること、そして、それが参加者の参加の仕方、活動の担い方の変容を生み、新たな活動として展開されていくことである。単に自分の言いたいことを言うのではなく、議論に反省的に関わるようになった参加者は、哲学カフェのなかで議論を自ら評価し、そこから自らテーマを提案したり、自分で進行役を行ったり、新たな場所で哲学カフェを行なうようになる。また、以下の報告で述べられるように、もともとは別の活動に寄生した始まった哲学カフェが、もとあった活動からべつの活動として自律的に運営されるようになることもある。哲学カフェの参加のプロセスでは、初発の参加者の「自発性」が実践に参加することのなかで「主体性」となり、参加者が活動を積極的に担い、新たな〈活動〉へと接続することが起こる。[20]

こうした〈活動〉の生成と広がりは、大げさなものである必要はない。例えば、哲学カフェで行われている議論が面白いからという理由で頻繁にやってくるようになることや、知り合いや友人を誘うこと、方法論はよく分からなくてもとにかく自分たちもやってみようと思い、自分で哲学カフェを開くことなども〈活動〉としての広がりと言える。[21] ささやかではあるが、持続的で地域を越えた〈活動〉の生成というものがある。そして、哲学カフェは多様な実践解を許容するので、以上で述べた「主体性

20 ―― こうした参加と活動の拡張のあり方を考察するには、上記のようにボランティア活動論が参考となる。またエンゲストロームは、こうした新しい〈活動〉の例として、1981年にアメリカで七人のこどもによって始められた、大統領に核軍縮を求める手紙を書くという活動の例を挙げている。この「核軍縮のためのこどもキャンペーン」はアメリカ中に飛び火し、さらにはヨーロッパにまで広がった。その活動の広がりのなかにおいてこども達は、核軍縮のキャンペーンという活動をこえて、「大人から干渉されないこどものグループの運動」まで発展させたのである。

21 ―― そもそもヨーロッパの各都市、さらには日本に哲学カフェが広がったのもこの拡張の結果であったと言えるだろう。日本での哲学カフェも、ソーテの活動を直接知ることなく、とにかくやってみることから始められた。

の増大」や〈活動〉の生成の仕方も様々であり得る。[22]

また、エンゲストロームによれば、活動の拡張には、それを媒介するもの、とりわけ「人工物」が重要な役割を果たす。議論自体は活動として目に見えないものであるが、「テーブル」と「席」は「ともに座り飲食する」という行為への参加を促す。その意味で哲学カフェはカフェという場がなければ、活動ではなく単なる討論会でしかない。テーブル、席、コーヒーカップはすべて、「語り合う場」としてのカフェにおける拡張のツールとして機能していると言える。さらに、進行役もまた、進行役の身体動作と声を拡張のメディアとして自覚して利用することによって、単なる意見の整理役ではなく、物理的な媒介者としても機能している。

以上に述べてきたように、哲学カフェは、専門家の知識を社会に適用する場でも、「素人」に知識を授ける場でもない。そこで起こっていることは、人々が哲学の議論の実践に参加すること、そのなかで参加者が哲学的思考や議論を自分たちのものとして引き受けることによって、哲学が〈活動〉となることである。カフェという媒体によって広がるこの活動は、見かけの上、すなわち、実際に活動の主体とならない者の目にとっては「おしゃべり」と区別されるものではないかもしれないが、参加者自身に体感されるささやかな違いとして生起している。[23]

4．哲学カフェの多様な実践形態から

哲学カフェは多様な実践形態をとる。通常行われる哲学カフェのように、喫茶店などに参加者が集まることで成立する独立型哲学カフェや、絵画をかこみながら、また映画や演劇を鑑賞した後に行われる、いわばイベント挿入型・寄生型の哲学カフェなどがある。以下では、ある育児サークルを舞台にお母さんたち中心に行われているカ

---

22 ―― 上に述べたような、参加者が議論と吟味の集団的主体となること、哲学的体験の深化が参加者のなかで起こることは、哲学カフェ（あるいは哲学的対話）の究極の形ともいえるが、さまざまな制限がある哲学カフェではそれが常に起こるというわけではない。

23 ―― こうした違いを固定し、多くの人に見えるものにするためには、文字というメディアを利用するほかない。この論文も含め、哲学カフェについて書くこと、は矛盾を背負った行いとならざるを得ない。哲学に限らず、対話を遂行することと、対話について書くことは、互いに相容れることのない本質的に異なる活動である。

フェ、そして自然観察会と組み合わせて行われた哲学カフェを紹介する。もちろん、これら二つをもって哲学カフェのもつ特徴を表現するとは言えないが、実際行われている臨場感は感じて頂けるのではないだろうか。それとあわせて個々の状況を通して見えてくる「哲学カフェ」の特徴について考える。

4－1．育児サークルでの哲学カフェ

神戸の育児サークル〈グリーングラス〉では、普段、就園前の子ども（0～3歳児）をもつ母親たちが集まって、親子一緒に遊ぶ「親子活動」と、ベビーシッターに子どもを預け保育の専門家を囲んで悩みを相談し合う「おしゃべりサロン」という活動が行われている。ここでわれわれが哲学カフェを始めたのは2004年1月。偶然、哲学カフェの存在を知り興味をもった〈グリーングラス〉のメンバーの紹介で、試しに「子育てに必要なおつき合い」というテーマで行ったところ、「面白かったのでまたやりたい」、「もっと色んなテーマでやってみたい」という声があがり、月に一度のペースで続けることになった。毎回欠かさず参加している人もいれば、仕事など他の用事がないときだけ参加する人、特に興味のあるテーマの回だけ参加する人もいる。これまで扱ったテーマは、「自分の時間／家族の時間」、「怒ることと叱ること」、「許せない平等」、「正直なのはよいことか？」、「お金があれば幸せか？」など。テーマは参加者の関心に沿って用意されるが、育児に直接関わるものもあれば、一見なんの関係もなさそうなものもある。

【おしゃべりから対話へ、問いの機能】

〈グリーングラス〉での哲学カフェは、「いつも上の子だけを叱ってしまう」、「近所の人との関係がうまくいかない」といった、普段のおしゃべりでなされるような参加者の具体的な悩みから始まることが多い。話がテーマからはずれたり、ちょっとした冗談が飛び出したりすることもある。そのような哲学カフェにおける「遊び」の部分も楽しみつつ、参加者は進行役とともに時おり自分たちの話のどの部分がどのようにテーマに関わるかを反省し、再びその論点からやり直す。哲学カフェがどの瞬間も哲学的であるわけではない。われわれが実際に体験する哲学的思考はむしろ瞬間的なものだが、参加者はそれを普段のおしゃべりの延長線上にあるものとして楽しんでいる。そのきっかけとなるのが問いである。

育児サークルでよく行われる悩み相談会では、それぞれの悩みに対して知識や経験

に基づく具体的なアドバイスが求められるが、哲学カフェで重要なのは知らないことを知るための問いではなく、知っていることを改めて問うような問いである[24]。たとえば、「どうしたら『ママ友』と仲良くできるのか？」という悩みに対して、悩み相談会では「子どものために我慢してつき合った方がいい」といったアドバイスが得られるが、哲学カフェではこうしたやり取りに対してさらに、「『ママ友』って何？」、「『ママ友』とつき合うことがどのように子どものためになるのか？」、「なぜ母親は子どものために我慢しなければならないのか？」、「『ママ友』は友達なのか？知り合いなのか？」、「友達って何？」といった問いが投げかけられる。

このような問いは、悩み相談（におけるQ＆A）を成り立たせている隠れた前提に参加者の目を向けさせる。すると、普段から情報交換や悩みを相談し合っている馴染みの者どうしでも、通じているつもりだった言葉が通じていなかったり、各人が異なる前提をもとに話していたりすることが明らかになることが少なくない。たとえば上記の「ママ友って何？」という問いからは、ある人は「子どもがらみの友達一般」のつもりで話していたのに対し、ある人は「子どもがらみの友達のなかでも特に近所の公園などで会う友達で、幼稚園や習い事で会う友達は入らない」と考えていたことがわかった。また、哲学カフェでは自分が何気なく放った言葉について改めて考えることで、新たな発見や前提への気づきがもたらされることもある。はじめのうち「友達

お母さんのカフェ

24 ―― コプフヴェルグ・ベルリンは「ソクラティック・ダイアローグの方法論」(2005)において、ソクラティック・ダイアローグにおける最初の問いを、「知識を求める問い(knowledge seeking question)でも、「答えがわかっている問い(knowing in advance question)」（試験の問い）でもなく、前もって知っている何かについての問いであるとしている。
「その問いはダイアローグを通じて明らかにされ、吟味されるであろう知識を前提としている。また同時にソクラテス的問いは知識を求める問いでもある。それは、暗黙のうちにあった知識を明らかにすることによって、明確で吟味された知識を探求することを意味する。」（コプフヴェルグ・ベルリン，2005, p.84）

には自分の友達と子どもがらみの友達と二種類ある」と言っていた人が、「ママ友」について説明をするうちに、自分が自覚していたより細かく友達を分類していたことに気づいて驚く場面もあった。このように、問いをきっかけに参加者から「自分はこういうふうに考えていたんだ！」という驚きの声があがることはよくあることである。問いの機能は、参加者を立ち止まらせ、普段当然のものとして受け入れている思考や判断の前提に目を向けさせることにある。哲学カフェのこのような特徴を捉えて「様々な意見を聞くことができるだけでなく、その意見の根幹にある考え方がわかるようになる」と説明する参加者もいる。

とはいえ、このような問いさえあれば哲学的対話が可能になるというわけではない。「友達って何？」、「なぜ子どものために我慢しなければならないの？」といった疑問は、日常においても全く現れないわけではないが、それについて深く考える前に流れ去ってしまう。同様に、哲学カフェにおいても現れた問いのほとんどが深く追求されることなく流れ去っていく。一回の哲学カフェの間にいくつもの問いが立ち現れるが、そのなかで参加者を立ち止まらせるのはほんの一握りである。それは、書かれた言葉とはちがって、時間の流れのなかにある対話においては当然のこと。たった数時間の哲学カフェ（育児サークルでの哲学カフェは、実質１時間半）ですべての前提を問い返し、すべての問いに答えることは不可能であるし、その必要もない。〈グリーングラス〉の哲学カフェではいったん流された問いを、ある程度議論が進んでから、誰かがもう一度拾い上げることがある。いったんは流された問いに立ち止まるとき、われわれはすでに先ほど問いが流されたときとは異なる新しい文脈のなかにいる。そして「なぜあのときはこの問いが見逃されたのだろう」と新しい文脈から古い文脈を見つめなおすことができる。ときには一回の哲学カフェのあいだに同じ問いが二度三度と新しい文脈で現れることもある。哲学カフェにおける対話は議論を緻密に積み重ねて進むようなものではないが、われわれはその都度新しい文脈で現れる問いを道標に、自分たちの議論をふり返ることができるのである。

【進行役の役割】

問いは参加者から出されるだけでなく、しばしば進行役からも投げかけられる。特に育児サークルでの哲学カフェのような馴染みの者どうしの対話で、進行役の問いかけは、普段の会話の流れとは異なる流れをつくるのに一役買っていると思われる。われわれの日常会話は、様々な前提をもとに成り立っている。哲学カフェではまず、そ

の前提の存在に気づく必要があるが、すでに前提を共有してしまっている（ように見える）育児サークルのメンバーどうしでは気づきにくい。そのような状況において、育児サークルに属せず、育児サークルで共有されていると想定されている前提を共有していない進行役の問いかけは、参加者にとって自分たちの会話が数々の前提の上に成立していることに気づくきっかけとなる。

ただし、それは進行役がニュートラルな立場に立つということではない。哲学的対話は、抽象的主体によってなされるのではなく、常に生身の人間によってなされる。進行役も、その場にいる参加者との関係のなかで付与される社会的属性を脱ぎ捨てることはできない。育児サークルでの哲学カフェの場合、進行役の問いかけは、未婚で子どものいない女性の発言と受け取られ、そのことによる経験不足からくる疑問と見なされてあっさり流されてしまうこともある。

だが、その場で偶然与えられた社会的属性をうまく利用して複数性を生み出すこともできる。それは、参加者が自分たちの発言を見つめなおすきっかけとなりうる。与えられた社会的属性を進行役が積極的に引き受け、「母親」とは異なる立場、ときには参加者が日々接している「子ども」により近い立場を演じることで、進行役の問いかけが、「自分たちの発言は他者からみるとどう映るのか」と、自分たち自身の実践を見つめなおすきっかけになる。進行役はその場にいる参加者との関係のなかで付与される社会的属性を脱ぎ捨てることはできないが、その偶然性を捨象するのではなくうまく利用して議論に生かすこともできるのである。

このような進行役の役割は、育児サークルでは際立っているものの、哲学カフェにおける普遍的な役割であると考えられる。進行役がわざと、ある意見の反対側の立場を演じることによって、参加者が他者の視点を介して自分たちの議論を反省するきっかけをつくることもある。

また、進行役の問いかけについては、熟達者としての進行役の役割も指摘することができる。〈グリーングラス〉の哲学カフェでは、進行役の問いも他の問いと同じように流されることが多いが、進行役の問いかけをきっかけに、参加者からも次々と積極的に問いが出始める。3章で述べたように、哲学カフェの参加者は実践への参加を通して参加の仕方を身につけてゆく。哲学カフェではどんな基本的な前提をも問われる可能性があること、そして普段はわざわざ問い返さないような会話を成り立たせている前提を問うことが思考の突破口となりうることを、進行役は対話のなかで自らの振

る舞いを通して参加者に伝えることができる。そしてそれは、対話のなかで参加者とは異なる立場を演じる進行役の役割と無関係ではない。参加者は、進行役と同じように問いを生み出しながら、しだいに自分たちの議論に対して反省的まなざしをもつことができるようになるだろう。

【場をつくること】

限られたメンバーだけが参加できる育児サークルでの哲学カフェは、「カフェ」が象徴する「誰もが出入り可能な人の集まる場所」という条件に反するように思われるかもしれない。だが実際にすべての人が出入り可能な場所を用意するのは困難である。幼い子どもを抱える母親の立場に立ってみると、街のカフェでさえ完全に開かれた空間でないことがわかる。ベビーシッターもいず、子供用の椅子やメニューもないカフェは、母親たちにとって非常に入りづらい空間である。また、通常、哲学カフェが行われる土日は、お母さんたちにとって最も忙しい時間でもある。だからこそ、通常の哲学カフェとは別に母親たちのための哲学カフェを用意する意義がある。〈グリーングラス〉での哲学カフェは、「おしゃべりサロン」と同様、平日の午前中、おもちゃとベビーシッターの用意された隣室に子どもを預けて行われる。実践を志す者がいつでも活動に参加できるために、実践の場、すなわち実践のための環境がいつもそこにあることが大事である。それを実現するためには、育児サークルのような他の活動の環境を利用しながら実践の場をつくっていく必要があるのではないだろうか。

〈グリーングラス〉での哲学カフェの参加者は普段から情報交換したり悩みを相談し合っている馴染みのメンバーだが、哲学カフェでは通じているつもりだったことばが通じていなかったり、各人が異なる前提をもとに話していたことが明らかになることが少なくない。そのことは、「母親」という一見同質的な集団も、もともと年齢、職業、趣味、経験の多様な人たちの集まりであることを思い起こさせてくれる。育児サークルでの哲学カフェは、たとえ物理的に開かれた空間でなくとも、対話の過程で参加者の多様性が浮かび上がってくることによって、〈開かれた対話〉が可能になることを示しているといえるだろう。

また、この哲学カフェに参加しているのは基本的に〈グリーングラス〉のメンバーだが、最近では、子どもがすでに幼稚園生や小学生になっていったん育児サークルを離れた人たちが参加することも多い。これは、悩み相談では具体的なアドバイスを得られる反面、知識や経験の豊富な「先輩ママ」は一方的に教えるばかりで学ぶことが

少ないのに対して、知識や経験だけでは答えられない問いを扱う哲学カフェでは、「先輩ママ」も得るもの（前提への気づき、視点の変換）などがあるためだろう。このことから、将来的には保育の専門家や保育師も加わって、一方的な知識伝達ではない新しいやり取りが生まれる可能性も考えられる。育児サークルで行われる哲学カフェは、実践の環境をつくることに関しては育児サークルに寄生しながらも、参加者がその場で新しい実践をつくってゆく自律した活動であるといえるだろう。

4－2　自然観察会のなかでの哲学カフェ

各地でさまざまな自然観察会が開かれている。自然観察会では、ふつう主催者と参加者が一緒に決められたコースを散策する。そのなかで参加者はそこに生息する植物や鳥などの説明を聞いたり、実際に手にとって観察したりする。最近では、単に知識を見聞きするだけでなく、参加者が実際に自然にふれることを重視する傾向が強いように聞く。こうした自然観察会は、身の回りの自然の大切さを再認識すること、環境問題への意識の根付きなどを目的としている。それに対し、われわれが行った自然観察会に哲学カフェを組み込む試みは、自然観察会の行程に参加者どうしが〈対話〉する時間を設けてはどうかという提案であり、自然観察会のなかで参加者がまさに今見てきたことや歩きながら思ったことをふりかえり自分の言葉にしてみること、そしてそこから参加者がともに考えることを目的としている、といえる。では実際に見てみよう。

その哲学カフェではまず参加者に自然観察会の感想を述べてもらうことからはじめた。「しんどかった」「いままで知らなかった植物が見れてよかった」といった感想から「なんか安全な自然のなかを歩いている感じがした」といった意見まで。出されたさまざまな感想やその感想に対する意見などを通して、参加者に〈問い〉の形にしてもらう。今回選ばれた〈問い〉は「自然の〈こわさ〉とは何か」であった。この問いにつながるエピソードは次のようなものであった。ある池の前で立ち止まった参加者が、池の底がコンクリートで出来ていることに気づいた。その周りにいた参加者の一人は何も疑問に感じなかったにもかかわらず、別の参加者はその池は人工物であり、自然ではないと憤りすら覚えたという。つまりこの二人の間では何を〈自然〉と考えるのかという点で食い違っている。この後、哲学カフェではいろんな意見が行き交う。「われわれのまわりに本当の自然なんてあるのか」、「人工物であろうとそこで自生して

いる植物にとってはやはり自然なのではないか」、「誰にとっての安全やこわさなのか」。では、こうしたやり取りのなかで進行役は何をしているのか。ここで進行役に求められていることは、あくまでも参加者が感じたことを言葉にすることを促し、たんなる感想や意見に終わらないように手助けする補佐的な役割である。つまり「先ほど発言された人と今発言された人との〈自然〉という言葉は同じ意味ですか」「〈こわさ〉って脅威のことですか、それとも〈恐れ〉に近いものですか」など。また、まさに今見てきた経験を重視するこのカフェは、参加者が自然観察会中どこで立ち止まったか、何を眺めたのか、その時誰と隣り合っていたのかなど偶然的要素が強い。そのため、「もしあなたがその場に居合わせたらどう感じたと思いますか」といったように別の参加者の発言を促し、参加者どうしの違いを引き出すことなどが求められる。つまり、進行役には偶然性を切り捨てるのではなく、むしろそれを生かしつつ対話の要素としていくような気配りも求められるだろう。もちろんこうした参加者と進行役のやりとり、そして参加者どうしのやりとりが〈問い〉に対する〈答え〉に必ずしも結びつかないかもしれないし、それはわれわれが少し考えれば思いつくような意見なのかもしれない。しかし、あえて他人に対して言葉にしてみることによって、参加者はその〈問い〉に、そして〈自然〉という言葉に立ち止まり、いままで自分が抱いていた自然に対するイメージが他人と食い違うという経験をしている、といえる。そしてここから従来の自然観察会との違いも見えてくるようにも思われる。自然観察会のなかでの哲学カフェはこのような営みである。

【場をつくること】

おそらく、われわれが行った哲学カフェを組み込んだ自然観察会も従来の自然観察会もその目指するところが大きく変わるということはないであろう。われわれは今までにさまざまな情報媒体を通して、自然にふれることの大切さや、環境問題の重要性などを感じている。そして従来の自然観察会も、知識や具体的な体験を与えることを通して、観察会後の参加者の行為がそれまでと変わること、つまり〈知識と実践の一致〉を期待している。ただ、この報告を書いている私自身も自然観察会に実際に行って感じたことなのだが、従来の自然観察会のもつ問題はそのなかで参加者が常に〈受け身〉なものとして置かれているということ、そしてそこでの知識の移転が〈一方向的〉であるということにある。自然観察会は、ある意味では旅行などと同様に、週末などを利用して日常の空間から非日常の空間に出かけるという実践である。参加者は

自然観察会が終わるとそのまま日常生活に戻る。その日常生活のなかでは、単に見聞きした知識は埋もれてしまい、何らかの行為の変容に結びつかないことが多いのではないだろうか。それは、われわれが自ら疑問に感じ自分で調べたことと、誰かからそれとなく聞いたこととどちらが記憶に残っているかということを考えれば理解できるだろう。つまり、自然観察会のなかに哲学カフェという場を設けることは、そのことによって、環境に対して、また環境について考えることに対して、参加者が主体的に関わる場をつくるということを意味している。この哲学カフェの参加者に注目してみると、参加者はそこで単に自分の思いを述べているだけではない。確かに比較的最初の発言はそういう傾向が強いかもしれないが、他の参加者や進行役から問い返されることを通して、参加者は自分が「本当の」や「こわさ」という言葉をどういう意味で使っているのか、何から得た情報を前提に話をしているのか、またそれが本当に自分の意見なのかといったように、つねに反省が求められる。そしてそこから自己の発言に対する吟味におわらず、他の人々から出された言葉に対する吟味、そして他の人々との吟味ということが可能になる。つまり、自然観察会のなかに哲学カフェを組み込むことが、環境について考える場、つまり一定の時間と場所、そして具体的な自然を前にして考える場をつくる、ということになるのである。そしてそのような場にかかわることを通じて、参加者が実生活において、例えば環境負荷をかけない生活を心がけるといった行為の選択について、その選択肢について自分で考え、主体的に選択するということにつながるかもしれない。

【参加の変容】

では、そのような場を維持していく上で何が必要となるのだろうか。まず、そのもっとも基礎にあるのは参加者の自発性であり、また複数の人が参加するということである。自然観察会のなかでの哲学カフェの場合、そのカフェに参加しようと決めた時点で、参加者が自発性を持っていると考えてよい。ただ、参加者の自発的な参加が、そしてそうした自発性をもつ人が複数参加すれば、哲学カフェが成り立つのかといえばそうではない。そこからさらに参加者の関わり方が問題とされ、参加者が対話の主体となり、その場に主体的にかかわっていくことが求められる。では、ここで言われる主体的なかかわりとはどういうことであろうか。それは単に対話に積極的にかかわる、多く発言をするといったことではない。そうではなく、個々の参加者が進行役や他の参加者とのやり取りを通して、参加者自身が考え、そしてそのことが共同で考えるこ

とへとつながっていくようなかかわりのことである。つまり、単にその場のやりとりから自己の発言やふるまいを吟味するだけでなく、その場で起こっていることを自己のこととして引き受け、吟味していくような共同的なかかわりが期待されるといえる。もちろんそれぞれの参加者によってそのかかわり方に温度差があるということは事実であるし、また、哲学カフェのなかで発言する／しないを含め、その場にどういうかかわり方をするかということは参加者の自由である。その意味で、哲学カフェを成り立たせる基礎に参加者の自発性があることに変わりはない。ただ、上で述べたような主体性ははじめからあるわけではなく、対話を通して、そしてその場にかかわることによって生まれるものである。それゆえ、進行役は個々の参加者に対して対話への参加を促し、そして参加者は進行役や他の参加者との関わりを通して、その場の担い手となることが重要なのである。

そしてこのことから、この自然観察会のなかに哲学カフェを組み込むもっとも重要な意義も見えてくる。つまり哲学カフェを経験することによって、参加者の参加の形態が自然観察会および哲学カフェに参加する前と後で変わっているということである。私は先に従来の自然観察会の問題として、参加者が〈受け身〉なものとして置かれていることをあげたが、〈参加の変容〉によって参加者は、自然に対し、またさまざまな状況に対して、今までとは違ったかかわり方をすることが可能となるかもしれない。もちろん、哲学カフェを行ったら必ず〈参加の変容〉が起きるというのではない。しかしその可能性には言及できるように思われる。

【交わりの場】

しかし、そうなるとこの哲学カフェは、結局は何かの目的のための手段ではないのか、例えば環境保護、そして従来の自然観察会の改善を目的とするのであり、考えることや吟味することそれ自体が目的であるといえるのか、という批判が向けられるだろう。この点について考えると、確かに、結果として、何らかの目的に対する手段として理解されうる側面があることは否定できない。この哲学カフェは事実として自然観察会のなかに位置している。しかし、そこで何が行われているのかを考えるならば、参加者がまさに今見てきたことを言葉にし、発言することであり、それぞれの発言が何に依拠しているのか、そしてそもそも何が問題なのかを〈自分が〉そして〈共同で〉考えることそれ自体である。何もこの哲学カフェは環境だけをテーマにするものではない。自然観察会を材料に＜幸福＞や＜社会＞といったテーマ、そしてそもそも＜な

ぜ自然を守らなければならないのか＞という自然観察会の前提をも問い直すことができる。この哲学カフェは、その意味で自然観察会から自律した活動としてそれ自体を目的としつつ、自然観察会の活動をそれまでとは違う形で拡張するというあり方をあわせもつ、そういう活動としてある。そしてこの自然観察会と哲学カフェのそれぞれが自律した活動でありつつ一緒に行うというこのアイデア自体が重要である。[25]つまり、自然観察会という活動のなかに哲学カフェという別の空間をつくることが、本来〈自然保護〉という価値を共有する人々が集まる場所であった自然観察会を、その価値を共有しない人々、またその活動に今まで参加しなかった人々との接点を生み出す場に変え、また非日常の事柄として捉えられがちな環境問題と日常の生活との接点を生み出す場に変えるだろう。哲学カフェは、いわばある活動のなかに空白をつくることによって、異なる考え方をもつ人々の、また日常と非日常の交わりの場所として機能する。自然観察会に哲学カフェを組み込むという試みも、環境にかかわる事柄ついて考えることそれ自体を通して、われわれ自身の日常生活に接続していくような対話の回路をつくる、そういう実践の一例である。

哲学カフェを組み込むという一つの工夫が、その活動の前提を問い直すことを含め、問題に対するさまざまな見方を生み出し、またその問題を考えるその人自身に引きつけて考えることを可能にする。そして実際、環境問題に限らず、社会には多くの問題があり、そうした問題に取り組むさまざまな活動がある。自然観察会のなかで哲学カフェを事例に、それ以外の活動においても同様の試みを行うことよって、新しい活動をつくっていくことが重要である。[26]

4－3　まとめ

以上、二つの実践例から見えてくる哲学カフェの特徴をまとめてみよう。

1）　哲学カフェにおける議論はどの瞬間も哲学的であるわけではない。自己吟味にせ

25――自然観察会に哲学カフェを組み込むという試みは、実際のところはじまったばかりであり、それほど回を重ねたものではない。それゆえまだ試験的な段階にあり、具体的な内容は改善していく余地は数多くあると思われるが、自然観察会と哲学カフェをトータルとして企画し運営することを通して社会のなかにこうした場をつくっていくこと、またこうした場があることが重要である。

26――他の事例として、「日本ホスピス・在宅ケア研究大会」（2001-）、「Kavcaap（エイズに関するアート／文化プログラム）」（2004,2005）、「中之島コミュニケーションカフェ」（駅建設にともなう都市文化提案イベント）（2006）など。

よ反省的思考にせよ、哲学的思考はむしろ瞬間的なものである。しかしそれは常に日常会話の延長線上にあり、哲学カフェはそのつながりを重視する。

2） 哲学的対話は抽象的な主体によってなされるのではなく、常に生身の人間によってなされる。それゆえ哲学カフェは、個々の参加者に付随する社会的属性や偶然的要素を捨象するのではなく、反省のきっかけや対象として生かしつつ議論を行う。

3） 哲学カフェは、実践の場をつくることに関して、さまざまな活動に寄生するなど多様な実践形態をとるが、内容的には自律した活動としてある。それは他の目的に依拠するものではなく、その活動を通して参加者自身が活動の主体となり、新しい参加の仕方を獲得していくことが重要となる。

4） 具体的な企画・運営それ自体が重要である。より具体的には、そういう場をつくり、維持していくために、企画段階からかかわり、テーマ、時間、地理的状況、ターゲットを考え、それに合わせた広報を行うこと、そして参加しやすい環境のセッティング（会場の手配、飲み物の用意、机の配置など）をすることが重要である。既存の活動に寄生する場合には、主催者側に企画の意図を理解してもらい連携を怠らないことなども求められる。

もちろんこれら四つの特徴は、あくまでも二つの実践例から見えてきたものであり、さらに多様な実践例を検討することにより、哲学カフェを考えるための素材が引き出せるであろう。

5．哲学カフェは社会のなかでどのような活動としての意味をもつのか

以上の考察を踏まえ、最後に、哲学カフェが社会のなかでどのような活動として位置づけられるのかをあらためて考えてみよう。

5－1．社会的実践と〈活動〉に関する一般的意義

どのような哲学的な議論も社会的実践として営まれる。つまり、哲学的議論を志し、実行する人たちがおり、その人たちが現実に活動する場が社会のなかにいくつも存在する。大学の哲学研究者が行う議論もまた、学研究機関あるいは学会という形態のもとでの研究者コミュニティにおける社会的実践に数え入れられる。哲学カフェは、あ

る部分では研究者コミュニティにおける実践と連続しながらも、議論実践への参加の新しいかたちを描こうとしている。こうした新しい実践の生成と分化に関しては、1．進行役を中心とする「実践コミュニティ」の形成と、2．〈活動〉のための「拡張のメディア」としての「カフェ」的時空間のアレンジメントの二つが重要な役割を担う。[27] この二つのことがらをさらに具体的に考えるために、次の三つの点を確認しておきたい。

1．実践を積み重ねること（実践知を共有するコミュニティの形成）：哲学カフェの実践を支えるのは、進行役を中心とする議論という実践の積み重ねにほかならない。進行役は、参加者が思考や意見を吟味するのを助けるコーチであり、対話や吟味を演じる模範的なパフォーマーでもあるが、進行役ただ一人が議論に熟達することは逆に意味をなさない。実践の積み重ねのなかで、実践知の共有、実践への参加を生じさせなければ、実践の社会的な広がりはなくなってしまう。議論や進行のマニュアルやモデルを作成し、それをもとに「教育」を試みることは、もしそれが可能であればそれなり有効かもしれない。しかし、たとえ実現可能であるとしても、それはあくまでも実践にとっての数多ある補助の一つでしかなく、実践の代わりになることもない。単純ではあるが、議論を学ぶには実際に議論をするしかない。マニュアルやモデルがうまく機能しないとすれば、それが活動の外に位置する外的要素となってしまうためである。[28] むしろ、実践への参加に関しては、活動の要素となる「遊び」や「ゲーム」に類するものが重要な役割を果たす。[29]

2．実践の場を作ること：哲学カフェが〈活動〉として社会的に拡張していくため

---

27 ――― ウェンガーらの「実践コミュニティ」論とエンゲストロームの「活動理論」は相互に補い合う視点をわれわれに提供している。（Cole,1996=2002）哲学カフェにおいては、進行役を中心とする議論参加者は「実践コミュニティ」を形成し、ある種の求心的な実践を志すが、常連ではない一回限りの参加者たちは必ずしもこのコミュニティに「帰属」するわけではない。他方で、哲学カフェは多様な参加形態を許容することにより、「望めばいつでも参加できる議論」という〈活動〉としても広がりを見せている。なお、カフェという空間を特徴づけているのは、「飲食とおしゃべり」という口の文化／口の実践であり、広い意味でのオーラルコミュニケーションである。

28 ――― 逆に言えば、実践の状況を記述することもまた、それ自体実践の一部となる、といえよう。このことをヴィトゲンシュタインは、「ある規則への従い方を記した規則・・・」というものが完結せず無限に続き得ることを通して考察した。（Wittgenstein, 1953）

29 ――― 筆者たちは対話を楽しむためのロールプレイゲーム作成も行い、それを哲学ワークショップの場で用いている。その一つが「ソクラテスの対話ゲーム」である。

には、実践を支える熟達者たち、固定されず自由に交替できる「進行役」たち（実践コミュニティ）の存在だけでなく、拡張ためのメディア（＝媒介）が不可欠である。そのメディアとなるのは、こうした多様な参加を許容する場、すなわち、実際の「カフェ」あるいは、カフェに類する機能（飲食と会話：口の実践）をもつ場を設け、維持することである。実践を志す者が、いつでも活動に参加できるために、実践の場がいつもそこにあることもまた必要である。とりわけ、哲学カフェの活動にとっては、大学機関や企業のセミナー室のように、公的／私的に整備された環境ではなく、「カフェ」に象徴されるような、日常生活や他の活動と連続した空間に人々が集まることが重要となる。[30] つまり、身の周りにあり、参加しようと思えば参加できる、「草野球」的なフィールド、「空地」が提供されているとともに、そうした「空地」において人々の活動を媒介するもの、コーヒー、テーブル、椅子という文化的道具に新しい意味が与え直されることが必要となる。

3．実践への参加者の自発性から自律的活動へと拡張すること：哲学カフェにおいては、参加する／しない、発言する／しないは参加者に任される。こうした自発性からなる実践は確かに不安定である。しかし他方で、こうした不安定さを制御することを目論み、場を既存の制度のうちに組み込み、参加の義務づけられた空間を設定すれば、参加者も選別され、議論の性質そのものもまた変化してしまう。例えば、学校教育や娯楽産業という文脈におかれると、哲学カフェはその実践そのものにとって外的な評価基準（「成績」や「売上」）に晒されてしまう。議論や思考の基準となるもの自ら吟味するという活動を根幹に据える哲学的議論は、他の目的に従属することなくそれ自身のために行われる「自己充足的」側面をもつ。実践は他の目的のためにではなく、実践それ自体のために行われる。哲学カフェは、議論と思考を楽しみ、それを動機として人々が集まる場所である。そこで、参加の度合いを高めながら、自ら進行役となって哲学カフェを開くことを参加の最終目標とする人たちの「実践コミュニティ」への方向と、そうした実践の周辺に留まるというかたちで様々な人たちが出入りを繰

30 ――― 厳密に言えば、ある場所と時間帯を設定することは、その場と時間に来ることができない人々を原理的に排除してしまう。その意味では哲学カフェは、「理想的」な公共空間に該当するのではない。しかし、仮にそのような理想を追求するにしても、どのような場所で開くとどのような人々が集まり、どのような議論ができるのかという経験を積み重ねるほかないように思われる。Café Philo では、社会のなかの様々な機会や場所・空間（喫茶店、セミナー室、アートセンター、美術館、駅、空地、大会議場の一角、工事現場）を利用して実験を行っている。

り返すという拡散の方向、という二つの動きからなる自律した〈活動〉が生成するのである。

5－2．哲学カフェは、社会のなかで行われている他の議論の実践とどのような関係にあるのか

哲学カフェでは、しばしば私たちの社会生活にとって必要不可欠なことをテーマに話し合われるが、その議論は、何らかの社会的問題への直接的な解答や結果をもたらすような「即効性」のある答えを目指すわけではない。すでに述べたように形式上、合意形成の手続きを踏むことは不可能であり、また、「解決されるべき問題」に取り組むだけの十分な準備がなされるわけでもない。むしろ哲学カフェにおいては、解決や合意への圧力なしに、あるテーマについて様々な考えや価値判断を持つ人がともにそれについて語り合える自発的で「ゆるやかな場」の生成が特徴となる。「カフェ的空間」とは、ある日常における実践と連続している場所であり、進行役を媒介にした哲学的議論はその場を自律的な空間へと変容させるのである。哲学カフェは、「問題解決」や「合意形成」への負荷、すなわち、他の目的に従属した営みではなく、議論自身を楽しむという自足的な営みであることによって、自律的に活動し始める。

社会のなかのどのような活動も、それがより大きな社会の文脈のなかにどのように位置づけられるのかによって、異なる意味と機能をもつことも無視できない重要な事実である。その意味では、哲学カフェも「言葉を通して議論すること」という価値にコミットする活動であり、それ以外の活動（歌を歌う、踊る、演説する、殴り合うなど）を排除する空間である。また、「カフェに集まる」という様式自体が、参加する者を限定することも確かであろう。しかし他方で、哲学カフェの活動は、それに参加する者たちからすれば、自律した活動であり、自ら志向する実践以外に目的をもたず、他のものの手段となることはない。この「他のものの手段となることがない」という単純な志向が哲学的議論にとって本質的な点ともいえるだろう。

ところで、こうした哲学カフェの活動は「公共性」とどのような関係にあるのだろうか。　実践と活動という観点から言えることは、「公共的なもの」は、所与のものではなく、実践と活動のなかに生成するものであるということである。「公共性」は理念や理想のなかには場所をもたない。（もちろん、理念を媒介にした活動、すなわち社会運動という実践もあり、それが歴史的に「公共性」を形成してきたことを無視するの

ではない。)「公共性」という問題は、思想として追求されるのではなく、人々が現実に参加することのできる活動として考えられなければならない。そして、そのような活動を媒介するものが何であるのかを、十分に考察しなければならない。哲学カフェから垣間見られる「公共性」とは、人工建造物のなかに生息し始めた「ビオトープ」的な生態系なのである。

5－3．様々な社会領域の「インタフェイス」としての哲学カフェ

哲学カフェは、哲学研究者と「素人」のあいだで交わされる哲学的議論として捉えられる必要はない(もちろん、そのような側面がないわけではない)。哲学研究者と「素人」のあいだの議論として仮に限定した場合でも、そこで行われるのは、研究者から素人への知識伝達ではなく、双方からの議論という実践への参加である。単純に言えば、進行役の適切な媒介を通じて、参加者は「知識伝達」が功を奏しないことを体験する。「九九」が、それを自ら暗唱することができなければ、無意味な呪文にしか聴こえないのと同様に、専門知識の無闇な披露はかえって徒労に終わるだろう。(31)

つまり、(進行役の適切な媒介による)この参加過程を通じて、哲学研究者であれ、別の分野・職業での研究者・専門家であれ、それぞれの領域での実践のあり方が相対的なものであることを実感する。哲学カフェにおいては、すべての参加者(進行役も含む)が「人前で話すこと」を通して自らの「癖」(慣習＝ハビトゥス)を演じる。日常での会話では、こうした「話し方」の違いがしばしば葛藤の原因となる。しかし、哲

31 ――― 知識、知ということを考えるとき、知識を持つ専門家(大学人、研究者)とそれを持たない市民という形で二分して捉えられることが多い。近年、大学の「社会」に対する「アカウンタビリティ」というものが言われるようになり、大学と「社会」、専門家と「市民」の「インタフェイス」というものが求められた。これについては、専門家から「市民」への知識伝達のモデルが主流であったように思われる。しかし、このモデルにおいては、専門家は、知識を(論文、出版という特殊な仕方で)生み出す者、知識の所有者として位置づけられ、「市民」は知識や成果を受容し消費する者として捉えられている。知識伝達モデルでは、知識を生み出す場所と、知識が消費される場所が切り離されている。
こうした知識伝達モデルではなく、「社会的実践への参加」で考えることによって、知識への新しい(あるいは本来の？)関わり方が見えるようになると思われる。「社会的実践への参加」には、知識を生み出す者、消費する者の区別は存在しない。社会的実践においては、その参加者のすべてが、実践活動にかかわる。哲学カフェは、知識伝達の場所ではなく、知識や考えを共同で吟味し、生み出す場所である。哲学カフェとは、知識に対するオルタナティブな関わりであり、大学的な知識産出の方法と、「市民」的知の新しいインタフェイスの一翼を担うこともできるだろう。

大阪・中之島地下駅建設現場での哲学カフェ

学カフェでは、進行役がそのような「話し方」にはあえて注意を払わずに（参加者一人一人の慣習的振舞い＝実践を遮断させ）、参加者に議論のテーマに集中させることがうまくできれば（進行役の技法としては、参加者の発言とそれへの応答によって、議論に貢献する一般的論点を抽出することができれば）、参加者の相互変容（相互学習）が生じるのを期待することができるのである。哲学的議論への参加とは、言葉や考えそれ自身に向き合うというシンプルだが容易ではない態度を学習することなのである。

こうした意味において、哲学カフェにおける議論、進行役と「カフェ的空間」によって媒介された活動は、「対話する文化、議論する文化」の一翼を担うことができるだろう。哲学カフェは、おそらくいかなる社会の領域、個別の実践のなかにも埋め込むことができる。（すでに行われた例からすれば、美術館、病院、図書館、大学など、様々な場所とそこでの実践に埋め込むことができる。）それは哲学的議論・対話の大きな特徴でもある。

以上の哲学カフェに関する考察によってあらためて確認されたように、「モデル」や「方法」を何かに適用することによっては、実践と活動は生成しない、と言うことができるだろう。実践が営まれるためには実践者のコミュニティと資源が前提とされるのであり、ある活動が生成し広がるためには、拡張のためのメディアが不可欠である。おそらく〈インタフェイス〉と言われるものは、実践という水準において考えられねばならず、活動が活動として生成することのうちに〈インタフェイス〉を見ることが重要ではないだろうか。少なくとも、哲学カフェは、議論という実践への参加を開くとともに、さらに人々のあいだで営まれている活動のなかに新しい活動を芽吹かせるというかたちでインタフェイスの生成を印づけているのではないだろうか。

【引用文献・参考文献】

Cole, Michael, 1996, *Cultural Psychology : A Once and Future Discipline,* President and Fellows of Harvard College.＝2002,『文化心理学：発達・認知・活動への文化-社会的アプローチ』, 天野清訳, 新曜社.

Engeström, Yrjö, 1987, *Learning by Expanding : An activity-theoretical approach to developmental research,* Helsinki: Orienta-Konsultit Oy. ＝1999,『拡張による学習：活動理論からのアプローチ』, 山住勝広他訳, 新曜社.

Engeström, Yrjö, Reijo Miettinen and Raija-Leena Punamäki (ed.). 1999, *Perspective on Activity Theory.* Cambridge University Press.

Habermas, Jurgen, 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit,* Suhrkamp.＝1994,『公共性の構造転換』, 細谷貞雄訳, 未来社.

Kripke, Saul. A. 1982, *Wittgenstein on Rules and Private Language,* Basel Blackwell. ＝1983,『ヴィトゲンシュタインのパラドックス：規則・私的言語・他人の心』, 黒崎宏訳, 産業図書.

Lave, Jean & Etienne Wenger. 1991, *Situated Learning : Legitimate Peripheral Participation,* Cambridge University Press.＝1993,『状況に埋め込まれた学習：正当的周辺参加』, 佐伯胖訳, 産業図書

Luhmann, Niklas. 1997, *Die Gesellschaft der Gesellschaft,* Suhrkamp.

Ong, Walter Jackson. 1982, *Orality and Literacy: The Technologizing of the World,* Methuen. ＝1991,『声の文化と文字の文化』, 桜井直文他訳, 藤原書店.

Phillips, Christopher, 2001, *Socrates Café : A Fresh Taste of Philosophy,* W W Norton & Co Inc. ＝2003,『ソクラテス・カフェにようこそ』, 森丘道訳, 光文社.

Rorty, Richard, 1982, *Consequences of Pragmatism,* Univ. of Minnesota Press.＝1985,『哲学の脱構築: プラグマティズムの帰結』, 室井尚ほか訳, 御茶の水書房.

Ryle, Gilbert. 1949, *The Concept of Mind,* Hutchison. ＝1987,『心の概念』, 坂本百大, 宮下治子, 服部裕幸訳, みすず書房.

Sautet, Marc, 1995, *Un café pour Socrate, Robert Laffont.* ＝1996,1998『ソクラテスのカフェ』(Ⅰ・Ⅱ), 堀内ゆかり訳, 紀伊國屋書店.

Wenger, Etienne. 1998, *Community of Practice,* Cambridge University Press.

Wittgenstein, Ludwig. 1953, *Philosophische Untersuchungen,* Suhrkamp. ＝1976,『哲学探究』(ウィトゲンシュタイン全集８), 藤本隆志訳, 大修館書店.

大黒岳彦, 2006,『〈メディア〉の哲学：ルーマン社会システム論の射程と限界』, NTT出版.

伊勢田哲治, 2005,『哲学思考トレーニング』, 筑摩書房.

菅磨志保・山下祐介, 2002,『震災ボランティアの社会学：“ボランティア=NPO”社会の可能性, ミネルヴァ書房.

田辺繁治, 2003,『生き方の人類学：実践とはなにか』, 講談社.

納富信留, 2005,『哲学者の誕生』, 筑摩書房.

野矢茂樹, 1997,『論理トレーニング』, 産業図書.

コプフヴェルグ・ベルリン, 樫本直樹、川上展代訳, 2005,「ソクラティク・ダイアローグの方法論：遡及的抽象　どのように哲学的認識を求め、見いだすのか」,『臨床哲学第七号』, 大阪大学大学院文学研究科臨床哲学研究室発行所収.

裁判員評議における人間関係を考える

市民のための評議トレーニング

ＮＰＯ法人 日本メディエーションセンター

2009年から始まる裁判員制度について、国民は後ろ向きでネガティブなイメージをもっているということが各種マスコミや先行調査において報じられているが、何がネガティブ原因なのかが追及されている先行調査は少ない。

そこで、国民が裁判員制度、そして主に評議に関してどのように考えているのか、自らが積極的に参加するためにはどのような工夫があるのかについての調査結果〔(株) 富士通総研との共同調査〕が、田中代表理事によって発表された（田中報告「国民が主体的に参加できる裁判員制度とは」を参照)。

続いて、安藤常任理事と稲村常任理事が加わって、裁判員制度の評議のためのグループワークが行われた。

裁判員制度における問題点の一つとして、市民が有効な評議を行いうるかということが司法関係者あるいは市民サイドからも指摘されている。だが、市民は日常的にあらゆる場所で、何らかの会議や集団あるいはグループにおける意思決定というかたちで「評議」を経験していることは間違いない。

裁判員制度の「評議」における特徴は、市民だけでなく職業裁判官が裁判官として参加する点にある。つまり、市民と裁判官は「同等」といわれているが、職業裁判官は、「専門家」として一定の「力」を持つことが予想される。

このような場におけるコミュニケーションや人間関係を体験し検討するために、今回のワークが行われた。このワークに関しては、稲村報告「裁判員制度の評議のためのグループワーク」を参照されたい。

国民が主体的に参加できる裁判員制度とは

ＮＰＯ法人日本メディエーションセンター代表理事
田中　圭子

評議に積極的に参加するために

各種マスコミなどの報道、先行調査などで国民の裁判員制度に後ろ向きで、ネガティブなイメージが目立つ。

しかし、それら先行調査では何がネガティブ原因なのか追究されているものは少なく、この新しい裁判員制度の主役になるべく「国民」が裁判員制度に対して何を不安に思い、心配しているのかを明らかにする必要がある。また、制度という大きな枠組みではなく、実際に裁判員が積極的に参加する場である「評議」において、どのようにすれば現実的に裁判員と裁判官が同じ視線で「話し合い」ができるのかという調査が少ない。

そこで2006年（株）富士通総研との共同調査で国民が裁判員制度、そして主に評議に関してどのように考えているのか、自らが積極的に参加するためにはどのような工夫があるのかを調査した。

（1）裁判員と裁判官のコミュニケーション

裁判員制度の審理、評議いずれの場でも、そこにかかわるすべての人のコミュニケーションの場であるといっても過言ではない。従来の審理の場であれば弁護士と検察のプレゼンテーションを裁判官のみが聞き、それによって判断を下すという構図であった。しかし裁判員制度では裁判員と裁判官がその後の評議でそれらプレゼンテーションを元に評議を行うことになる。つまり、裁判員制度においては、検察、弁護士双方とも従来の司法関係者ではない国民である裁判員にわかりやすいプレゼンテーションをしなければ自分の仕事の責務を果たせなくなる。また逆に裁判員自身もその場でのプレゼンテーションのどこがわからなかったのかを表明できなければ、評議はおろか、考えることもできなくなるであろう。

審理後の評議におけるコミュニケーションにおいては次の２点が課題として挙げられ

るであろう。第一に「裁判の専門家」「先生」である裁判官による「審理後」の裁判員への説得。第二に裁判員どうしのコミュニケーションギャップが生じる可能性がある場合のフォロー体制、同時に「わからない事」をわからないといえる雰囲気作りである。

（2）裁判員が主体的に合意をできる環境とは

裁判員制度そのものについて、例えば裁判員の人選、精神的ケア、裁判員として出席時の勤務形態取り扱いなど、制度そのもので考えていかなければならない点は否めない。しかし、制度として稼動することが決まっているなか、どのように運用していくかという点も、今から考えておかなければならない点であろう。

（3）「わからない事」を「わからない」と言える評議の場

今回の調査で、国民は制度に対して不満や不安はあるものの、裁判員制度を「重要な役割」「選ればれたからには精一杯がんばりたい」など、「評議」には前向きな発言が多く見受けられた。つまり、評議の運用次第では裁判員として自ら主体的に、積極的に取り組みたいと考えていることがわかる。

また、次の2点については明らかな結果が出た。第一に自分がどのように扱われるか不安という観点からの「呼称」つまり自分の呼ばれ方の問題。第二に評議しやすく「わからない事」を「わからない」と言える場作りの工夫として、座席の工夫である。

第一の呼称は、苗字（ファミリーネーム）で呼ばれたいという回答者が大半を占めるなか、「自分の素性を知られたくない」という因果関係を調べると「その場限りの名前をつけたい」という回答者のパーセンテージが上がることがわかった。つまり、評議のはじめにはメディエーション同様、自分の呼ばれ方の「確認」は少なくとも必要と言うことになる。

第二の座席の工夫では、どの席だったら話し合いがうまく進むか尋ねたところ53.7

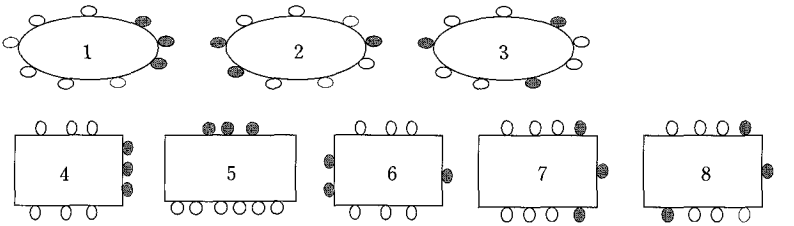

%の回答者が3と答えた。各種広報用のビデオなどでは1の座席が多く見られるが、専門家と呼ばれる裁判官が1箇所にまとまることでプレッシャーを感じるだけでなく、わからない時に質問しやすい座席というのも工夫の必要である。

（4）まとめにかえて

裁判員制度が司法制度改革の中で取り入れられたのは「国民の健全な社会常識が反映されること」に他ならない。国民の考えをしっかり反映するためには、国民自身が自分の考えを自ら表明できる場を創ることが何よりも必要になるのである。そのためにできる事は、コミュニケーションの原点に立ち返るところによって見えてくるのではないだろうか。

裁判員制度の評議のためのグループワーク

ＮＰＯ法人日本メディエーションセンター 常任理事
稲村　　厚

１．ワークのねらい

2009年から始まる裁判員制度において、市民が有効な評議を行いうるか、という点が司法関係者あるいは市民サイドからも問題として指摘されている。具体的には、主に次の２つの要素が問題点とされている。ひとつは、そもそも市民に冷静かつ客観的な評議を行う能力があるのか、という点と、二つ目は、その問題が克服できたとしても、評議に専門家である裁判官が加わったときもなお、市民自身の考えを表明していくことが可能か否か、という点である。

しかし、翻ってみれば、市民は日常的にあらゆる場所で、何らかの会議や集団あるいはグループにおける意思決定という形で「評議」を経験しているのであり、一定の能力があるのは間違いない。少なくともここで言えるのは、「評議」を前提とした教育やトレーニングなどが義務教育において行われているかどうか、については考える必要があるだろう。むしろ、裁判員制度においては諸外国の「陪審制度」と違って、市民だけではなく職業裁判官が職業裁判官として評議に参加する点について、検討が必要である。評議の場で、職業裁判官と裁判員は同等の立場と言われているが、職業裁判官は一定の「力」を持つことが容易に予想できるからである。この問題を克服するためには、市民が「力」に影響されないように努力することも必要だが、裁判官のかかわり方について充分検討することが大事であろう。それは、ルール作りだけではなく、市民と裁判官が評議についての体験型トレーニングを一緒に受講するシステムを作ることが、有効であると思われる。

以上のような問題意識のもとに、今回のワークでは次のような「ねらい」を設定した。

○　ねらい

１．評議は日常的に存在することに気づく

2．評議の中における自分の特性に気づく
3．グループ評議における人間関係を学ぶ
4．グループの一部が暗黙の「権限」を持っている場合の人間関係を考える

2．ワークの手順

実習手法としては、コンセンサス実習を基本に組み立てた。コンセンサス実習では、「順位付けワーク」を行い、課題として「裁判員制度」そのものの中身を議論できるようにした。まず各個人が決定した順位付けをグループの順位にするために話し合いを行うことが実習の中身である。本来コンセンサス実習の場合は、特別にリーダーを決めることなく、グループ内あるいは個人の内部に葛藤を興させ、それによる人間関係およびグループの中で自然に現れるリーダーシップをも観察の対象とするものだが、今回はあえてグループの中にリーダーを設置し、グループの中に、「多数決権限」を持つリーダーがいる場合のグループダイナミクスを実施した。これは、裁判員制度では「裁判官」というリーダーが存在するため、そのようなグループに対して一定の力を持ったリーダーが存在する場合の人間関係を観察するためである。また、グループリーダーの中におこる葛藤についても気づいてもらおうという意図もあった。

主な手順は次のとおり。

Ⅰ　6名から8名程度のグループ
Ⅱ　裁判員制度に関連する課題を、まず個人で選択
Ⅲ　のち、グループで時間内にコンセンサスで選択する
　原則は、①十分な話し合い、②多数決や平均値で決めない、③意見を変えるときは理由を述べる、などのコンセンサスの原則
Ⅳ　グループリーダー1名だけは、多数決で決める権限を持っている
Ⅴ　結果ではなく、課題達成のプロセスを各グループで振り返り、それを全体で分かち合う
Ⅵ　準備するもの
　模造紙・マジック・ホワイトボード等
Ⅶ　所要時間は1時間半～2時間

3．実施状況

ラボラトリーメソッドによる体験学習の場合、参加者がこのようなやり方に不慣れの場合や参加意欲がない場合には、進行に大変苦労する。今回は、「対話シンポジウム」への参加者を対象としており、これまで「対話」というキーワードを中心に研究・活動を続けているメンバーであったため、全体的にスムーズに進行することができたように感じている。

課題達成までのルールについても理解いただき、それぞれのグループで様々な出来事が起こっていたようであった。振り返りに関しては、グループ内のメンバーへの観察が不十分であったのではないか、との反省がある。往々にして課題達成に集中すると、周りの人間関係が見えなくなるものであるから、やむをえないとも言えるが、「対話」を重視するように最初に呼びかけておいても良かったかもしれない。このような体験学習は、一種の「慣れ」も必要であるから、何度か体験することにより感受性を磨くことができると思われる。メンバーへのフィードバックに関しても、良かった悪かったとの評価をするのではなく事実や自分が感じたことを記述的に伝えるのに苦労していたようである。

さて、このワークの実施により、評議は特別なものではなく、日常的に私たちが体験しているものであり、その評議の中での自分の特性などにも気づいていただけたと感じている。グループにおける人間関係の相互作用については、全体での振り返りの時間と若干の小講義の時間を充分に取れなかったために不十分であった。それでも、各グループリーダーからは、「自分は充分に評議に参加できたと感じていたが、他のメンバーの参加実感の評価が低かった」「グループのメンバーの参加実感は大変高い評価であったが、リーダーとしてはかなり誘導したという自覚がある」などの興味深い報告があった。評議の参加者としては、話をさせてもらえない、聴いてもらえないということを直接的に感じられるができるが、話もでき、聴いてももらえたが巧みに誘導された場合には、その経緯を振り返ることはきわめて難しいということであろう。かなり深い分析であったと思われる。

4．まとめと今後の課題

評議は、複数の対話であると考えることができる。対話において相手を尊重し話をよく聴きこちらの話を聴いてもらえたときに起こる力は、そのまま評議の場でも同様

に起こる。評議において議論を尽くすことは、すなわち複数の人との深い対話をすることであり、その結果、評議の参加者の人間関係にまで大きく影響を及ぼす。米国における陪審員が評議を行った後非常に仲良くなるという現象を聞いたことがあるが、それも同じ力の働きの結果であろう。

裁判員制度のスタートを前に、世論は賛否両論であるが、いたずらに評議を恐れてはいないだろうか。また、模擬裁判などの方法で制度の普及を図ることが多いが、それ以前の実習として、今回のようなコンセンサス実習を行うことは、評議の充実のためにも有効と思われる。そして何よりグループに自他共に認める「権限」を持った裁判官が、自らの専門分野ではなく一般的なコンセンサス実習を体験し、評議の一構成員として様々な出来事を実感すること、さらには他の構成員から適切なフィードバックを受けることを提唱したい。そのための教材のヒントとなれば幸いである。

資料：第１回～第４回対話シンポジウム　開催要項

第１回対話シンポジウム
「対話を促進する方策と、場の構築のための連携」

主催：21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」（大阪大学・研究代表者：鷲田清一）プロジェクト「臨床と対話」研究グループ（代表者・中岡成文）
文部科学省科学技術振興調整費　科学技術政策提言「臨床コミュニケーションのモデル開発と実践」研究班（大阪大学・研究代表者：鷲田清一）
場所：大阪大学豊中キャンパス・共通教育本館（イ号館イ講堂）
日程：2003年2月23日

プログラム

10:00—12:00
「被害者・加害者調停」のRole-Playと解説、質疑
修復的司法を実施するＮＰＯの設立を考える関西の会

13:00—15:00
研究代表者挨拶
鷲田清一（大阪大学大学院文学研究科 教授）

報告（各15分の報告と質疑）
1．ＮＰＯ型ＡＤＲによる、対話の場構築の可能性と課題
上野義治（ＮＰＯ法人シヴィル・プロネット関西 理事長）
2．科学技術問題における意見の違いを克服する場での第三者の役割
稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）
3．ＶＯＭ（被害者加害者調停）の可能性と課題
前野育三（修復的司法を実施するNPOの設立を考える関西の会 代表 関西学院大学法学部教授）
4．消費者問題を解決する手段としての相談とメディエーションの連携
田中圭子（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費生活研究所研究員）

5．紛争処理のケア・モデルと教育可能性

和田仁孝（九州大学大学院法学研究院 教授）

6．対話のグループ・ダイナミクス：ボランティア活動の現場より

渥美公秀（大阪大学大学院人間科学研究科 助教授）

15:00—17:00

シンポジウム

報告　ソクラティク・ダイアローグ（ＳＤ）という対話実践

中岡成文（大阪大学大学院文学研究科 教授）

パネリスト：上記報告者ならびに

藤岡淳子（大阪大学大学院人間科学研究科 教授）

大澤恒夫（静岡県弁護士会）

稲村　厚（神奈川県司法書士会）

司会・進行：稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）

吉井朋子（大阪司法書士会）

第２回対話シンポジウム
「臨床現場での具体的な取り組みから、対話モデルを考える」

主催：21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」（大阪大学・研究代表者：鷲田清一）プロジェクト「臨床と対話」研究グループ（代表者・中岡成文）
文部科学省科学技術振興調整費　科学技術政策提言「臨床コミュニケーションのモデル開発と実践」研究班（大阪大学・研究代表者：鷲田清一）
場所：大阪大学吹田キャンパス・コンベンションセンター
日程：2004年１月11日

プログラム

10:00―12:30
Work-Shop

１．ＶＯＭ（被害者加害者調停）による取り組み　〔MOホール〕
座長：三木憲明（弁護士）

２．Medical Communication（医療における対話）　〔会議室３〕
座長：和田仁孝（九州大学大学院法学研究院 教授）
報告：「電話相談で感じる患者と医療者のコミュニケーションギャップ」
山口育子（NPO法人ささえあい医療人権センターCOML）
「医療事故防止と医療スタッフのコミュニケーション」
山内桂子（医療安全の心理学研究会）
「医療メディエーションの可能性」
中西淑美（九州大学大学院法学研究院）

３．様々な対話回復の取り組み　―地域からのＡＤＲの発信　〔会議室１〕
座長：稲村　厚（神奈川県司法書士会）
報告：上野義治（ＮＰＯ法人シヴィル・プロネット関西）
伊藤秀文（日本メディエーションセンター）
土井秀人（赤ひげネット）
松下純一（愛媛和解支援センター）
岡村正文（中四国メディエーションセンター）

４、経済産業省・経済産業研究所

「ＡＤＲを担う人材育成に関する研究会」の取り組み

〔会議室２〕

座長：廣田尚久（大東文化大学 教授：弁護士）

報告：中村芳彦（弁護士）

入江秀晃（株式会社 三菱総合研究所 情報通信政策部）

丸山富美江（社会保険労務士）

14:00―17:00

研究代表者挨拶

鷲田清一（大阪大学大学院文学研究科 教授）

基調講演 「対論と対話　―ライツトークとモラルトーク」

棚瀬孝雄（京都大学大学院法学研究科 教授）

「医療現場における対話の必要性」

辻本好子（ＮＰＯ法人ささえあい医療人権センターＣＯＭＬ代表）

基調講演者とパネリストによるシンポジウム

司会ならびに総合コーディネーター：

稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）

吉井朋子（大阪司法書士会）

第3回対話シンポジウム
「Mediation（調停）のトレーニングを体験する」

主催：21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」（大阪大学・研究代表者：鷲田清一）プロジェクト「臨床と対話」研究グループ（代表者・中岡成文）
場所と日程：東京大学医学部付属病院入院棟1階レセプションルーム（2004年12月1日・2日）、大阪大学中之島センター（2004年12月4日・5日）

プログラム

12月1日（東京大学医学部付属病院入院棟1階レセプションルーム）
テーマ「医療解決におけるMediationの可能性」
責任者：稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）
14:00—16:30
招聘講師 Peter Robinson(Acting Director of the Straus Institute for Dispute Resolution, Pepperdine University School of Law, Assistant Professor of Law)と Jim Scott (Assistant Director of the Straus Institute for Dispute Resolution, Pepperdine University School of Law, Federal Mediator)との意見交換〔以下、招聘講師はこの二人を指す〕

12月2日（東京大学医学部付属病院入院棟1階レセプションルーム）
テーマ「Mediation（調停）トレーニングを体験する」
責任者：和田仁孝（早稲田大学法務研究科 教授）
13:00—13:15
The Straus Institute for Dispute Resolution, Pepperdine University School of Lawの概要
13:15—17:00
招聘講師によるトレーニング
1．STAR方式によるトレーニング（いかにしてトレーニングを行うか）
2．調停における倫理

12月4日（大阪大学中之島センター）

テーマ「Mediation（調停）トレーニングを体験する」

責任者：稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）

13:00—13:15

The Straus Institute for Dispute Resolution, Pepperdine University School of Law の概要

13:15—17:00

招聘講師によるトレーニング

1．ＳＴＡＲ方式によるトレーニング（いかにしてトレーニングを行うか）

2．調停における法律家の役割

12月5日（大阪大学中之島センター）

テーマ「被害者と加害者にとっての語ることと聞かれることの意味」

責任者：藤岡淳子（大阪大学大学院人間科学研究科 教授）

10:00—11:00

「対話の前提としての被害者理解、加害者理解」

進行役：藤岡淳子（大阪大学大学院人間科学研究科 教授）

11:00—13:00

「被害者と加害者にとっての語ることと聞かれることの意味」

パネリスト：杉浦純子（被害者）、倉田めば（薬物依存回復支援団体「フリーダム」コーディネーター）、前田忠弘（甲南大学法学部教授）、藤岡淳子（大阪大学大学院人間科学研究科 教授）

進行役：森本志磨子（弁護士）

テーマ「地域からのＡＤＲの発信」

責任者：岡村正文（中四国メディエーションセンター 代表）

14:00—17:00

報告：津田尚廣（ＮＰＯ法人シヴィル・プロネット関西）、伊藤秀文（日本メディエーションセンター）、岡村正文（中四国メディエーションセンター）、松下純一（愛媛和解支援センター）、上野陽子（赤ひげネット）、稲村厚（神奈川県司法書士会）、小林英世（ＡＤＲ研究会）

第4回対話シンポジウム in 愛媛
「地域での、市民との連携の元での紛争解決とは」

主催：21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」（大阪大学・研究代表者：鷲田清一）プロジェクト「臨床と対話」研究グループ（代表者・中岡成文）
共催：大阪大学コミュニケーションデザイン・センター、愛媛和解支援センター
日時：2005年12月10日・11日
場所：ホテル奥道後　コンベンションホール「錦晴の間」（愛媛県松山市）
総合コーディネーター：稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）
和田直人（愛媛大学法文学部 講師）

プログラム

12月10日

13:00—17:15

趣旨説明と意気込み

稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）

松下純一（愛媛和解支援センター 代表）

基調講演「対話を促進するということ」

中岡成文（大阪大学教授／大阪大学コミュニケーションデザイン・センター長）

基調講演「ＡＤＲから対話の促進へ」

稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）

パネルディスカッション「専門家が市民間の対話を促進する仕組みと、人の育成」
—地域において紛争解決を支援する（地域における連携）—

パネリスト：稲村厚（日本司法書士会連合会理事／司法書士）、工藤康博（東京都行政書士会企画開発部長／行政書士）、小林英世（家庭裁判所調査官）、西田寛（境界問題相談センターおおさか・センター長／土地家屋調査士）、平澤春樹（有限責任中間法人 全国不動産鑑定士会 専務理事／不動産鑑

定士)、岡田潤一郎（愛媛県土地家屋調査司会ADR委員会委員長／土地家屋調査士)、河野昭子（ＮＰＯ法人 個別労使紛争処理センター 愛媛支部長／社会保険労務士)、佐藤美穂子(愛媛和解支援センター)、高田義之（香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科／弁護士）

総合コーディネーター・司会：稲葉一人（科学技術文明研究所 特別研究員）
和田直人（愛媛大学法文学部 講師）

12月11日

9:00—12:00

パネルディスカッション「地域からのＡＤＲの発信」

—市民と一緒に紛争を解決する（市民との連携）—

パネリスト：安藤信明（ＮＰＯ法人 日本メディエーションセンター 理事)、津田尚廣(ＮＰＯ法人 シヴィル・プロネット関西 副代表理事)、小澤昭文(中四国ミディエーションセンター 岡山支部長)、上野浩輔（赤ひげネット)、松下純一（愛媛和解支援センター 代表）

総合コーディネーター：和田直人（愛媛大学法文学部 講師）

司会：稲村厚（日本司法書士会連合会理事／司法書士）
入江秀晃（三菱総合研究所 研究員）

13:00—15:00

調停ワークショップ「実際の調停を感じる」

—紛争事案のロールプレイ—

出演：愛媛和解支援センターのメンバー　司会：和田直人（愛媛大学法文学部 講師）

後援：愛媛大学、愛媛新聞社、愛媛県土地家屋調査士会、愛媛県行政書士会、松山市社会福祉協会、土地家屋調査士会四国ブロック協議会、愛媛県マンション管理士会、愛媛県不動産コンサルティング協会、ＮＰＯ法人 個別労使紛争処理センター愛媛支部

協力：南海放送、愛媛県司法書士会、松山商工会議所、愛媛県宅地建物取引業協会、愛媛新聞、ウィークリーえひめリック、愛媛ＣＡＴＶ(ケーブルテレビ)、愛媛県社会保険労務士会、愛媛県不動鑑定士協会

大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」

「臨床と対話」研究グループ2006年度報告書
第5回対話シンポジウム

2007年3月31日発行

編集:稲葉一人　家高洋

発行:大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」

「臨床と対話」研究グループ(代表者　中岡成文)

〒560-8532　豊中市待兼山町1-5 大阪大学大学院文学研究科内

「インターフェイスの人文学」事務局

Tel: 06-6850-6716　Fax: 06-6850-6718

E-mail: coe_office@let.osaka-u.ac.jp

Website?: http://www.let.osaka-u.ac.jp/coe/web/
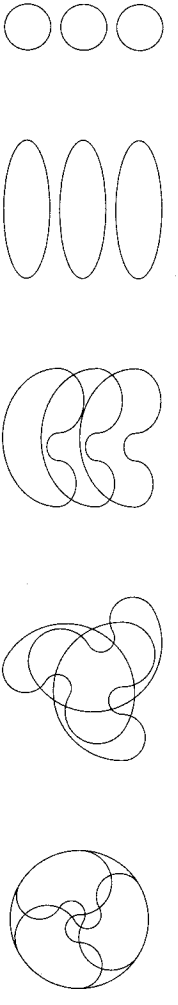
印刷:有限会社テトラ